

都市と自然と人が調和し 心地よさが感じ続けられるまち



静岡市景観計画



ごあいさつ

本市は、世界文化遺産の構成資産である三保松原からの富士山の眺望、名勝地に指定されている日本平から望む四季折々の景色や夜景、ユネスコエコパークに登録されている南アルプス、日本一深い駿河湾をはじめとする、多種多様な「自然景観」に恵まれています。それに加え、国宝に指定されている久能山東照宮や歴史・文化を色濃く残す駿府城公園と東海道の6つの宿場町などの風格ある「歴史景観」、また、けやき並木、公園、文教施設などの質の高い都市機能が集積された東静岡駅周辺や日本三大美港である清水港をはじめとした「都市景観」などが、バランスよく配置された世界に誇れる景観資源を有しています。



本市では、質の高いまちづくりや良好な景観を求める市民の皆さまの声に応えるため、平成16年に制定された「景観法」に基づき、『静岡市景観計画』を平成20年に策定しましたが、その後、平成27年3月に「歴史文化のまち」「健康長寿のまち」をリーディングプロジェクトとして「世界水準の都市」を目指す『第3次静岡市総合計画』を策定、平成28年3月には、時代認識を「成長・拡大」から「成熟・持続可能」へと転換し、「集約連携型都市構造」を将来の都市構造として掲げる『静岡市都市計画マスタープラン』を改訂しました。そこで、これらの上位計画や関連計画のまちづくり方針に整合した景観施策を推進していくために、『静岡市景観計画』を改訂し、景観誘導の区域の再編や方針の見直しを行いました。

今後、市民の皆さまや事業者の皆さまとの協働により、本市が世界に誇れる景観資源を磨き上げ、維持・保全をしていくことで、「都市と自然と人が調和し、心地よさが感じ続けられるまち」を創出し、成熟した都市、「世界に輝く静岡」を実現してまいります。

令和元年7月

静岡市長 田辺信宏



目次

本書をお読み頂くにあたって

序章 静岡らしい良好な景観形成を目指して

- 1. 静岡らしい景観の形成に向けて…………… 序-2
- 2. 景観計画の目的、ねらい等…………… 序-4
- 3. 景観計画の位置づけと構成…………… 序-6
- 4. 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）…………… 序-10

第1章 静岡市の景観の現況と特性

- 1. 自然景観…………… 1-2
- 2. 歴史景観…………… 1-4
- 3. 都市景観…………… 1-6
- 4. 公共施設等…………… 1-9
- 5. 活動景観…………… 1-11

第2章 景観形成の基本方針(景観法第8条第3項)

- 1. 景観形成の理念…………… 2-2
- 2. 景観形成の基本目標…………… 2-3
- 3. 景観形成の基本方針…………… 2-4

第3章 地区別の景観形成方針及び行為の制限(景観法第8条第2項第2号、第3項)

- 1. 建築物等の景観誘導の考え方…………… 3-2
- 2. 一般地区の区域とゾーンの概要…………… 3-10
- 3. ゾーン別の景観形成方針及び基準…………… 3-14

第4章 重点地区の指定

- 1. 重点地区の位置づけと指定手続…………… 4-2
- 2. 重点地区の指定と共に活用を検討する制度等…………… 4-4
- 3. 重点地区の指定の候補地区…………… 4-5

第5章 景観資源の保全・活用

- 1. 景観資源の考え方…………… 5-2
- 2. 景観資源（建造物、樹木）の保全・活用…………… 5-3
- 3. 景観資源（眺望地点）の保全・活用…………… 5-8

第6章 景観に配慮した公共施設等の整備

- 1. 公共施設（道路、河川、公園等）の景観整備の進め方…………… 6-2
- 2. 公共建築物の景観整備の進め方…………… 6-3
- 3. 「景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号ロ）」について…………… 6-4

第7章 景観形成の推進体制

- 1. 総合的な推進体制の構築…………… 7-2
- 2. 協働による景観まちづくりの推進…………… 7-3
- 3. 景観計画の進行管理…………… 7-8

用語解説

本書をお読み頂くにあたって

1) 本書の表現方法について

本市は、景観法*に定義される景観行政団体であり、静岡市景観計画*は、景観行政団体が景観法第8条により定めることのできる景観計画（法定計画）です。同法第8条において景観計画に定める事項を規定しており、本計画は、このうち次の5点を定めていますが、読みやすさや親しみやすさの観点から、次に示す名称を使用しています。

また、景観計画区域は、本市全域としますが、そのうち、特に、地域の資源などを活かした景観形成に取り組む地区を静岡市景観条例の規定により「景観計画重点地区（以下、「重点地区」という。）」として位置づけ、全市景観計画との整合性を保ちながら、重点地区毎に景観形成の方針や景観形成基準を定めることとしています。このため、景観形成の方針は、全市を対象とした方針と各重点地区を対象とした方針が定められています。

景観法の条項	本書で用いる名称	該当ページ
法第8条第2項第1号 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）	景観計画区域 （重点地区では、地区の区域）	序章 静岡らしい良好な景観形成を目指して ▶P序-10～
法第8条第3項 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	景観形成の基本方針 （重点地区では、景観形成の目標及び方針）	第2章 景観形成の基本方針 ▶P2-5～
法第8条第2項第2号 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	景観形成基準	第3章 地区別の景観形成方針及び行為の制限 ▶P3-1～
法第8条第2項第3号 第19条第1項の景観重要建造物*又は第28条第1項の景観重要樹木*の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	第5章 景観資源*の保全・活用 ▶P5-1～
法第8条第2項第4号口 当該景観計画区域内の道路法（昭和27年法律第180号）による道路、河川法（昭和39年法律第167号）による河川、都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第3項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第10条第2項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設*」という。）の整備に関する事項	景観重要公共施設の整備に関する事項	第6章 景観に配慮した公共施設等の整備 ▶P6-1～

*【用語の解説】 景観法 ➡ P用-1
景観重要建造物 ➡ P用-1
景観資源 ➡ P用-1

景観計画 ➡ P用-1
景観重要樹木 ➡ P用-1
景観重要公共施設 ➡ P用-1

2) 色彩基準について

本書の第2章の景観形成の基本方針、第3章の大規模建築物等の行為の制限及び第4章の重点地区における景観計画では、建築物の外壁や屋根等の色彩の方針及び基準を定めています。

一般に色彩を、赤や青、黄色などの色名で表現しますが、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、本書では、日本産業規格（JIS Z8721 色の表示方法—三属性による表示）にも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも正確な色彩を表現することができます。

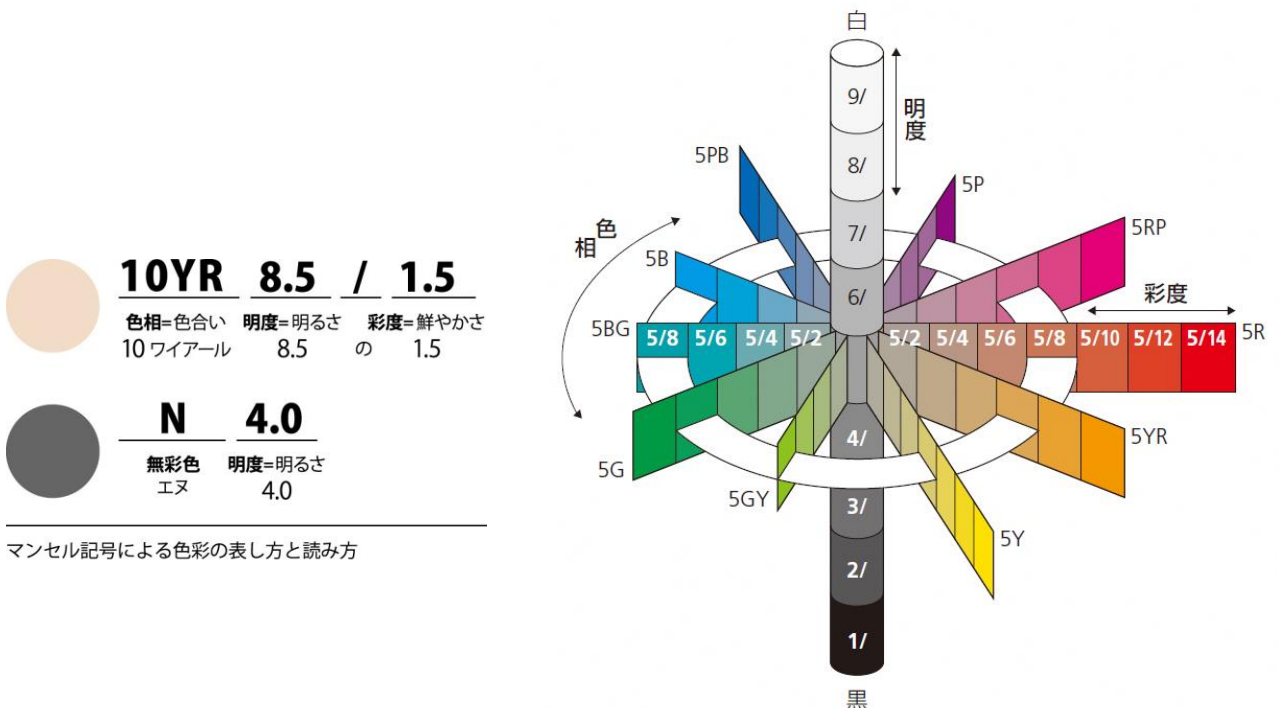


図 マンセル表色系の仕組み

■色を表す3つの属性

●色相*（しきそう）は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

●明度*（めいど）は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

●彩度*（さいど）は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は14程度です。

*【用語の解説】 色相 → P用-2
明度 → P用-2
彩度 → P用-2

マンセル記号による色彩の表し方と読み方



序 章 静岡らしい良好な景観形成を目指して

1. 静岡らしい景観の形成に向けて
2. 景観計画の目的、ねらい等
3. 景観計画の位置づけと構成
4. 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）



序章 静岡らしい良好な景観形成を目指して

1. 静岡らしい景観の形成に向けて

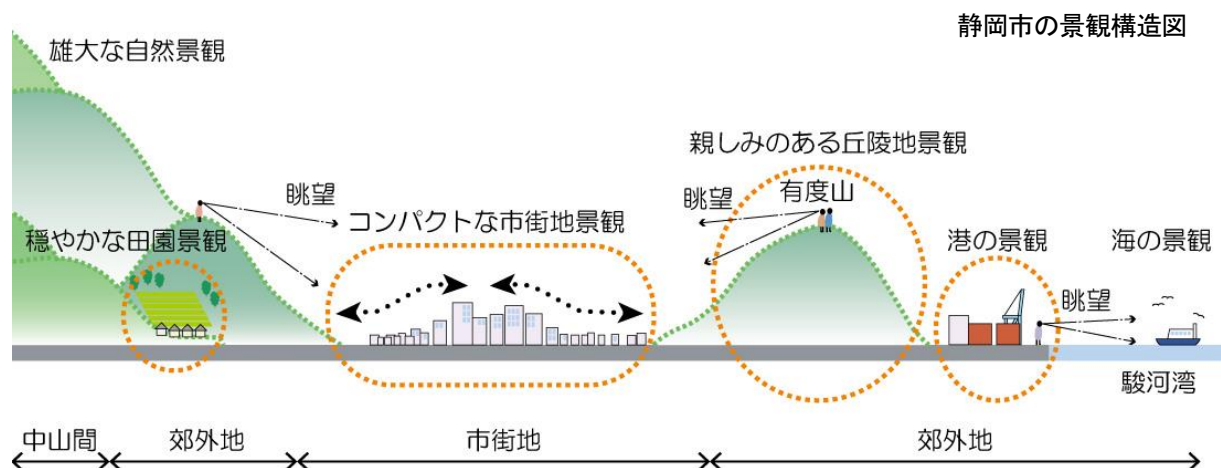
1) 静岡らしい景観とは

わたしたちのまち静岡は、水深 2,500mと日本一深い駿河湾に面し、富士山世界文化遺産の構成資産でもある白砂青松の美しい三保松原を有しています。標高 3,000m級の山々がそびえる南アルプスは、ユネスコエコパークに登録され、重厚感のある山地景観を形成しており、南アルプスに連なる山々が市街地の背後を囲む緑となっています。日本平からは美しい富士山を眺望することができ、夜間の景観は「日本夜景遺産」にも認定されています。また、旧東海道宿場町や城下町から発展してきた市街地には、蒲原宿や由比宿などの伝統的なまち並み、駿府城公園、国宝久能山東照宮、登呂公園といった、長い歴史を感じられる建築物や史跡が残されています。丘陵地や山麓の茶畑やみかん畑、安倍川上流部の畳石式のわさび田、久能海岸沿いの石垣いちご園などの特徴的な農地の景観は、歴史の中で地域の人々が育み継承してきたものです。

このような自然景観、歴史・文化的景観に恵まれた中で、本市は、城下町と港湾都市という2つの異なる都市基盤を確立し、政令指定都市としての様々な都市機能の集積を活かした市街地景観を形成してきました。特に JR 静岡駅周辺や JR 東静岡駅周辺は、県を代表する商業・業務地としての賑わいの景観が形成され、清水港周辺では、地域産業や海洋レクリエーションなどの拠点として個性あるみなとまちづくりが進められています。

良好な景観は、暮らしに豊かさとうるおいをもたらす、地域への誇りと愛着を感じさせ、まちの個性を育み、地域に活力を与えます。そのため、市民一人ひとりが本市の豊かな自然環境を認識し、都市や地域の景観に対して親しみや心地よさを創出するような景観形成に取り組んできました。

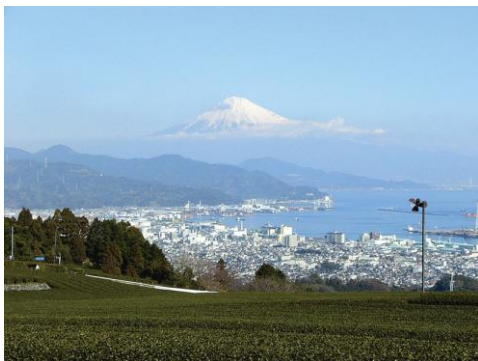
わたしたちは、静岡らしい景観を市民の共有財産として次世代に継承するため、引き続き、市民、事業者、市の役割分担と協働により、良好な景観をつくり、守り、育てることで、都市と豊かな自然と人々の生活が調和した、心地よさが感じ続けられるまちづくりに取り組みます。



2) 景観形成に取り組む意義

良好な景観形成に取り組むことには、次のような意義があります。

①都市や地域の個性を創出する



「本市にしか存在しない景観」や他都市にも存在するが「特長や個性が際立っている資源」は「静岡らしさ」と呼ぶことができます。このような、本市固有の景観を守り、育て、つくることによって、都市のアイデンティティや地域の個性や魅力を創出することができます。

②豊かな生活環境を形成する



良好な景観は、暮らしに豊かさとうるおいを与えるために必要不可欠なものであり、景観の質を高めることは、豊かな生活環境の形成につながります。

③都市の活力の創出や地域の活性化を促す



賑わいや落ち着きを感じさせる景観は、そこで暮らし働く人々の誇りとなるとともに、多くの人々を魅了し引きつけます。美しいまち並みや個性的な界わいを創出することは、観光や経済・産業活動、文化活動等に活力を与え、地域の活性化を促します。

④地域のコミュニティを育む



住民が、これまで地域やまちが積み重ねてきた暮らしの作法を共有することで、地域の誇りや愛着を感じ、豊かなコミュニティを育みます。さらに、地域やまちに対する定住や来訪の意欲をかき立てます。

2. 景観計画の目的、ねらい等

1) 計画改訂の背景

中高層建築物の立地によるまち並みの変化や、屋外広告物の氾濫等の景観上の課題が生じるとともに、土地区画整理事業や街路事業などの進捗などにより、新たなまちづくりへの景観形成のニーズが高まってきたことから、平成 16 年度に景観に関する総合的な法律である「景観法*（以下、「法」という。）」が制定されたことを契機として、平成 20 年度に静岡市景観計画*を策定しました。

その後、静岡市景観計画の策定後 10 年が経過し、その間、静岡市と旧由比町の合併により市域が拡大し、自然景観や歴史景観などより豊かな景観を有する都市となりました。

平成 26 年度に、市の最上位計画である「第 3 次静岡市総合計画」が策定され、『『世界に輝く静岡』の実現』というまちづくりの目標が掲げられたことから、その実現に向けて良好な都市景観の形成は必須条件と言えます。また、平成 28 年度には上位計画である「静岡市都市計画マスタープラン（以下、「都市計画マスタープラン」とする）」も改訂され、都市施設が集中する地区等にメリハリをつけ、魅力ある都市生活空間を形成する「集約連携型都市構造」が目指す将来の都市構造として掲げられました。そのため、都市のコンパクト化を進める「静岡市立地適正化計画（以下、「立地適正化計画」という。）」と連携し、集約化されたまとまりと特色がある良好な都市景観の形成を推進する必要があります。

また、これまで景観形成基準に基づく奇抜な建物の抑制を重視した助言・指導などを行ってききましたが、景観に対する市民の関心や理解の向上、再生可能エネルギー事業等の社会情勢の変化を踏まえ、次のステップとして市の政策実現のための積極的な景観誘導を図る必要があります。

以上のことから、本市の良好な景観形成を目指して、上位計画と戦略的に整合させるとともに、時代変化や最新のニーズに合わせ、より実効力の高い内容とするため、静岡市景観計画を改訂しました。



*【用語の解説】 景観法 → P用-1
景観計画 → P用-1

2) 景観計画の目的とねらい

本計画は、良好な景観形成に関する理念や目標、方針、基準等を明らかにし、市民・事業者・市の協働による良好な景観形成を実現することを目的としています。また、本計画は、次の点を主なねらいとしています。

①景観形成の目指す方向を共有すること

本市の景観特性を活かし、静岡らしい良好な景観形成の目指す方向、目標について明らかにし、これらを市民・事業者・市の間で共有化を進めます。

②景観形成に関する意識の向上と取り組みを促進すること

良好な景観を市民共通の財産として再発見し、活かしていくことの必要性について、市民・事業者・市のそれぞれが理解を深め意識を高めるとともに、3者の協働により良好な景観形成に関する取り組みを促進します。

③景観形成施策の実効性を高め、総合化を図ること

景観法に基づく景観計画及び景観条例を定めることで、本市の景観形成施策の実効性を高めるとともに、景観計画を景観形成に関するマスタープランと位置付け、景観形成施策をソフト・ハードの両面から総合的に推進していきます。

④将来都市構造の実現に向けて積極的な景観形成を推進すること

「都市計画マスタープラン」における目指す都市構造と適合し、「立地適正化計画」における「集約化拠点形成区域」と連携した積極的な景観形成を進めることで、魅力ある拠点の形成や都市の快適性の向上につなげ、目指す将来都市構造を実現します。

⑤社会情勢やニーズの変化に対応し、より良い景観形成を推進すること

社会情勢や市民ニーズの変化に対応できるよう景観形成施策の充実を図り、地域特性を活かしたより良い景観形成に向け、さらに積極的かつ効果的に取り組みを進めます。

3) 景観計画におけるSDGs* (持続可能な開発目標) の活用

本市は、平成31年3月に策定した「静岡市SDGs実施指針」に基づき、世界標準としてのSDGsの要素を市政に組み込むことで、目指すまちの姿である「世界に輝く静岡」の実現を図るとともに、経済・社会・環境の三側面の調和を意識したまちづくりを進めています。

本計画は、SDGsの考え方を取り入れて策定しており、SDGsの17の目標のうち「⑧ 働きがいも経済成長も」「⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう」「⑩ 住み続けられるまちづくりを」「⑪ パートナーシップで目標を達成しよう」と深く関連する計画となっています。



*【用語の解説】 SDGs ➔ P用-1

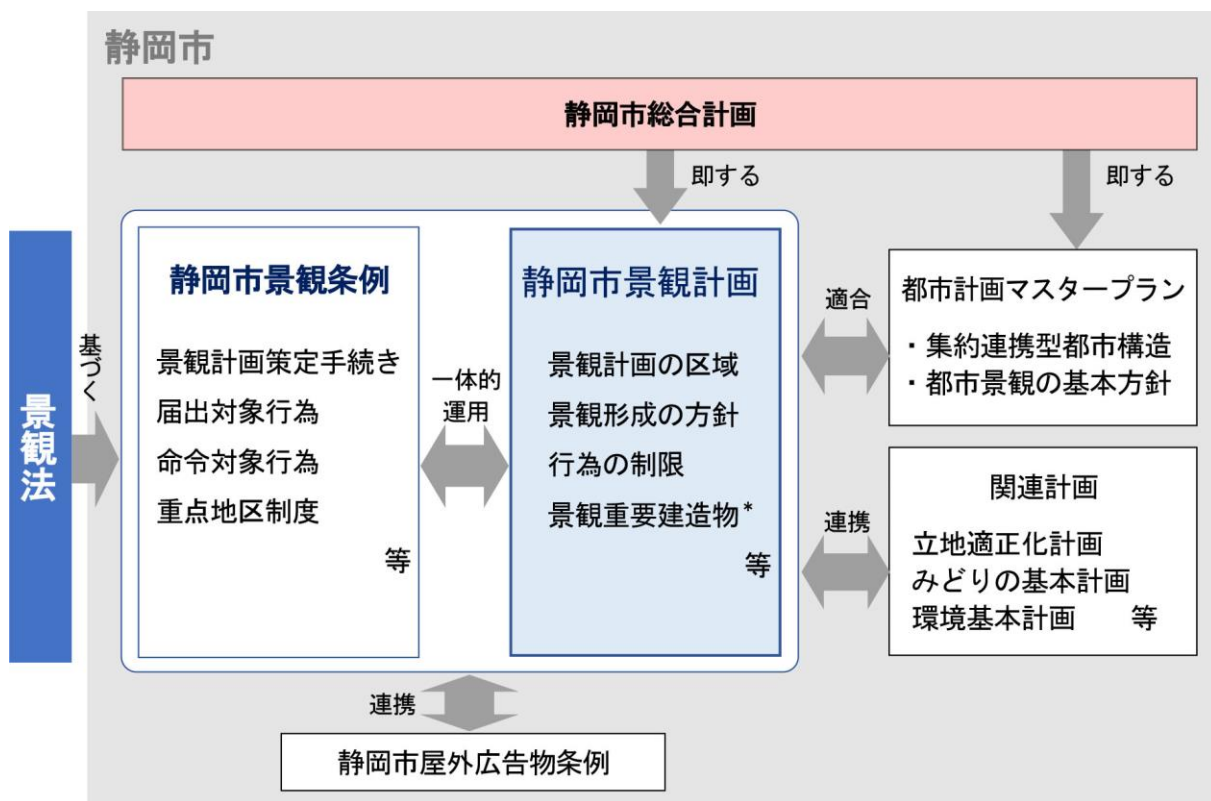
3. 景観計画の位置づけと構成

1) 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法に基づく法定計画であり、景観法を活用するために必要な計画として策定します。

本計画は、静岡市総合計画に即し、都市計画マスタープラン等の関連計画との適合が図られた、良好な景観形成を推進するための総合的な方策を示すものです。

図 景観計画の位置付け等



コラム：景観計画とは

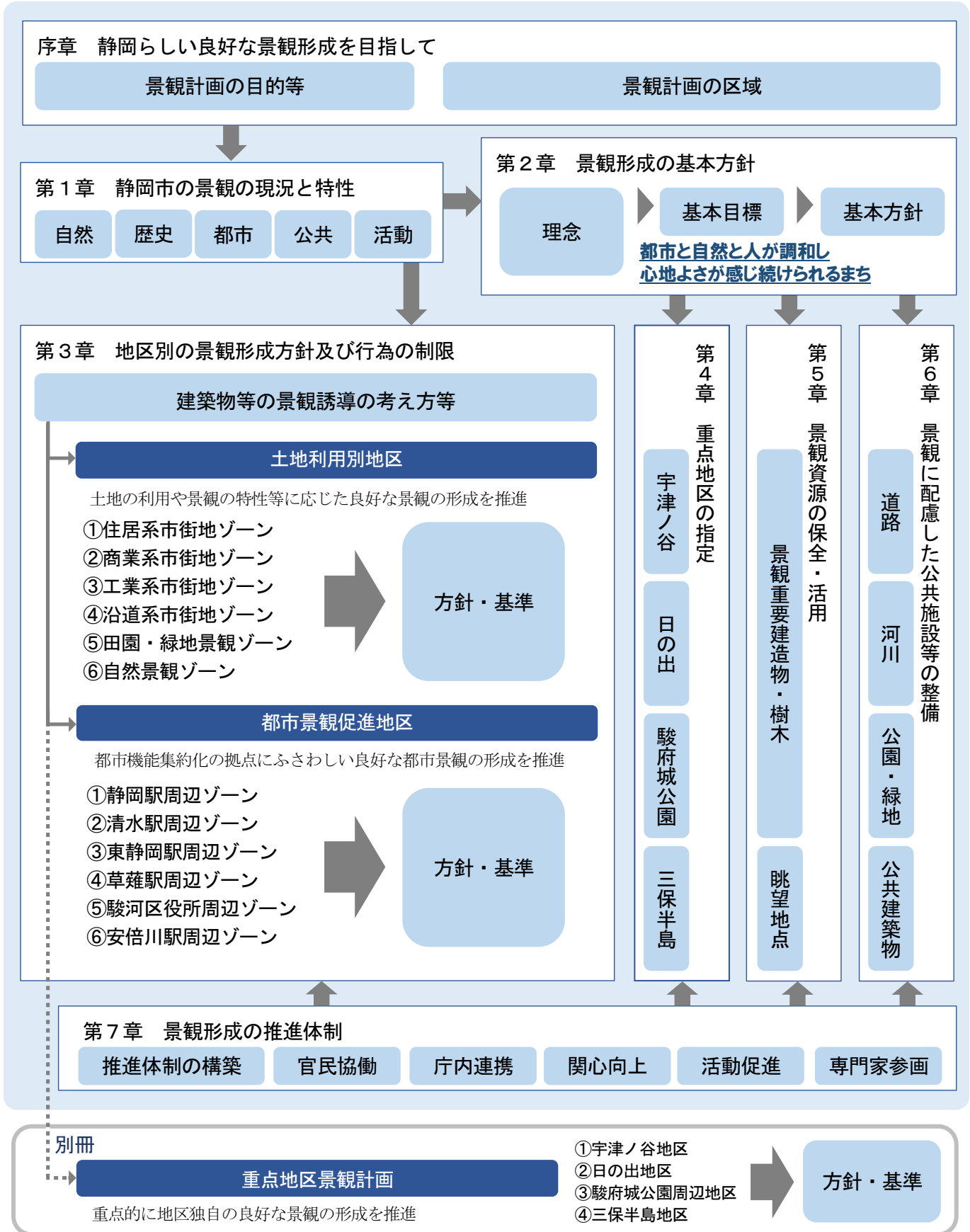
景観計画は、景観法に基づき、景観行政団体（本市）が策定することができる良好な景観の形成に関する計画です。

景観計画では、景観行政団体（本市）の景観に関する方針や基準（ルール）を定めるとともに、届出を義務化することができます。これにより、景観行政団体（本市）は、実行力がある景観誘導を図ることができます。また、届出対象である行為において、景観形成の基準（ルール）を守らない場合は、景観行政団体（本市）が変更の勧告や命令を出すことができます。

*【用語の解説】 景観重要建造物 → P用-1

2) 景観計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。



第1章では本市の景観の概況を整理し、第2章で景観形成の理念、基本目標及び基本方針を示します。

第3章以降では、景観形成の基本目標を実現するための手法や仕組みを示します。その概要は、「①地区別の景観形成方針及び行為の制限」と、「②重点地区の指定」、歴史的な建造物やまちのシンボルとなる樹木など「③景観資源*の保全・活用方策」、「④景観に配慮した公共施設等の整備」及び「⑤景観形成の推進体制」5つの内容で構成しています。

なお、景観形成には、長い時間を要することから目標年次は適さないため、上位・関連計画である総合計画や都市計画マスタープラン等の改訂や社会情勢の変化に伴い柔軟な見直しを行うことで、時代にあった良好な景観形成を促進します。

章・節	概要
第1章 静岡市の景観の現況と特性 1. 自然景観 2. 歴史景観 3. 都市景観 4. 公共施設等 5. 活動景観	・本市の景観の現状について、景観を構成する要素を自然、歴史、都市、公共施設等、活動の5つに区分し、要素ごとに特性を整理します。
第2章 景観形成の基本方針 1. 景観形成の理念 2. 景観形成の基本目標 3. 景観形成の基本方針	・本市の景観形成を図る上での理念や目標を示します。 ・都市計画マスタープランの都市景観の基本方針を踏まえつつ、本市の景観を「景観形成拠点（点）」、「景観形成軸（線）」、「土地利用類型（面）」の3つの要素で構造化し、それぞれの要素について全市共通の方針を定めます。

*【用語の解説】 景観資源 → P用-1

章・節	概要
<p>第3章 地区別の景観形成方針及び行為の制限</p> <p>1. 建築物等の景観誘導の考え方</p> <p>2. 一般地区の区域とゾーンの概要</p> <p>3. ゾーン別の景観形成方針及び基準</p> <p>1) 土地利用別地区</p> <p>①住居系市街地ゾーン</p> <p>②商業系市街地ゾーン</p> <p>③工業系市街地ゾーン</p> <p>④沿道系市街地ゾーン</p> <p>⑤田園・緑地景観ゾーン</p> <p>⑥自然景観ゾーン</p> <p>2) 都市景観促進地区</p> <p>①静岡駅周辺ゾーン</p> <p>②清水駅周辺ゾーン</p> <p>③東静岡駅周辺ゾーン</p> <p>④草薙駅周辺ゾーン</p> <p>⑤駿河区役所周辺ゾーン</p> <p>⑥安倍川駅周辺ゾーン</p>	<p>・魅力ある景観形成を図るため、景観計画区域を景観特性をふまえた地区に区分し、建築物や工作物の色彩などを誘導する方針や基準を示します。</p> <p>➤ 望ましい景観形成に向けて、すべての建築物や工作物、屋外広告物を対象とした「景観形成の方針」を示します。</p> <p>➤ 周辺の景観を阻害しないよう法に基づき制限・規制するため、届出の対象となる大規模な建築物や工作物において、「景観形成基準」を定めます。</p>
<p>第4章 重点地区の指定</p> <p>1. 重点地区の位置づけと指定手続</p>	<p>・特に良好な景観形成に取り組む「重点地区」について、指定の考え方などを示します。</p>
<p>※重点地区における景観計画は別冊を参照。</p>	
<p>第5章 景観資源の保全・活用</p> <p>1. 景観資源の考え方</p> <p>2. 景観資源（建造物、樹木）の保全・活用</p> <p>3. 景観資源（眺望地点*）の保全・活用</p>	<p>・地域の景観を特長づける建造物や樹木、眺望景観を保全・活用していくため、法や条例に基づく指定の考え方などを示します。</p>
<p>第6章 景観に配慮した公共施設等の整備</p> <p>1. 公共施設（道路、河川、公園等）の景観整備の進め方</p> <p>2. 公共建築物の景観整備の進め方</p> <p>3. 景観重要公共施設*の整備に関する事項</p>	<p>・都市や地域の骨格となる道路や公園といった公共施設、公共建築物について、地域の景観に配慮した整備を進めるため、基本的な考え方などを示します。</p>
<p>第7章 景観形成の推進体制</p> <p>1. 総合的な推進体制の構築</p> <p>2. 協働による景観まちづくりの推進</p> <p>3. 景観計画の進行管理</p>	<p>・景観まちづくりを進めていく上での市民や専門家との関わり、市として行う推進施策、計画の進行管理などを示します。</p>

*【用語の解説】 眺望地点 ➡ P用-2
景観重要公共施設 ➡ P用-1

4. 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

1) 景観計画の区域

本市の景観構造上、市街地とその周辺の丘陵地や山並みは、視覚的に一体となった広域に渡る景観を形成しています。さらに、本市には、市街化区域のみならず、全市的に景観資源が点在しており、海岸から、市街地、田園地域、山岳地を一体の都市として捉え、総合的に景観形成に取り組む必要があります。

以上のことから、本計画の区域は、**静岡市全域**とします。

図 景観計画の区域



コラム：景観とは何か？

景観とは何か

景観は、それぞれの地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私達一人ひとりの暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律等の制度などが背景となってつくられるものです。

歴史・風土

文化・伝統

人々・暮らし

技術・制度

これらが
一体となって
目に見えてくる
ものが
《景観》

景観形成とは

景観形成とは、美しく風格のある都市の形成やうるおいのある豊かな生活環境を創造するため、景観の整備及び保全を図ることです。景観の形成には、「維持する・保存する」「なおす・取り除く」「つくる」などすべての行為が該当します。

景観の形成

維持する・保存する

- ・外観を維持するため、定期的
に外壁のメンテナンスをする。
- ・歴史ある外観を保存するため、
外壁はそのままにし、内部の改
修のみを行う。
- ・敷地内の植栽を定期的
に手入れし、良好な育成状態を保つ。

つくる

- ・景観に配慮した建物に建て替
える。
- ・建物をライトアップし、新た
な魅力を演出する。

なおす・取り除く

- ・自動販売機を周辺と調和した色
に塗りなおす。
- ・派手な看板を取り除く。

また、景観は、民有空間と公共空間によって構成されていることから、市民、事業者、市がそれぞれの役割を担いながら、景観に対して関心と共通の認識を持ち、協力して景観の形成に取り組むことが重要です。

市民、事業者、市の“協働の指針”として、景観法に基づく「景観計画」を定めることで、景観形成の基本理念や方針、実現に向けた取り組みなどを共有し、静岡らしい景観を次世代に継承していきます。

第1章 静岡市の景観の現況と特性

1. 自然景観
2. 歴史景観
3. 都市景観
4. 公共施設等
5. 活動景観



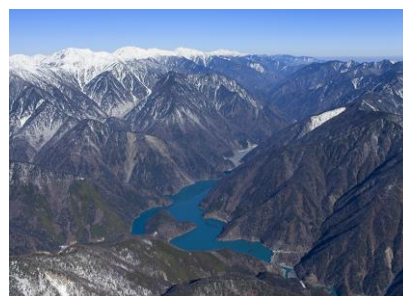
第1章 静岡市の景観の現況と特性

景観を構成する要素を「自然」、「歴史」、「都市」、「公共施設等」、「活動」の5つに区分します。要素毎に、以下のような特性を有しています。

1. 自然景観

①山地景観

本市には、3,000m級の山々からなる急峻な南アルプスや、そこから派生する安倍山地、庵原山地が連なっており、自然豊かな山地景観が形成されています。



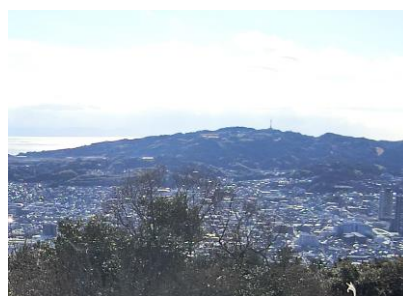
南アルプスの山並み

②市街地の背景となる山々や丘陵地等の景観

市街地を取り囲む山々、また市街地内の有度山、谷津山、八幡山、秋葉山、蒲原丘陵などの里山や丘陵地は、市街地のまち並み景観の背景や幹線道路から見える風景として、重要な景観要素となっています。

これらの山々や丘陵地等は、市民等が身近に接することのできる自然空間であるとともに、南アルプスや富士山、駿河湾、伊豆半島などの眺望地点*ともなっています。

また、優れた自然景観を維持し、都市環境の保全を図るうえで重要な場所については、自然公園や風致地区等を指定しています。



有度山

③農業・農村集落景観

市街地北側の山地の斜面地や有度山、蒲原丘陵には茶畑やみかん畑、有度山の南麓の斜面から久能海岸にかけてはイチゴ畑（ビニールハウス）が広がり、本市特有の農業景観を形成しています。また、市街地郊外の平野部には水田が広がっています。



茶畑と集落（平山）

北部の山間地や山のふもと、海辺などに形成された農村集落は、周囲の農業景観や自然景観と家並み、社寺などが一体となった風景となっています。中山間地域に伝わる「静岡水わさびの伝統栽培」は世界農業遺産に認定され、特色ある畳石式のわさび田の景観が継承されています。



畳石式のわさび田（有東木）

*【用語の解説】 眺望地点 → P用-2

④海岸の景観

山から市街地、そして海へと広がりをもった景観は本市の特徴となっています。

駿河湾に面する海岸線は、三保松原に代表される自然海浜、久能、興津や蒲原の山を背負った海岸など、それぞれが特色ある多様な海辺景観を形成しています。近年は、海岸侵食などによる景観の変化が見られます。

⑤河川などの水辺景観

主要河川である安倍川、藁科川、興津川、富士川については、上流部の森林などの自然景観、中流部の農村集落景観、下流部の市街地景観などと深い関わりがあります。

特に、安倍川や富士川の下流部の河川敷は、貴重なオープンスペース*として利用され、スポーツ・レクリエーションの場などとして市民等に親しまれています。

その他の丸子川、巴川、長尾川、庵原川などの河川についても、それぞれの地域景観の中で身近な水辺景観として重要な役割を果たしています。

また、麻機遊水地、鯨ヶ池、船越堤などの池沼についても、市民等の憩いの場、レクリエーションの場などとして利用されています。

⑥市街地内などの樹木の景観

市内各所に社寺林や大木などが点在しており、市街地や集落にうるおいを与える緑の景観として貴重な存在となっています。

⑦四季を彩る景観

山地、丘陵地等では、新緑や紅葉など、四季に応じて優れた自然景観を見ることができます。また、桜、ツツジ、椿、梅の名所なども市内各所に分布しており、四季を感じられる景観となっています。



三保松原



安倍川



巴川



但沼神社のクス（但沼）



御殿山の桜

*【用語の解説】 オープンスペース ➡ P用-1

⑧絵画・文学の舞台となった豊かな景観

歌川広重「東海道五十三次」や葛飾北斎「富嶽三十六景」をはじめ、本市の景観が描かれた絵画や文学も多く、自然の豊かさを物語っています。



東海道五十三次 丸子宿

2. 歴史景観

①古代の遺跡、景勝

温暖で暮らしやすい気候の本市には、登呂遺跡や賤機山古墳、三池平古墳など多くの遺跡が残っています。古くから人々の生活が営まれ、“安倍の市”の記録は万葉集の歌にも残されています。

また、枕草子の「木枯森」、日本書紀にみる「草薙の伝説」、羽衣伝説にまつわる「羽衣の松」など、この地の景勝が、多くの神話や和歌などに取り上げられており、古代ロマンを引き寄せています。



登呂遺跡

②鎌倉時代から戦国時代にかけて建立された古刹

鎌倉時代から戦国時代には、既に東海道が重要な交通路となっており、沿線の高台や丘陵部には、清見寺や霊山寺などの古刹が建立されました。また、戦国時代を迎えると、臨濟寺をはじめとする今川氏に関連する寺が建立されました。これらの古刹は、現在も周辺の地形や自然と一体となって歴史的景観を形成しています。



清見寺（興津）

③戦国時代の史跡

戦国時代には、今川氏の東部方面の支城として蒲原城が築城されました。現在は蒲原城跡として整備され、歴史的景観として貴重な存在となっています。



蒲原城跡

④市街地の基礎をなす駿府の町割

駿府城公園周辺は、今川氏を基礎に徳川家康が行った駿府城を核とした“町割”によるものです。街路網や街の区画の整備、安倍川の治水等はその一例であり、武家屋敷、商人町、職人町の配置は、現在でも地名として残っています。

また、家康が築いた駿府城の中心部は駿府城公園となっ



駿府城跡の巽櫓

ており、現存する静岡浅間神社、久能山東照宮などは当時の歴史を物語る貴重な遺産となっています。

⑤旧街道の景観

江戸時代には、東海道五十三次のうち、蒲原、由比、興津、江尻、府中、丸子の6つの宿場町と、東海道の難所と言われた薩埵峠、宇津ノ谷峠の2つの峠があり、清水湊は駿府の外港・甲州や信州の玄関口・廻船の避難港として栄えました。

このころのまち並みは、「東海道五十三次」「富嶽三十六景」などの絵画にも描かれています。

現在の市街地の原型は、この時代につくられたもので、蒲原地区、由比地区、興津地区や丸子宿と岡部宿の中間地点として栄えた宇津ノ谷地区には、歴史的まち並みが残っています。また、旧東海道にまつわる石碑、記念碑などが道筋とその沿道に設けられており、久能街道などの古道と相まって、本市の都市の成り立ちや道の文化を感じることができます。

⑥近代建築物等

明治以降、近代化によりまち並みが整備されましたが、大火や戦災により市街地は焦土と化し、戦後の区画整理事業などにより現在のまち並みに至っています。

静岡銀行本店（旧静岡三十五銀行本店）など、近代化の歴史を物語る建築物などが市内各所に残されています。

⑦地場産業・伝統工芸

家具、木製品製造業、プラモデルなどの地場産業が発展しており、中には江戸時代に端を発するものもあります。ひな具・ひな人形や竹千筋細工などの伝統工芸は、本市らしさの一要素となっています。

⑧神社等での祭りや伝統行事の景観

各所に点在する社寺などでは、四季を通じて様々な祭典が開催されており、静岡浅間神社の例大祭、美濃輪稲荷神社の祭典、草薙神社の龍勢煙火などが代表的な祭典です。



歴史的まち並み（宇津ノ谷地区）



蒲原宿の石碑



静岡銀行本店（旧静岡三十五銀行本店）



伝統工芸の実践（丸子・駿府匠宿）

また、古来より続く神事や江戸時代の文化といった本市にまつわる歴史・文化を伝承する“祭りや伝統行事”が数多く残っており、市民等にも広く親しまれています。

安倍川花火大会、巴川灯ろう祭りなどは、川の風景と相まって、夏の風物詩となっています。



安倍川花火大会

3. 都市景観

1) 市街地の景観

①都市拠点

JR 静岡駅、JR 清水駅、JR 東静岡駅それぞれの駅を中心とした地区は、本市の都市拠点となっています。

JR 静岡駅を中心とした地区は、商業・業務施設などが集積し、また、駿府城公園周辺には県庁・市役所をはじめ各種の官公庁施設が立地するなど、県下一の賑わい景観が形成されています。

JR 清水駅を中心とした地区は、清水区の中心地であり商店街や業務施設が集積しています。また、駅舎や東口・西口駅前広場が整備されるなど、清水港との一体性が確保され、新たな魅力が創出されています。

JR 東静岡駅を中心とした地区は、土地区画整理事業により整備され、情報・芸術関連施設などの立地が進んでおり、新たな都市拠点としてのまち並みが形成されています。



JR 静岡駅周辺



JR 清水駅周辺

②地域拠点

JR 草薙駅周辺、JR 安倍川駅周辺、駿河区役所周辺は、地域の魅力や利便性を高める都市機能の向上が図られています。

JR 草薙駅周辺は、JR 草薙駅周辺整備事業や市街地再開発事業等が行われ、周辺には大学・美術館・図書館など教育文化施設が集積しています。

駿河区役所周辺は、商業・業務機能等の集積とともに、歴史文化資源を活かし、魅力を向上させています。

JR 安倍川駅周辺は、安倍川駅周辺事業により駅舎、駅前広場等が整備され、新たな賑わいを見せています。



JR 東静岡駅周辺

③商店街等の景観

都市拠点に組織されている中心商店街（呉服町通り、七間町通り、清水駅前銀座商店街、清水銀座商店街等）や各地区に組織されている商店街（浅間通り、長谷通り、駒形通り、草薙駅前、次郎長通り等）は、それぞれ特色あるまち並みが形成されています。

また、JR新蒲原駅南側には、大規模ショッピングセンターが立地し、蒲原地区の賑わいの中心となっています。



呉服町通り

④沿道商業地の景観

（都）南幹線、（都）北街道線、（都）中野小鹿線、（都）静岡下島線、（都）丸子池田線、県道富士由比線などの幹線道路沿道には、物販店や飲食店などが建ち並び、活気のある沿道景観が形成されています。

しかし、これらの中には、大規模な屋外広告物などが目立ち、周囲の景観との不調和を生んでいるケースが見られます。



（都）中野小鹿線

⑤清水港の景観

清水港は、静岡県の海の玄関口として、港湾施設整備や再開発が進んでいます。

港湾部は、基幹産業である造船や金属、製油などの重化学工業関連の各種港湾施設が集積し、「みなと清水」をシンボライズする景観を構成しています。平成3年から、「清水港・みなと色彩計画」により富士山や海と調和した港湾景観形成が進められています。

また、日の出地区には、清水マリナーパーク、人工海浜などの憩いや親水空間であるとともに、様々なイベントが開催され、商業施設、文化施設、共同住宅など官民の各種施設が立地し、ウォーターフロントとしての魅力が高まっています。



コンテナクレーン（清水港・みなと色彩計画に基づく色彩）



清水港（日の出地区）

⑥工業地等の景観

国道1号、（都）中野小鹿線沿いや蒲原地区東部地域などには大規模な工場が立地し、工場緑化などが施され、周辺の景観との調和に配慮した工業地景観が形成されています。

また、流通センターや計画的に整備された工業団地など



工業地（小鹿）

が市内各所に分布し、特色ある景観となっています。

⑦住宅市街地のまち並み

既成の住宅市街地は、主に戦後の復興区画整理をはじめとする基盤整備事業等の実施により、比較的整然としたまち並みが形成されていますが、地区の立地条件や成り立ちなどの特性から、工場や店舗等が混在する住宅地や中層の集合住宅が立地する住宅地なども見られます。

また、有度山麓部等においては、土地区画整理事業や住宅地開発によって形成された低層の良好な住宅地が広がっています。



低層住宅地（大谷）

⑧郊外部の住宅地のまち並み

郊外部においては、住宅地開発等によって形成された、周辺の自然環境と調和したゆとりある住宅地が分布しています。



郊外部の住宅団地（足久保）

⑨観光地の景観

観光資源が豊富であり、日本平、久能山、三保、登呂遺跡、丸子・宇津ノ谷などが代表的な観光地となっています。それぞれ固有の自然景観や歴史景観も有し、全国から多くの観光客が訪れます。



久能山東照宮

2) 眺望・夜景の景観

①指定眺望地点

本市ならではの美しい眺望を楽しむことができる地点を景観条例に基づく眺望地点として指定し、広く市民等にPRしています。



日本平からの眺望

②高台の眺望地点

市街地周辺の山々や丘陵地は、眺望に優れ、市街地やその周辺の山々、海などの広大な眺望、さらには富士山や市街地等のパノラマを楽しむことができます。

また、夜間においても、市街地の“きらめき”と“しっこく”のコントラストによる夜間景観となっています。



日本平からの夜景

③市街地内の眺望地点

市街地の各所に、市街地内の道路や住宅、ビルなどの建造物（人工美）と併せ、借景として広がる竜爪山、日本平などの山並みや丘陵地などを望むことができる場所や河川や海などを眺望できる場所、特徴ある美しい通りを望むことができる場所など、特色ある眺望地点があります。

また、富士川河川敷は、桜えびの天日干しの場として利用されており、富士山を背景とした光景は、美しい景観として有名です。

④光の演出による夜の景観

市街地内の主要な場所や施設などでは、イルミネーションをはじめとする光による演出が行われており、昼間の市街地とは異なる幻想的な景観となっています。

その景観は、港や通りなど各々の特性に合わせた魅力ある夜の景観となっています。

御殿山のさくらまつりでは、ライトアップされた桜を楽しむことができます。



市役所静岡庁舎 17階からの眺望



富士川河川敷の桜えびの天日干しの風景

イルミネーション
(青葉シンボルロード)

4. 公共施設等

本計画では、「公共施設等」とは、道路や河川、公園などの公共施設と公共建築物など公共（行政）が整備する施設を示します。

①広域交通施設の景観

駅やインターチェンジ、フェリー乗り場などは、本市の玄関口であり、市外からの来訪者を迎え入れ、本市を印象づける重要な場所として、静岡らしさの演出や景観的な配慮が求められています。

また、高速道路からは、車窓から身近に山並みなどの自然景観を望むことができます。



静岡インターチェンジ

②幹線道路の景観

JR 静岡駅や JR 清水駅をはじめとする駅前、県庁や市役所・各区役所などの官公庁施設周辺の幹線道路では、街路樹の整備や電線類の地中化などによって緑豊かで良好な道路景観が形成されています。

今後も、地域の中心地や地域間を連携する主要な道路では、周辺のまち並みとの調和や景観の連続性を確保していくことが求められています。

また、道路景観の特徴として、市街地周囲の山並みが見通せたり、富士山、駿河湾など印象的な自然景観を見られることが挙げられます。



御幸通り

③生活道路・路地の景観

生活道路・路地では、民家の緑が見え、うるおいと親しみのある暮らしの景観が形成され、住民の交流の場にもなっています。また、歩道の整備などにより、歩行者にとって魅力ある景観を形成しています。

安全・快適に通行できる道路整備とともに、通りのスケールに合わせ、官民一体でうるおいのある道づくりを進め、落ち着いた生活環境と調和した景観形成が求められています。



小黒の生活道路

④河川の景観

市街地を流れる河川は、市街地にうるおいある景観を形成するとともに、スポーツ広場や自然とのふれあいなど、市民活動の場として利用され、美しく活気ある景観を形成しています。



安倍川

⑤公園・緑地の景観

市街地内に分布する駿府城公園、城北公園などや、既存の丘陵地を活用した日本平、八幡山、谷津山、船越堤公園、秋葉山公園などの公園や富士川緑地などの緑地空間は、憩いの場、レクリエーションの場として、また眺望地点等として市民に親しまれています。また、歴史や周囲の都市機能と結びついて独自の魅力ある景観を形成しています。



城北公園

⑥まちのランドマークになる公共建築物の景観

県庁や市役所静岡庁舎本館・新館、駿河区役所、清水区役所、グランシップ、日本平夢テラスなどの公共建築物等は、地域の景観を構成する重要な要素であり、ランドマークともなっています。

⑦文化・産業を象徴する公共建築物の景観

本市には、市立図書館や市民文化会館などの市が所有する公共建築物だけでなく、静岡大学や県立大学、県立中央図書館、県立美術館、舞台芸術公園をはじめとする国・県の主要な公共建築物が中心市街地に集積しています。

また、登呂博物館や芹沢銈介美術館などの芸術・学術文化的な公共建築物も多く立地しています。

これらは、県民・市民の文化活動の拠点として親しまれており、地域景観を特徴づける重要な要素となっています。

また、地場産業関連施設として、ツインメッセ静岡、駿府匠宿などは、静岡の産業や伝統をPRする魅力ある公共建築物となっています。

⑧彫刻やモニュメントの景観

駅前や公園、緑地などの公共施設等にはモニュメントなどが設置されており、まちにうるおいを与えています。

JR静岡駅周辺には、徳川家康公像、竹千代君像など歴史を感じるものから、美術的価値が高いルノワールの彫刻「勝利のヴィーナス」、「洗濯する女」が設置されており、街なかで、歴史やアートに出会うことができます。

5. 活動景観

①年中行事・イベントの景観

街なかを舞台にした大道芸ワールドカップや静岡まつりなどのイベントも開催されており、まちを彩り、まちの景観と一体となった新たな文化として息づいています。

また、静岡の中心市街地の青葉シンボルロードでは、年間を通して多様なイベントが開催され、まち並みと人々の



市役所静岡庁舎本館



県立美術館



駿府匠宿



徳川家康公之像（駿府城公園）



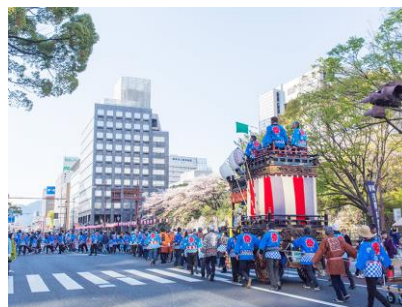
大道芸ワールドカップ

第1章 静岡市の景観の現況と特性

織り成す賑わい景観となっています。

清水港のマリンパークにおいても、様々な催しが開催されており、人々のふれあいと港が織り成す景観となっています。

御殿山や蒲原城跡などでは、地域の自然や歴史を活かしたイベントが開催され、地区内外からの人々で賑わいます。



静岡まつり

②スポーツの景観

サッカーをはじめとするスポーツも盛んなまちであり、Jリーグ清水エスパルスの試合など、スポーツにより演出される景観となっています。

また、丘陵地や川、海などの自然景観を活かしたスポーツも行われており、マラソン大会やマリンスポーツなど周囲の自然とスポーツに勤しむ人々の織り成す景観は、本市の魅力の一つとなっています。



清水エスパルスの試合

③自然とのふれあい、レクリエーション等の景観

市街地郊外や農山村では、山や海を活かしたレクリエーションや憩いの場があり、自然を媒介とした人々のふれあう景観となっています。



魚魚の里（梅ヶ島）

④市民等の景観形成に関わるまちづくり活動等

安倍川・藁科川・興津川のアドプトプログラムによる河川敷などの美化活動、NPO 法人や市民団体、地元自治会などによる花壇の維持管理、棚田や自然環境の保全活動などが活発化してきており、良好な景観形成に関連する活動が、市民の手により進められています。

泉ヶ谷地区では、地区の住民を中心とした景観まちづくり活動が行われており、地元ルールによる景観形成や地区の修景などが積極的に進められています。



NPO 法人による花壇の管理（清水港）

第2章 景観形成の基本方針(景観法第8条第3項)

1. 景観形成の理念
2. 景観形成の基本目標
3. 景観形成の基本方針



第2章 景観形成の基本方針 (景観法第8条第3項)

1. 景観形成の理念

本市は、穏やかな気候のもと、広大な駿河湾や南アルプスに代表される山岳、市街地を包み込む里山等の自然資源*に恵まれています。市街地は、これらの自然環境と調和し、東海道ベルトに沿った平坦な地形に広がっています。市街地内には、旧東海道沿いの歴史的なまち並みや歴史的資源が点在し、JR 静岡駅や JR 清水駅などを中心に商業・業務施設が集積しています。

このような本市の景観特性を踏まえ、海岸部から山岳地域までを一体的な都市として捉え、都市機能の集積メリットを活かし、豊富な地域資源等に輝きを与えながら、快適で魅力的な都市空間を創出することが大切です。

そこで、市民や事業者、市の各主体が適切な役割分担を行いながら、

都市と自然と人が調和し 心地よさが感じ続けられるまち

を創出することを、景観形成の基本理念として掲げます。

この基本理念に基づき、良好な景観を形成するため基本的な取り組み姿勢として、次の4点を掲げます。

育成

：市民や事業者の景観に関する意識や感性を育みます。

協働

：市民・事業者・市が景観の目標や方針を共有し、役割分担をしながら協働により、景観形成に取り組めます。

継承

：風土や伝統が培った歴史や文化、美意識や感性を次世代へ継承し、持続性のある活動を進めます。

創造

：新しい時代に応えるよう、先見性を持ち、新しい景観の価値を創造します。

2. 景観形成の基本目標

○豊かな自然環境に調和した景観形成

本市には、南アルプスの3,000m級の山々から駿河湾までの雄大で多様な自然が豊富に残され、その自然の多くが市街地近郊に位置し、市民が容易に享受できる恵まれた環境にあります。

このような雄大な山地や広大な海、豊かな田園風景をはじめ、市街地周辺や市街地内の丘陵地、里山、川、池、樹木などの自然を大切に維持・管理しながら、これら資源を活かし、かつ調和した景観形成を目指します。

○風土や伝統が培った歴史や文化が息づく景観形成

本市には、先人達が築いてきた豊かな歴史や文化を背景に形成された魅力的な歴史的・文化的景観が随所に存在するとともに、本市の風物詩となっている神事や祭り、伝統行事が数多く継承されています。また、江戸時代に端を発した地場産業や伝統工芸も盛んです。

こうした歴史的・文化的に価値の高い景観資源*を次代に確実に継承するとともに、失われつつある歴史的資源や埋もれている資源などを再発見しながら、創意・工夫によってこれらの資源が息づき、落ち着きやすさ、うるおいが感じられる景観形成を目指します。

○暮らしや営みを豊かにし、心地よさが感じられる景観形成

本市の市街地は、3方向を里山や丘陵地に囲まれ、駅を中心とした商業・業務の拠点や交通の利便性を活かしたまとまった工業地、低中層を基調とした住宅地等がコンパクトに形成されています。

今後も、このようなコンパクトな市街地のまとまりや地区の個性、資源を活かしながら維持管理することで、市民の暮らしや営みを豊かにし、住もう人、訪れる人が心地よいと感じるスケール感を持った景観形成を目指します。

○地域の魅力を引き出す基盤となる公共施設等の景観形成

道路や公園といった公共施設、ランドマークとなる公共建築物など（以下「公共施設等」という）は、地域の景観を構成する主要な要素の一つとなっています。

公共施設等のデザインの質を高め、地域の景観形成において先導的な役割を果たすため、周囲の自然環境や歴史に配慮し、地域の魅力を引き出す公共施設等の景観形成を目指します。

○人々の活動が輝き、豊かなコミュニティを育む景観形成

本市では、大道芸ワールドカップなどの文化・芸術イベント、サッカーなどのスポーツが盛んです。また、市民等による歴史的なまち並み保全活動や、自然や歴史、芸術などをテーマとした活動等は、地域の魅力向上に大きく寄与しています。

これらの市民一人ひとりの行動や活動が良好な景観をつくる第一歩であるという認識に立ち、このような活動が個性を持って輝き、豊かなコミュニティが育まれる景観形成を目指します。

*【用語の解説】 景観資源 → P用-1

3. 景観形成の基本方針

景観形成は、地形や自然環境、土地利用、道路や公園などの都市基盤の整備状況等を踏まえて取り組む必要があります。そのため、静岡市総合計画、都市計画マスタープランにおける将来の都市機能の配置や土地利用の考え方を基本に、景観の骨格や構造を形成する「景観形成拠点(点)」、「景観形成軸(線)」と、景観の面的なまとまりである「土地利用類型(面)」の3つに区分し、それぞれの景観形成の基本方針を定めます。

1) 景観形成拠点の方針

①都市拠点

JR 静岡駅周辺は、本市の玄関口として、また「歴史文化の拠点」にふさわしい、風格と活気のある都市景観を目指します。

JR 清水駅周辺は、“みなとまち清水”の雰囲気を感じられ、「海洋文化の拠点」にふさわしい、賑わいある都市景観を目指します。

JR 東静岡駅周辺は、学術、文化・芸術、スポーツの場として、新たな都市の顔にふさわしい都市景観を目指します。



JR 静岡駅北口周辺



JR 清水駅周辺 (マリンパーク)



JR 東静岡駅周辺

②地域拠点

JR 草薙駅周辺、JR 安倍川駅周辺、駿河区役所周辺は、地域住民を中心に多くの人々が集う場として、緑豊かでうるおいのある都市景観の形成を目指します。



JR 草薙駅周辺



JR 安倍川駅周辺



駿河区役所周辺

③工業・物流拠点

清水港、新静岡IC、新清水IC、清水いはらIC及び東名高速道路日本平久能山スマートICの周辺は、海辺の景観や山並み、まち並み等の周辺景観と調和した活気のある景観形成を目指します。

④歴史・文化拠点

本市の歴史を象徴する駿府城公園周辺、静岡浅間神社周辺、登呂遺跡周辺、久能山東照宮周辺、御穂神社・羽衣の松周辺、及び県立美術館周辺等は、歴史的、文化的な雰囲気を醸し出す景観形成を目指します。

「東海道二峠六宿」である、薩埵峠・宇津ノ谷峠の2つの峠、蒲原・由比・興津・江尻・府中・丸子の6つの宿場町は、歴史的なまち並みの保全や修景整備による沿道景観の形成・活用を図り、東海道の歴史が感じられる景観形成を目指します。

⑤自然拠点

麻機遊水地周辺、有度山、谷津山等は、市街地周辺でふれあえる重要な自然景観として保全、活用するとともに、街なかにあつてうるおいと安らぎを与える景観形成を目指します。

三保地区や用宗海岸等は、豊かな自然景観を活かした魅力ある海岸の景観形成を目指します。

山間地域の井川湖周辺や梅ヶ島温泉郷等は、自然の魅力を満喫できるよう保全、育成し、周囲の風景と調和した景観形成を目指します。

⑥眺望地点*

富士山や駿河湾をはじめとする本市の優れた眺望を後世に残していくため、眺望地点を指定し、眺望地点の整備と、そこからの眺望景観の保全を目指します。



清水いはら IC 周辺



駿府城公園周辺



三保真崎海水浴場



日本平夢テラスからの富士山や駿河湾の眺め

*【用語の解説】 眺望地点 → P用-2

2)景観形成軸の方針

①自然・水辺景観軸

○うるおい景観軸

市街地の中心部から四方の山地、丘陵地、海浜、河川等への方向は、それぞれの方向へ向う道路等の景観形成や眺望の確保などに配慮し、山、丘陵、海、川の自然景観との一体感のある景観形成を目指します。



山地への眺望が確保された道路

○河川景観軸

安倍川、藁科川、巴川、興津川、富士川は、身近な水辺として自然の保全や親水性を活かした景観形成を目指します。



巴川

○海岸景観軸

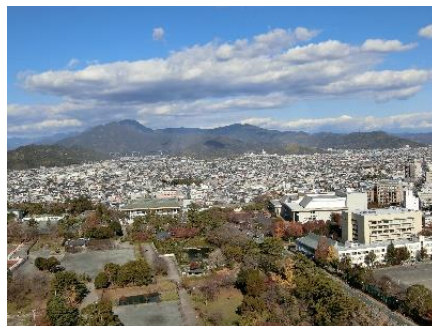
海岸及び沿岸一帯は、海辺の自然景観を保全するとともに、海辺の特性を活かしたうるおいと親水性に配慮した景観形成を目指します。



広野海岸

○市街地を囲むみどりの景観軸

竜爪山、満観峰、庵原山地、薩埵山、浜石岳、大丸山などの市街地の後背にある斜面緑地は、市街地のどこにおいても丘陵地や山地、里山のみどりを眺めることができる景観形成を目指します。



竜爪山、浜石岳などの山並み

②歴史的景観軸

旧東海道は、歴史的な雰囲気醸し出す沿道の景観形成を目指します。



旧由比宿場の沿道

③交通景観軸

○道路景観軸

東名高速道路、新東名高速道路、国道1号などの東西方向の交通軸、中部横断自動車道、国道52号、石田街道などの南北方向の交通軸については、市内外の人々が頻繁に利用する主要な道路であることから、緑化や並木道の維持・保全、無電柱化などにより、利用者が安全、快適に移動でき、静岡の良好な景観を印象づける道路の景観形成を目指します。



国道1号



巴川を横断する静岡鉄道

○鉄道景観軸

JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、静岡鉄道静岡清水線の沿線は、建築物や屋外広告物の形態意匠の誘導、緑化の推進などにより、良好な沿線景観の形成を目指します。

3)土地利用類型の方針

①市街地

市街化区域は、都市計画における用途地域と整合を図り、土地利用の状況を踏まえ、景観のまとまりや周辺環境と調和した景観形成を目指します。



東静岡駅周辺のまち並み

②郊外地

市街化調整区域は、里山、農地等の良好な景観を保全するとともに、田園景観と調和し、ゆとりやうるおいの感じられる集落地の景観形成を目指します。



郊外の集落地（足久保）

③中山間地

都市計画区域外は、豊かな山地の景観を保全するとともに、山並みや自然景観と調和した集落地の景観形成を目指します。



中山間地の集落地

図 景観形成拠点・景観形成軸の位置（市域全域）

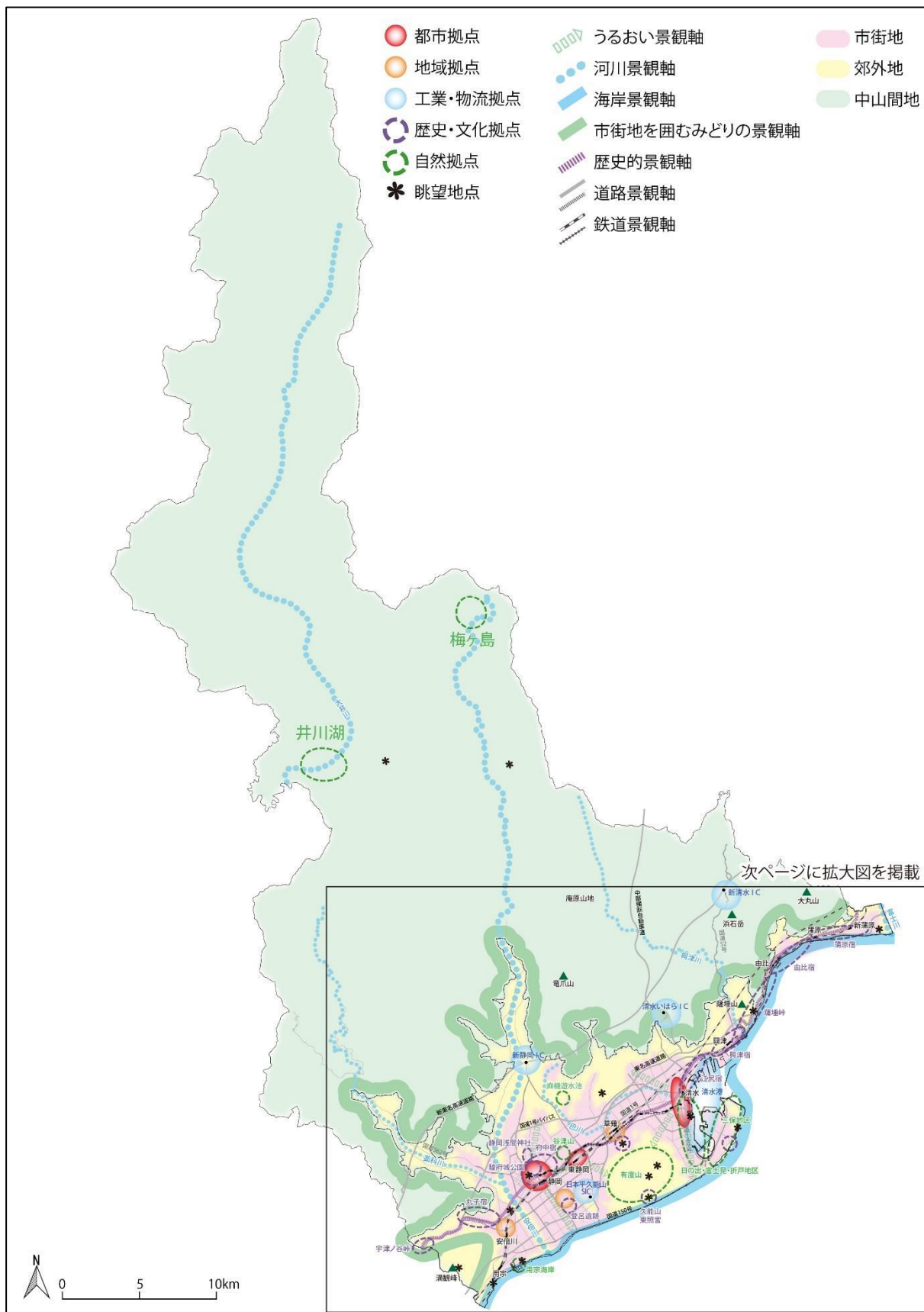
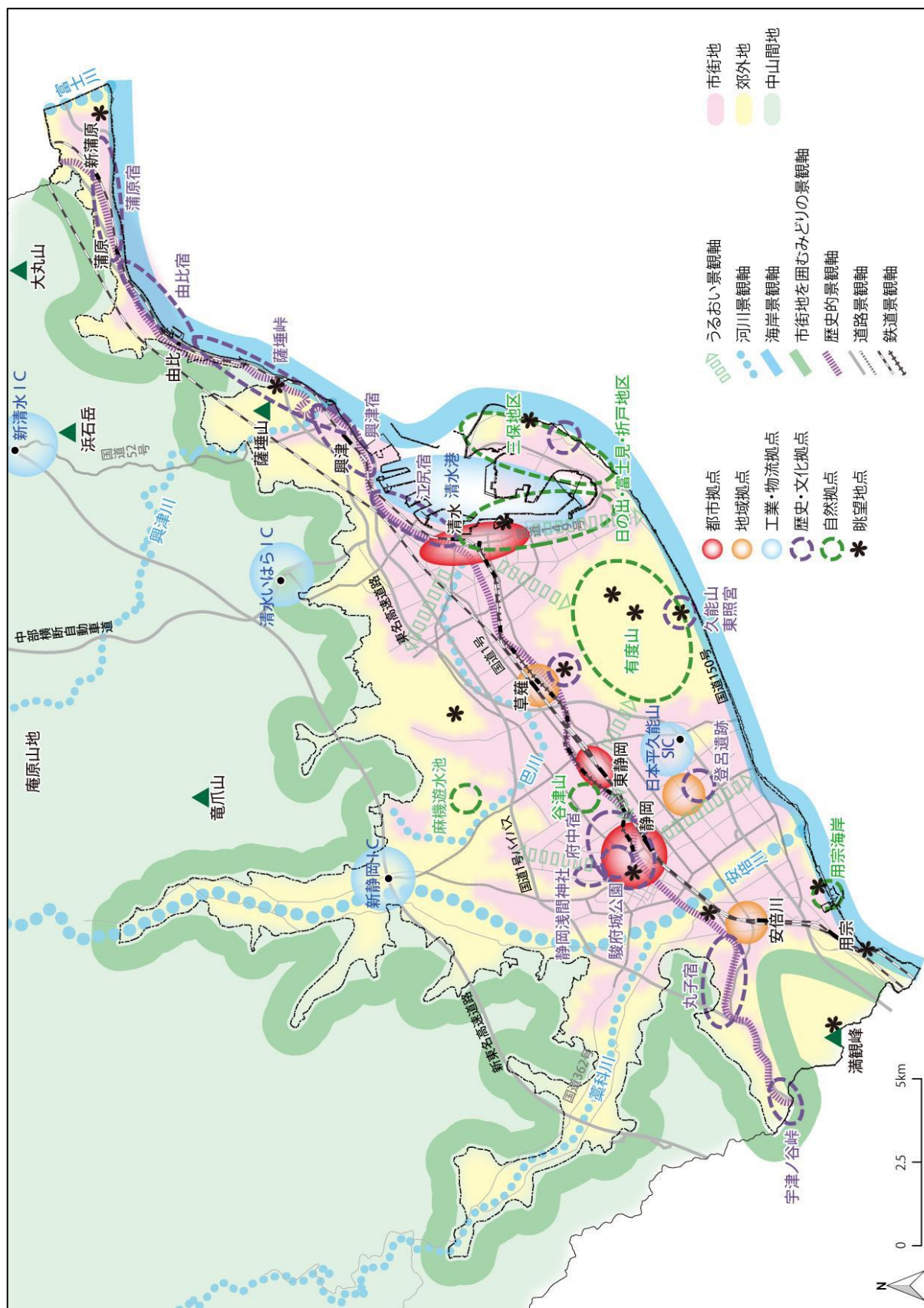


図 景観形成拠点・景観形成軸の位置 (拡大図)



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

用語解説

コラム：都市計画マスタープランと立地画

都市計画マスタープラン

都市計画法（第18条の2）に基づいて、都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設の配置方針等を明らかにした、都市計画の基本的な方針を示すものです。

静岡市都市計画マスタープランでは「人との交流がまちをつくり、人とのつながりがまちを育てる 時代に合ったまちづくり」を基本理念に、それを具体化するための将来都市構造として「集約連携型都市構造」を掲げています。

集約化拠点・ゾーンの形成とネットワーク化

都市や地域の中心となる鉄道駅周辺やバスの利用しやすい地区に、市民生活に必要な都市機能を集約し、拠点性を高め、これらの拠点間を公共交通で結び、市民生活の質を高めていく

広域基盤、歴史・自然資源の戦略的活用

市街地周辺で、工業・物流などの産業集積により発展が見込まれる地域や、歴史・自然などの観光ポテンシャルが高い地域を効果的に活用していく

集約連携型
都市構造

『集約連携型都市構造』の概念図



次ページへ続く

立地適正化計画

都市再生特別措置法（第81条）に基づいて、都市計画マスタープランと一体となって「集約連携型都市構造」実現を図るために定める計画です。

市民生活に必要な都市機能を集約し、様々なサービスの充実を図る区域として、都市計画マスタープランの“都市や地域の中心となる鉄道駅周辺など”を「集約化拠点形成区域」に設定しています。

景観計画との関係性

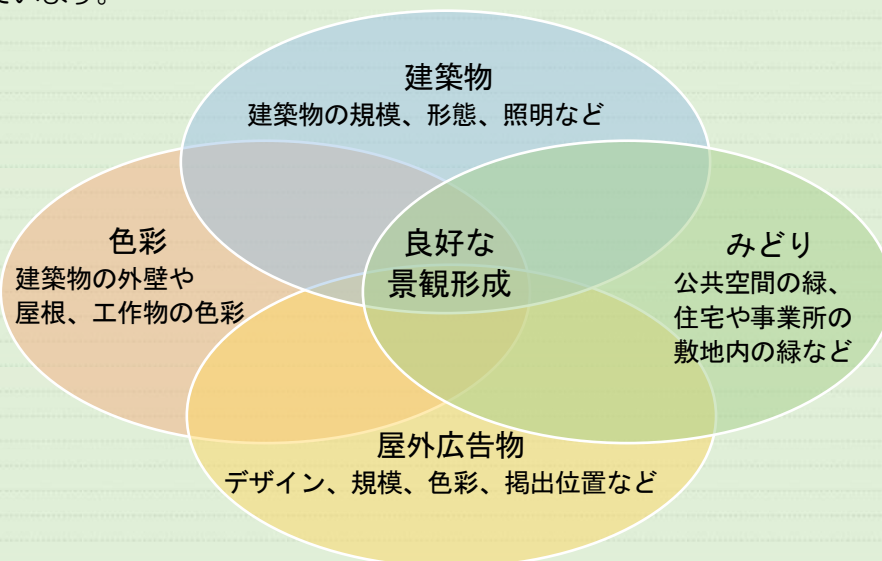
景観計画は、都市計画マスタープランと適合させ、その基本理念や目標の具体化に向けて、総合的なまちづくりの推進とともに良好な景観形成を図るための計画です。

また、第3章に記載されている「都市景観促進地区」は、立地適正化計画に定められている「集約化拠点形成区域」に基づき設定されています。

コラム：良好な景観形成の主要な要素

景観を構成する人工的な要素には、建築物や工作物、屋外広告物などが挙げられます。これらは各地区の良好なまち並みを形成する上で重要であり、周辺景観と調和したものが求められます。

このため、第3章において、まち並みを構成する主な要素である「建築物」、「色彩」、「みどり」、「屋外広告物」の4つの要素について、施設の計画・設計の指針となる方針を定めています。





第3章 地区別の景観形成方針及び行為の制限

(景観法第8条第2項第2号、第3項)

1. 建築物等の景観誘導の考え方
2. 一般地区の区域とゾーンの概要
3. ゾーン別の景観形成方針及び基準



第3章 地区別の景観形成方針及び行為の制限 (景観法第8条 第2項第2号、第3項)

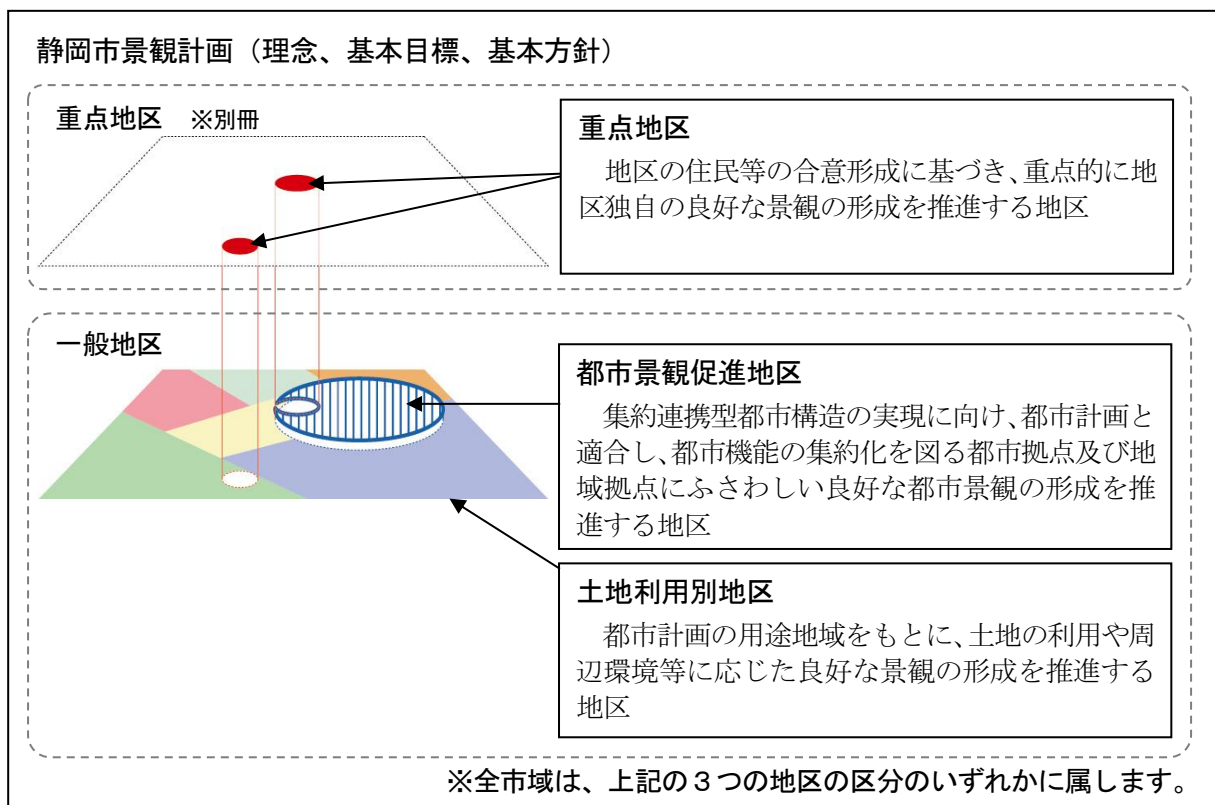
1. 建築物等の景観誘導の考え方

市域全体の景観形成の方針を受け、建築物、工作物、屋外広告物等の人工的な要素が良好な景観をつくるよう、地区を区分し、地区の特性に合わせた景観形成方針及び基準を定めます。

また、一定規模以上の建築物・工作物の新築、増築、外観・色彩の変更等の行為について、法第16条第1項に基づく届出を義務化し、景観形成基準による規制力のある景観誘導を図ります。

1) 地区の区分

『一般地区』として、市内を「土地利用別地区」、「都市景観促進地区」に区分します。また、特に重点的に景観形成に取り組むべき地区は『重点地区』としてさらに区分します。



一般地区については、市が都市計画やまちづくりに関連する各行政計画や事業計画などを踏まえて景観形成を推進していきます。

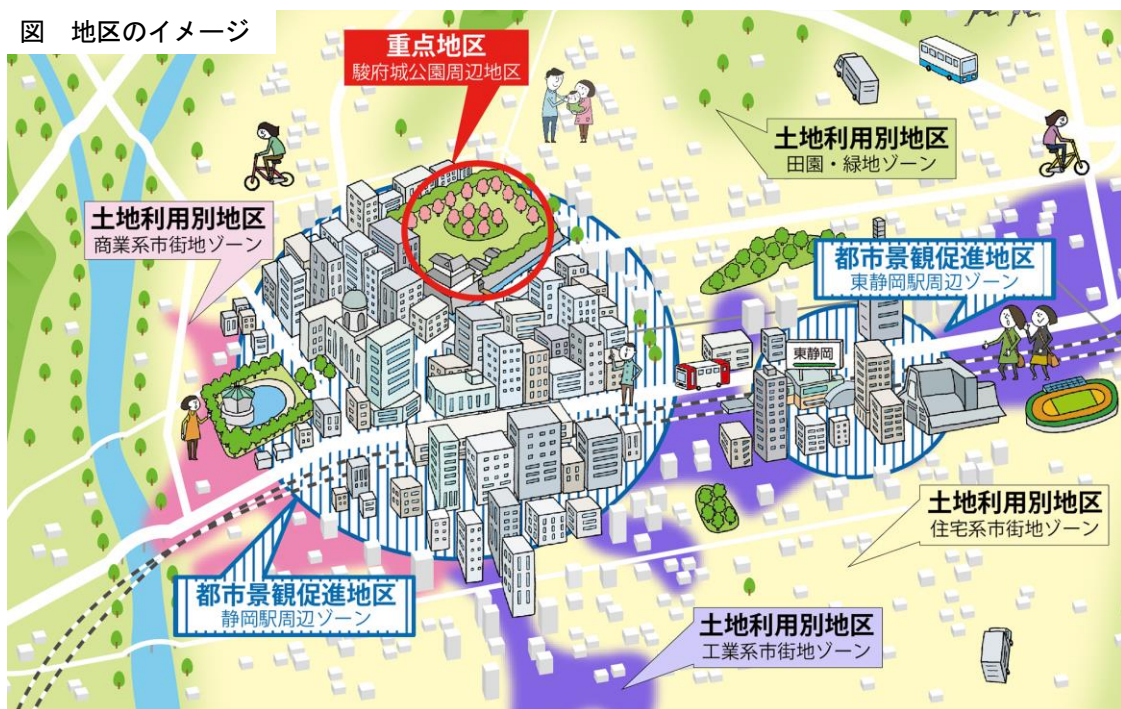
また、重点地区については、地区の住民や関係者の合意形成を図りながら、地域と市とが連携して景観形成を推進していきます。

なお、重点地区は、新たな地区指定により地区が追加される場合があるため、地区の区域や景観形成方針及び基準等を記載した重点地区景観計画は、別冊とします。

地区の区分とねらい

地区	対象範囲	ねらい	
一般地区	土地利用別地区 目指す景観形成 住居系、商業系など、土地利用や周辺環境との調和を図る景観形成	市全域 (ただし、都市景観促進地区及び重点地区を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画の用途地域をもとに区分した6つのゾーンごとに、景観形成方針及び基準を定めます。 大規模な建築物や工作物を届出対象とすることで、地区の土地利用や周辺環境等と調和した景観誘導を図ります。
	都市景観促進地区 目指す景観形成 都市拠点及び地域拠点が目指すまちづくりを実現する景観形成	立地適正化計画における集約化拠点形成区域 (ただし、重点地区を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランと適合し、立地適正化計画と連携を図るため、都市機能を集約化する都市拠点及び地域拠点ごとに、景観形成方針及び基準を定めます。 大規模な建築物や工作物を届出対象とすることで、各拠点の魅力向上及び都市機能の誘導を促進し、目指すまちづくりの実現に向けた景観誘導を図ります。
重点地区 目指す景観形成 地区の特性を活かした地区独自の個性ある景観形成 ※重点地区の景観形成方針及び基準は別冊参照。	特に重点的に景観形成に取り組む必要がある地区として、条例に基づき指定した地区。 ※令和元年6月時点で ・宇津ノ谷地区 ・日の出地区 ・駿府城公園周辺地区 ・三保半島地区 以上4地区が指定されていますが、今後、重点地区が追加される可能性があります。	<ul style="list-style-type: none"> 特に重点的に景観形成に取り組む必要がある地区について、地区独自の個性ある景観形成方針及び基準を定めます。 小規模な建築物や工作物まで届出対象を広げることで、地区の特性を活かした地区独自の個性ある景観形成に向け、きめ細やかな景観誘導を図ります。 	

図 地区のイメージ



2) 景観形成方針と景観形成基準（行為の制限）の設定

以下の地区特性に合わせた景観形成を進めていくため、景観形成方針（法第8条第3項）を定めます。これは、すべての建築物や工作物、屋外広告物を対象に、新築や改修のときだけでなく、普段の暮らしのなかでも取り入れていくことで、景観の質を高めていくことを目的とします。

また、一定規模以上の建築物や工作物を対象に、景観形成基準による行為の制限（法第8条第2項第2号）を行います。これは、現在の地区の景観を大きく阻害しないための基本的なルールであり、景観形成基準に適合していない場合、市長は、必要に応じて勧告や変更命令等を行います。

なお、市民や事業者の方を対象としたアンケート結果において、良好な景観を形成するためのルールとして、敷地内の緑化、外壁の色について重要と考えられていることから、景観形成基準に反映しています。

①一般地区（土地利用別地区・都市景観促進地区）

都市計画と整合を図るため、市全域を土地利用や周辺環境、まちづくりの方針等に応じて、大きく「土地利用別地区」と「都市景観促進地区」とに区分し、それぞれの地区に対応した景観形成方針及び景観形成基準を定めます。

- 「土地利用別地区」については、都市計画の用途地域をもとに区分した6つのゾーンごとに、景観形成方針及び基準を定め、地区の土地利用や周辺環境等に合った景観誘導を図ります。

①住居系市街地ゾーン ②商業系市街地ゾーン ③工業系市街地ゾーン
④沿道系市街地ゾーン ⑤田園・緑地景観ゾーン ⑥自然景観ゾーン

- 「都市景観促進地区」については、都市計画マスタープランと適合し、立地適正化計画と連携を図るため、都市機能を集約化する拠点となる地区について、景観形成方針及び基準を定め、地区の魅力向上及び都市機能の誘導促進のため、景観誘導を図ります。

①静岡駅周辺ゾーン ②清水駅周辺ゾーン ③東静岡駅周辺ゾーン
④草薙駅周辺ゾーン ⑤駿河区役所周辺ゾーン ⑥安倍川駅周辺ゾーン

②重点地区

特に重点的に景観形成を推進する区域については、景観条例に基づいて「重点地区」に指定し、地区独自の景観形成方針及び景観形成方針基準を定めます。

地域住民等の合意形成を図りながら、景観形成方針及び基準を定めます。

令和元年6月時点で、「宇津ノ谷地区」、「日の出地区」、「駿府城公園周辺地区」、「三保半島地区」の4地区が指定されています。内容については別冊を参照してください。

図 地区・ゾーン区分図



※地区・ゾーン区分図に記載されていない区域は「自然景観ゾーン」とする。

	都市計画区域											都市計画区域外					
	市街化区域										市街化調整区域						
	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域			工業専用地域				
土地利用別地区	住居系市街地ゾーン	●	●	●	○	○											
	商業系市街地ゾーン							○	●								
	工業系市街地ゾーン									○	○	●	●				
	沿道系市街地ゾーン				△	△	●	△		△	△						
	田園・緑地景観ゾーン															●	
	自然景観ゾーン																●
	都市景観促進地区	立地適正化計画における集約化拠点形成区域 (静岡駅周辺ゾーン、清水駅周辺ゾーン、東静岡駅周辺ゾーン、草薙駅周辺ゾーン、駿河区役所周辺ゾーン、安倍川駅周辺ゾーン)															
	重点地区	特に重点的に景観形成に取り組む必要がある地区として、条例に基づき重点地区の指定をした地区 (令和元年6月時点: 宇津ノ谷地区、日の出地区、駿府城公園周辺地区、三保半島地区)															

●: 前面道路の幅員に関係なく該当 ○: 前面道路20m未満の場合に該当 △: 前面道路20m以上の場合に該当
 ※工業地域のうち臨港地区に指定されている区域は、前面道路の幅員に関係なく「工業系市街地ゾーン」とする。

3) 届出制度による景観形成基準等の運用

①届出対象行為

○一般地区の届出対象行為（条例第12条、規則第5条第2項）

<p>建築物¹</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高さ10m（増築にあつては、増築後の高さ）を超える新築、増築、改築又は移転。但し、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域では、15m（増築にあつては、増築後の高さ）を超える新築、増築、改築又は移転 2. 延べ面積の合計が1,000㎡（増築にあつては、増築後の延べ面積）を超える新築、増築、改築又は移転 3. 上記に該当する建築物であつて見付面積*50㎡を超える外観の変更
<p>工作物²</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高さが10m（増築にあつては、増築後の高さ）を超える新設、増築、改築又は移転 2. 土地に自立した太陽光発電設備の太陽電池モジュール（パネル）等で、設置する区域の敷地面積が1,000㎡を超える新設、増築、改築又は移転 3. 上記に該当する工作物であつて見付面積10㎡を超える外観の変更

○重点地区の届出対象行為（条例第12条、規則第5条第1項）

<p>建築物¹</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新築（既に建築物が存する敷地内での別棟の新築は増築として扱う。） 2. 高さ（増築にあつては、増築後の高さ）が5mを超える、又は床面積が10㎡を超える増築、改築又は移転 3. 見付面積10㎡を超える外観の変更
<p>工作物²</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 門、塀、擁壁等で、高さが2mを超える、かつ長さが10mを超える新設、増築、改築又は移転 2. 高架水槽、煙突、記念塔、電波塔、屋外タンク等で、高さが5mを超える、かつ長さが10mを超える新設、増築、改築又は移転 3. 高架道路、高架鉄道等で、高さが2mを超える、かつ長さが15mを超える新設、増築、改築又は移転 4. 車庫、自動販売機等で、高さが2mを超える、かつ長さが10mを超える新設、増築、改築又は移転 5. 土地に自立した太陽光発電設備の太陽電池モジュール（パネル）で、設置する区域の敷地面積が10㎡を超える新設、増築、改築又は移転 6. 見付面積10㎡を超える外観の変更

- 1 建築物…建築基準法第2条第1項に定めるもの
- 2 工作物…次ページに掲げるもの（規則第4条）

○規模に応じて届出が必要となる工作物の種類

- (1) 建築物に該当しない門、塀、垣、柵その他これらに類するもの
- (2) 擁壁その他これに類するもの
- (3) 高架水槽、冷却塔、サイロその他これらに類するもの
- (4) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (5) 記念塔その他これに類するもの
- (6) 電波塔その他これに類するもの
- (7) 屋外タンクその他これに類するもの
- (8) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
- (9) 建築物に該当しない車庫その他これに類するもの
- (10) 自動販売機
- (11) 土地に自立して設置する太陽光発電設備その他これに類するもの
- (12) その他、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として市長が指定するもの

※ 詳細は景観条例・規則のとおり



②届出が不要な行為

次の行為については、景観法*第16条第7項、静岡市景観条例第12条第1項に基づき、届出の対象外となります。ただし、法文等を抜粋・要約しているため、適用除外の条件等の詳細については、景観法*、景観法施行令及び静岡市景観条例等を確認してください。

適用除外行為	根拠条項
通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの	法第16条第7項第1号
<ul style="list-style-type: none"> 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等 	政令第8条第1号
<ul style="list-style-type: none"> 仮設の工作物の建設等 	政令第8条第2号
<ul style="list-style-type: none"> 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる伐採 枯損した木竹または危険な木竹の伐採 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 仮植した木竹の伐採 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 	政令第8条第3号
<ul style="list-style-type: none"> 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 建築物の存する敷地内で行う行為で、建築物の建築等、工作物の建設等、木竹の伐採、屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積、特定照明のいずれにも該当しないもの 農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、建築物の建築等、高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンク等の工作物の建設等、用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く）又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置、土地の開墾、森林の皆伐、水面の埋立て又は干拓のいずれにも該当しないもの 	政令第8条第4号
非常災害のため必要な応急措置として行う行為	法第16条第7項第2号
法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為 <ul style="list-style-type: none"> 景観重要建造物* 景観重要公共施設* 景観農業振興地域整備計画 国立公園、国定公園 景観地区 	法第16条第7項第3～9号
地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築、増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更	法第16条第7項第10号 政令第9条
その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為	法第16条第7項第11号
<ul style="list-style-type: none"> 国指定の文化財の指定地域で行う行為 	政令第10条第3号
<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物法に基づく条例に適合する屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件 	政令第10条第4号
<ul style="list-style-type: none"> 仮設の建築物の建築等（仮設の期間が1年以下） 	条例第12条第1項第3号

※ 詳細は景観法、景観法施行令を要確認

*【用語の解説】 景観法 → P用-1
 景観重要建造物 → P用-1
 景観重要公共施設 → P用-1

③特定届出対象行為

法第17条第1項に基づく変更命令の対象となる特定届出対象行為は、届出対象となる行為の全てとします。

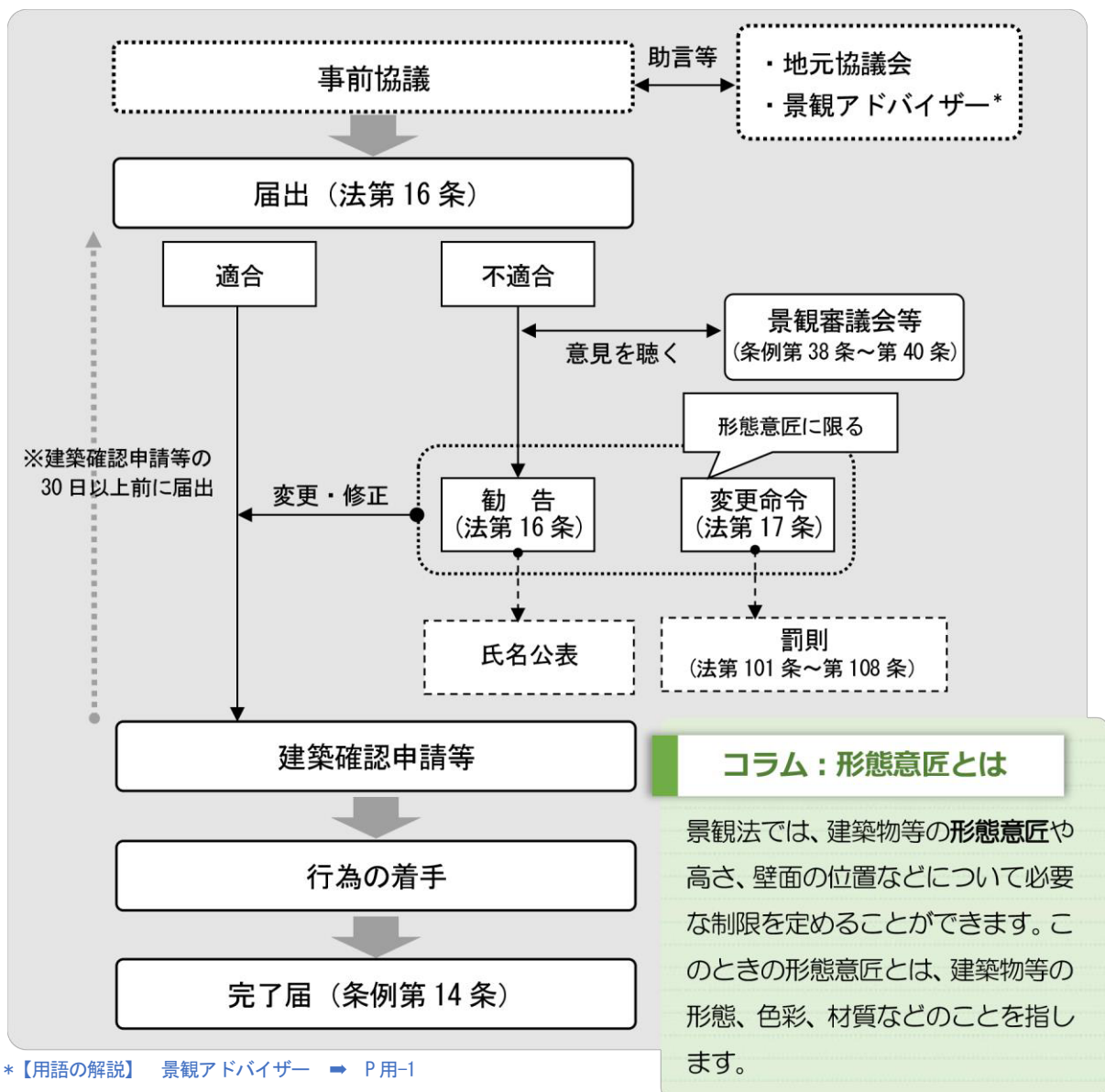
④手続きのフロー

良好な景観形成を進めるため、周辺の景観に大きな影響を及ぼすおそれがある一定規模以上の建築物の建築行為等を行う場合は、建築確認申請等の30日以上前に、法第16条第1項に基づく届出が必要です。

届出対象行為をしようとする者が、配慮すべき基本的な事項である景観形成基準（行為の制限）の適合状況がわかる図面や適合状況を記入した書類等の届出をすることで、景観形成基準への適合状況を確認します。

また、建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更については、届出対象となる行為の延べ面積の規模に応じて、届出前に事前協議が必要です。

図 建築行為等の手続フロー



*【用語の解説】 景観アドバイザー → P用-1

2. 一般地区の区域とゾーンの概要

1) 土地利用別地区

都市計画の用途地域をもとに、土地利用や周辺環境等を踏まえて6つのゾーンごとに景観形成方針及び基準を定め、建築物等の景観誘導を図ります。

対象区域は「都市景観促進地区」「重点地区」を除く以下の区域となります。

① 住居系市街地ゾーン

▶P3-14~

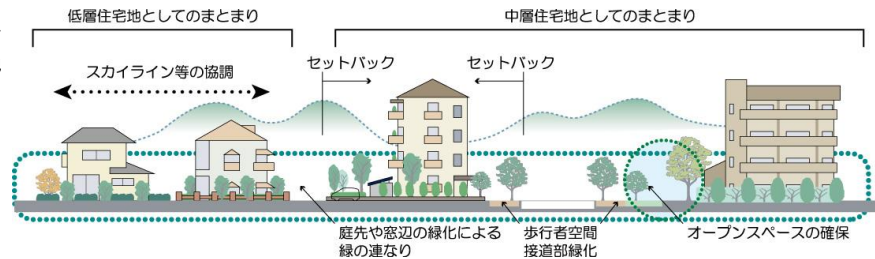
対象区域

- ・ 第一種低層住居専用地域
- ・ 第一種中高層住居専用地域
- ・ 第二種中高層住居専用地域
- ・ 第一種住居地域※
- ・ 第二種住居地域※

※幅員 20m以上の道路に面する敷地は、沿道系市街地ゾーンに該当します

景観形成の基本テーマ

豊かな生活環境が感じられる
やすらぎある景観



② 商業系市街地ゾーン

▶P3-25~

対象区域

- ・ 商業地域
 - ・ 近隣商業地域※
- ※幅員 20m以上の道路に面する敷地は、沿道系市街地ゾーンに該当します

住宅地にふさわしく、身近な商業地として親しまれる落ち着いた色彩

景観形成の基本テーマ

地区の個性を活かした賑わいと
活力ある景観



③ 工業系市街地ゾーン

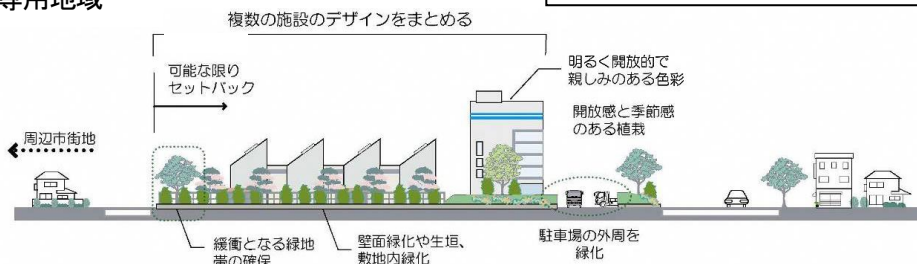
▶P3-36~

対象区域

- ・ 準工業地域※
 - ・ 工業地域※
 - ・ 工業専用地域
- ※幅員 20m以上の道路に面する敷地（工業地域のうち臨港地区は除く）は、沿道系市街地ゾーンに該当します

景観形成の基本テーマ

明るさと、親しみが感じられる
景観



④ 沿道系市街地ゾーン

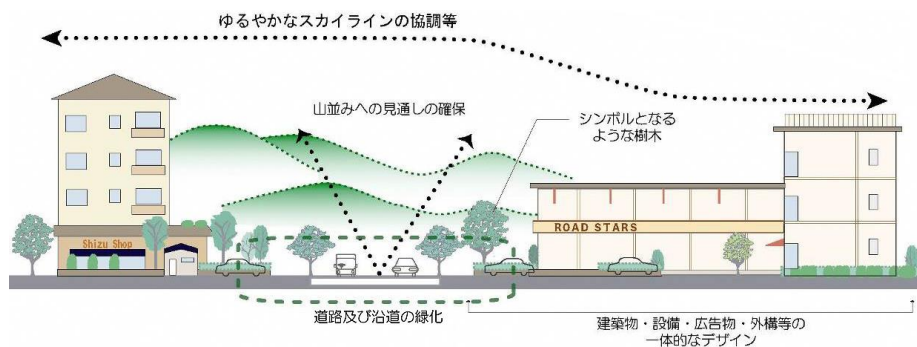
▶P3-47~

対象区域

- ・準住居地域
- ・第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域で、幅員 20m以上の道路に面する敷地(ただし、工業地域のうち臨港地区を除く)

景観形成の基本テーマ

賑わいの中にもゆるやかな秩序が感じられる景観



⑤ 田園・緑地景観ゾーン

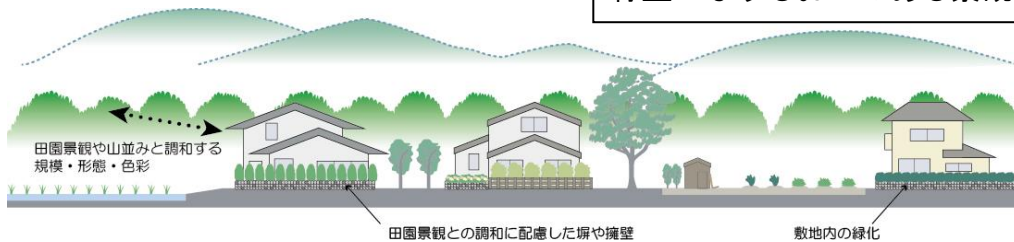
▶P3-58~

対象区域

- ・市街化調整区域の全域

景観形成の基本テーマ

緑豊かなうるおいのある景観



⑥ 自然景観ゾーン

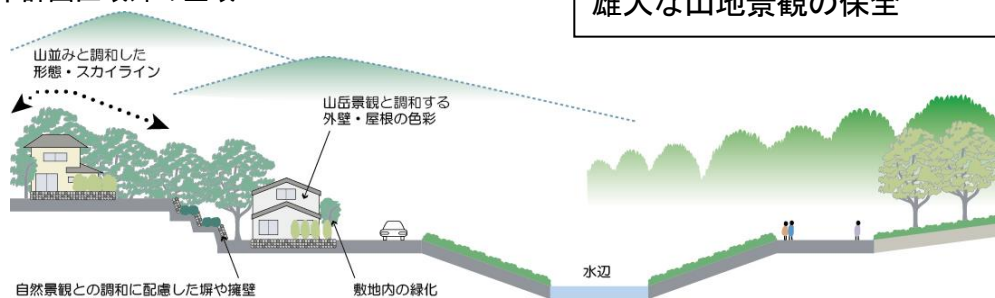
▶P3-69~

対象区域

- ・都市計画区域外の全域

景観形成の基本テーマ

雄大な山地景観の保全



2) 都市景観促進地区

都市計画マスタープランと適合し、立地適正化計画と連携を図るため、都市機能を集約化する都市拠点及び地域拠点ごとに、景観形成方針及び基準を定め、地区の魅力向上及び都市機能の誘導促進のため、景観誘導を図ります。

対象区域は「重点地区」を除く以下の区域となります。

① 静岡駅周辺ゾーン

▶P3-79~

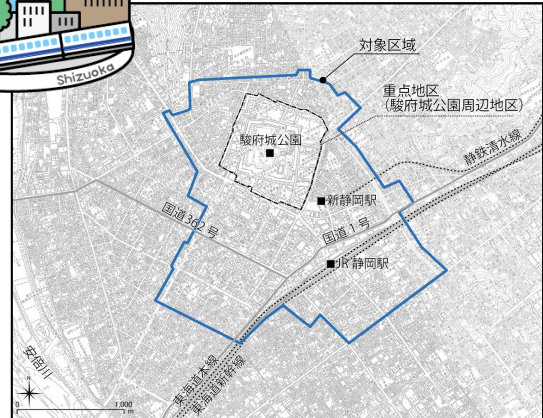
対象区域

- ・静岡市立地適正化計画の集約化拠点形成区域（静岡駅周辺地区）



景観形成の基本テーマ

風格と賑わいを感じる歴史文化の拠点にふさわしい景観



② 清水駅周辺ゾーン

▶P3-90~

対象区域

- ・静岡市立地適正化計画の集約化拠点形成区域（清水駅周辺地区）



景観形成の基本テーマ

海洋文化拠点の魅力をもつウォーターフロントの景観



③ 東静岡駅周辺ゾーン

▶P3-102~

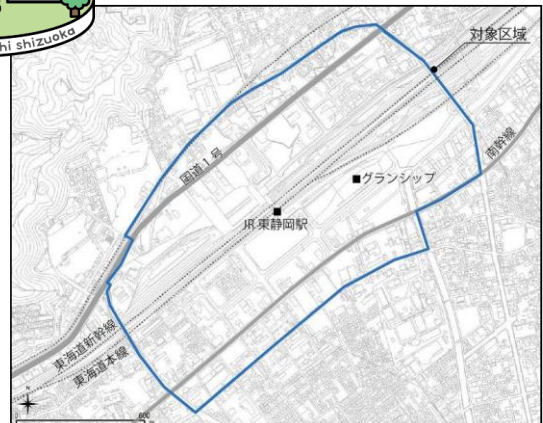
対象区域

- ・静岡市立地適正化計画の集約化拠点形成区域（東静岡駅周辺地区）



景観形成の基本テーマ

「文化とスポーツの殿堂」にふさわしい美しく風格ある景観



④ 草薙駅周辺ゾーン



▶P3-113~

対象区域

- ・ 静岡市立地適正化計画の集約化拠点形成区域（草薙駅周辺地区）



景観形成の基本テーマ
文教地区のブランド力を高める景観

⑤ 駿河区役所周辺ゾーン



▶P3-125~

対象区域

- ・ 静岡市立地適正化計画の集約化拠点形成区域（駿河区役所周辺地区）



景観形成の基本テーマ
歴史と文化を活かし、賑わいとうるおいを感じる景観

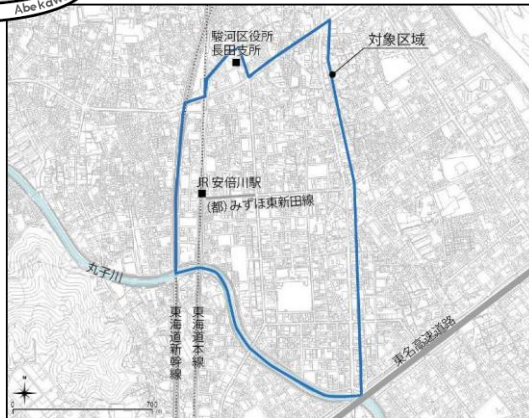
⑥ 安倍川駅周辺ゾーン



▶P3-136~

対象区域

- ・ 静岡市立地適正化計画の集約化拠点形成区域（安倍川駅周辺地区）



景観形成の基本テーマ
駅周辺の賑わいと親しみを感じる魅力ある景観

3. ゾーン別の景観形成方針及び基準

1) 土地利用別地区

① 住居系市街地ゾーン

対象区域

「重点地区」、「都市景観促進地区」を除く下記の区域

- ・ 第一種低層住居専用地域
 - ・ 第一種中高層住居専用地域
 - ・ 第二種中高層住居専用地域
 - ・ 第一種住居地域
 - ・ 第二種住居地域
- 幅員 20m以上の道路に面する敷地は、沿道系市街地ゾーンに該当します

景観の特性・課題等

- ・ 低層を基調とした住宅地が多く、落ち着きが感じられる景観が広がっています。一部の地域では、一団の集合住宅や中層住宅が立地し、都市型の住宅地も見られます。
- ・ 一部の地域では、周辺のまち並みから突出したり、水辺や丘陵地に対して壁になるような中高層の建築物が立地するなど、周辺の景観への配慮が求められています。
- ・ 接道部や敷地内の緑化が十分ではなく、住宅地としてのうるおいの創出が求められています。



低層を基調とした落ち着きがある住宅地



緑豊かな接道部の緑化



屋根の形状や生け垣が連続する良好なまち並み

景観形成の基本テーマ

豊かな生活環境が感じられるやすらぎある景観

景観形成方針(法第8条第3項)

《建築物の方針》

○周辺環境にあった規模・形態

住宅の規模・形態は、周辺環境と不調和とならないように十分に配慮し、まとまりが感じられる住宅地景観を形成します。また、中高層の建築物は、建物のセットバック*やオープンスペース*の確保等により、開放的な景観を形成します。

○スカイライン*や接道部のしつらえなどの協調

住宅地の特性に応じて、スカイラインや建物の外壁の位置、生け垣や擁壁の素材や仕上げを協調し、ゆるやかな秩序が感じられる住宅地景観を形成します。なお、生け垣や擁壁などは、地域で多く使用されている素材や季節を感じることでできる樹種を選択します。

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は適切な保全をし、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

《色彩の方針》

建築物の色彩は、現況の住宅地にみられる暖色系の低彩度*色を継承し、住宅地にふさわしい暖かさや落ち着きが感じられ、永い時間飽きがこないようなやすらぎのある色彩景観を形成します。

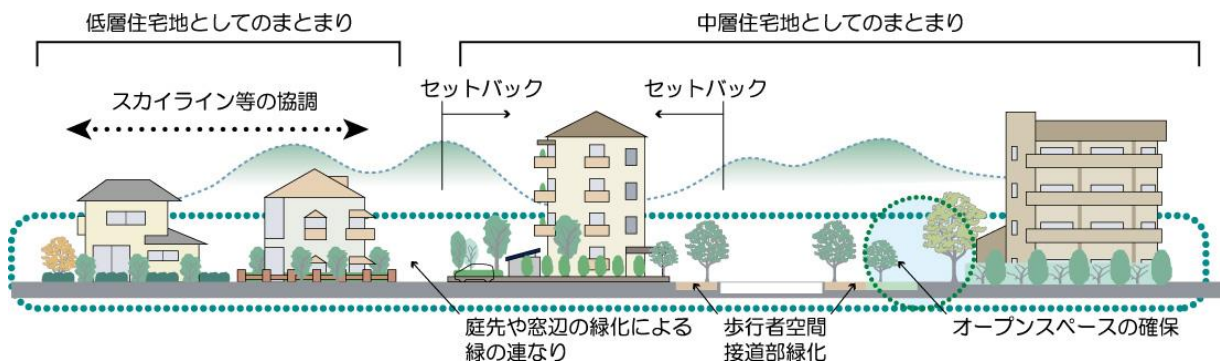
建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は 別表1-1 とします。

《みどりの方針》

生垣や庭木の植栽、フラワーポットの設置などによる敷地内の緑化及び維持管理により、うるおいのある住宅地の景観を形成するとともに、季節感を演出します。

また、市街地やその周辺の農地(都市農地*)が、緑地としての機能を発揮し、良好な景観を形成するよう、積極的に保全・活用します。

図 住居系市街地ゾーンのイメージ



*【用語の解説】 セットバック ➡ P用-2
スカイライン ➡ P用-2
都市農地 ➡ P用-2

オープンスペース ➡ P用-1
彩度 ➡ P用-2

《屋外広告物の方針》

住宅地としてのゆとりやうるおいのある景観を維持・創出するため、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとしします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとしします。
- ・ できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとしします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・ 文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・ 光源が激しく点滅するものや光源が露出する照明は使用を控えます。
- ・ 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ(電子広告)においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・ 原則として、自家用の広告物とし、必要最低限度の規模にとどめます。
- ・ 周辺のまち並みと調和した素材や色彩を用います。
- ・ 屋上広告物や野立て広告物を控えます。
- ・ 広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・ 適切な維持管理を行います。

景観形成基準(行為の制限)(法第8条第2項第2号)

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限(規制)を定めた基準

〔建築物・工作物〕(擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く)

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源*の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたたずまいや趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		<p>○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。</p>
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え(しつらえ)られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p> <p>○自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え(しつらえ)などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないように意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。 <p>○建築物の屋根は勾配屋根とするなど、周辺の市街地や後背の山並みと調和した形状とする。</p>

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
色相 → P用-2
ルーバー → P用-3

景観資源 → P用-1
塔屋 → P用-2

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイラインの形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表1-2の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表1-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上別表1-2の色彩が適当でない場合で、色相10R~4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色は彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。</p> <p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p>
	街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。
景観を形成する 公共空間や通り と一体となった	<p>○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバックさせる。 	

*【用語の解説】

見付面積 → P用-2
 誘目性 → P用-2
 ヒューマンなスケール感 → P用-2

配慮指針		景観形成基準
成 す る 公 共 空 間 や 通 り 景 観 と 一 体 と な っ た 景 観 を 形 成 す る	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	<p>○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。</p> <p>○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 <p>○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。</p>
	緑化によりうるおいを創出する	<p>○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。</p> <p>○接道部に植栽するなど、うるおいのある沿道の景観を形成する。</p> <p>○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。</p>

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。</p> <p>○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。</p>

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。</p>

*【用語の解説】 法面 → P用-2

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
<p>場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる</p>	<p>○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○第2章で位置づける「市街地を囲むみどりの景観軸」の山地・丘陵地及び風致地区（都市計画法第8条第1項第7号）を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、市街地から見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度*・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にしよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</p>

*【用語の解説】 眺望地点 → P用-2
明度 → P用-2

【別表1-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)~4.9YR 2.6Y~5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR~2.5Y	8未満の場合	4以下
	8以上の場合	2以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	1以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)~5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表1-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)~4.9YR 2.6Y~5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
5YR~2.5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

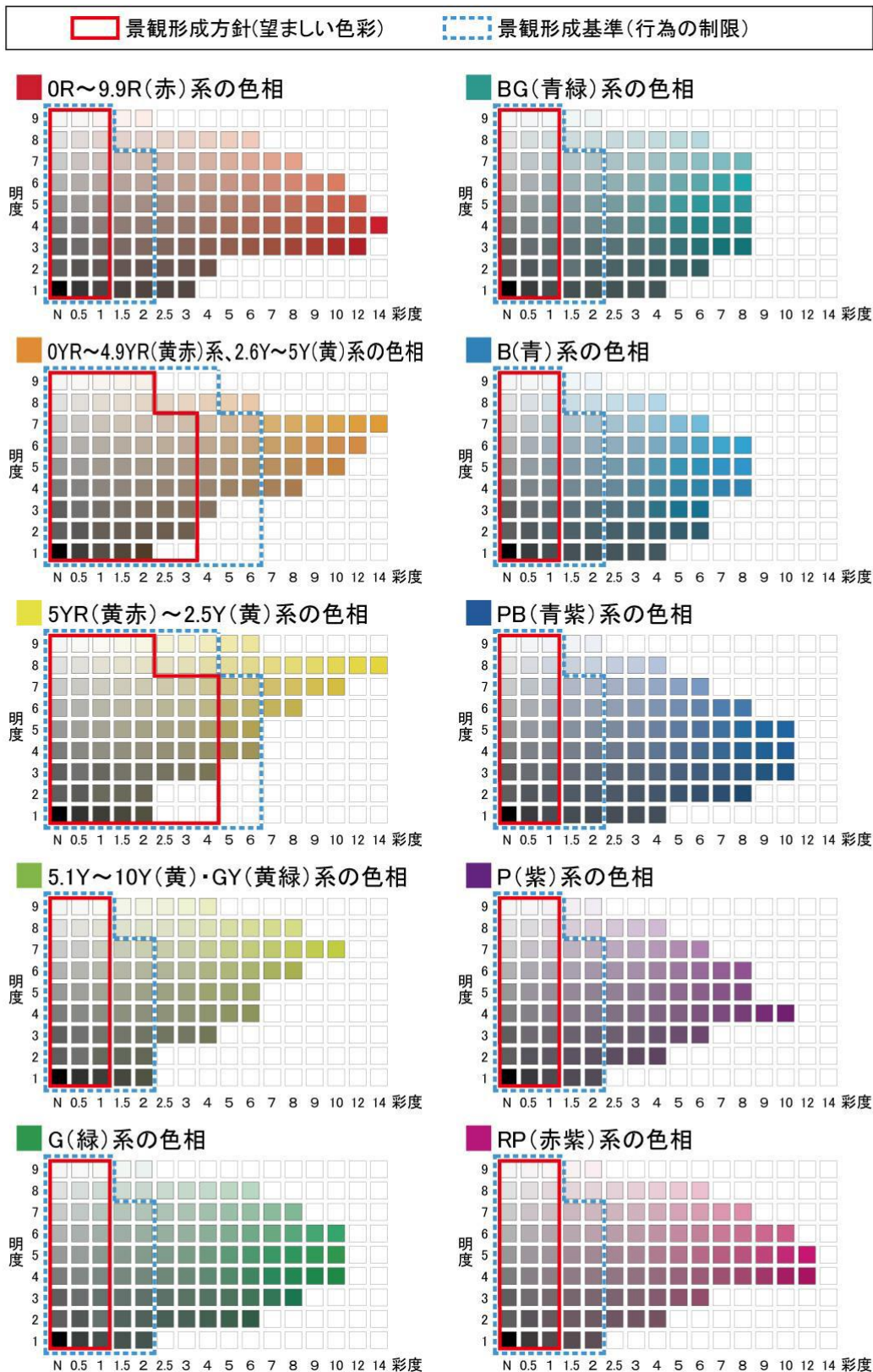
◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)~5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

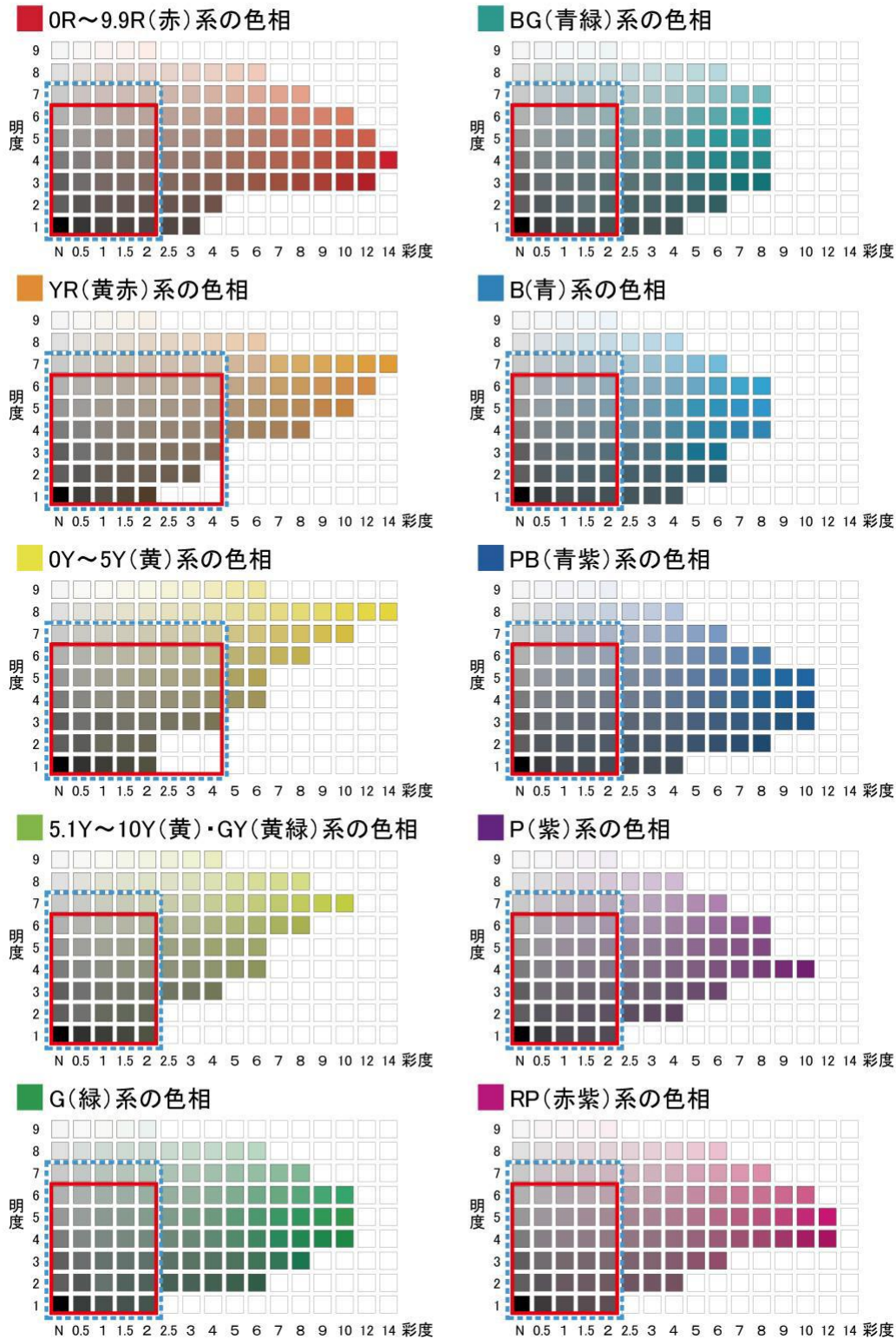
色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	6以下
無彩色		0

◇建築物の外壁

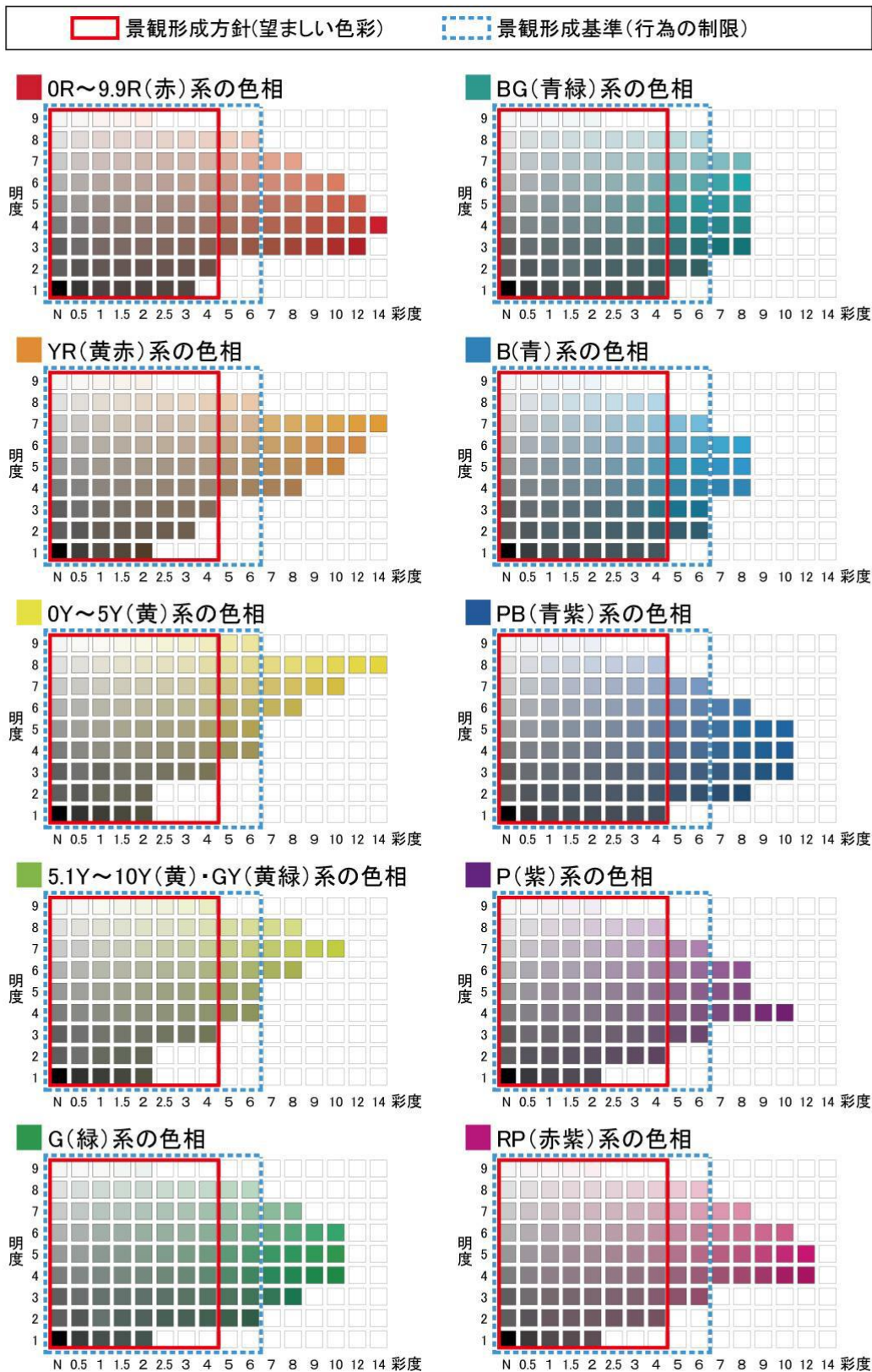


◇建築物の屋根

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



◇工作物の外観



②商業系市街地ゾーン

対象区域

「重点地区」、「都市景観促進地区」を除く下記の区域

- ・商業地域
- ・近隣商業地域 …幅員 20m以上の道路に面する敷地は、沿道系市街地ゾーンに該当します

景観の特性・課題等

- ・中心市街地周辺の各商店街、JR 用宗駅や興津駅の周辺などは、小規模な商業施設などが立地し、地域住民に身近な商店街として長年親しまれ、下町的な活気や趣きを感じられる景観となっています。
- ・古くからある建物は、下町的な風情を感じさせる要素でもありますが、維持管理が行き届いていないものもあります。
- ・今後は、地域の魅力を創出するため、旧街道の歴史や街路形態、地場産業、懐かしい雰囲気など、個性を活かした景観づくりが必要です。



下町的な活気や趣を感じられるまち並み

景観形成の基本テーマ

地区の個性を活かした賑わいと活力ある景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○駅前にもふさわしい良好な景観形成

駅周辺の生活空間は、地域への愛着が持てるよう、建物の外壁、外構、緑化の工夫や維持管理、地域の美化活動などにより、美しくきれいな景観形成を進めます。

○歩行者が親しみの持てる商店街の景観形成

商店街は、建物の低層部は明るく開放的な形態意匠とする、店先に草花を飾る、前面の道路とは極力段差を設けないなど、歩行者が親しみの持てる景観を形成します。

○新旧の建物が調和する景観形成

建物の建替えの際には、周囲の既存の建物と調和させ、新旧の建物や看板が調和した、歩いて楽しくなる魅力ある通りの景観を形成します。

○歴史を大切にしたい個性ある景観形成

商店街は、旧東海道の歴史や社寺などの歴史的資源を活かし、それらと調和する落ち着いた建物にすることなど、地域の個性を大切にしたい商業空間づくりを進めます。

地場産業が集積する通りは、伝統工芸の職人や生産地問屋の町として形成されてきた歴史を踏まえ、各街区の特性を活かしたイメージアップを図ります。

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

《色彩の方針》

住宅地では、建築物の色彩は、現況の住宅地にみられる暖色系の低彩度*色を継承し、住宅地にふさわしい暖かさや落ち着きを感じられ、永い時間飽きがこないような色彩景観を形成します。

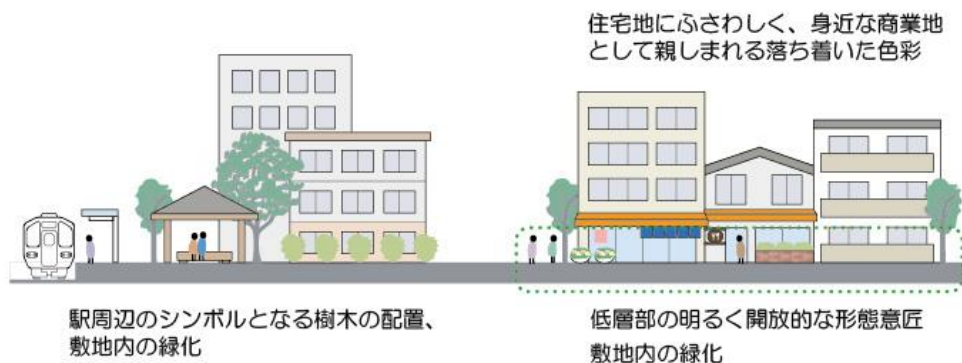
商店街では、建築物の色彩は、低層部を中心に華やかさのある演出を採り入れながらも、基調となる部分については落ち着いた中・低彩度色を基本とし、住宅地に近接する身近な商業地として親しまれる色彩景観を形成します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は 別表2-1 とします。

《みどりの方針》

外構部の緑化や店先や庭先へのフラワーポットの設置、壁面・屋上緑化及び維持管理により、沿道部などでうるおいの感じられる景観を形成します。

図 商業系市街地ゾーンのイメージ



*【用語の解説】 彩度 → P用-2

《屋外広告物の方針》

賑わいや風格が感じられ、快適性を兼ね備えた景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとしします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとしします。
- ・ できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとしします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・ 文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・ 光源が激しく点滅するものは使用を控えます。
- ・ 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・ 規模は抑え、隣接する広告物相互の視認性*に配慮します。
- ・ 周辺のまち並みと調和した素材、色彩としします。
- ・ 広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・ 適切な維持管理を行います。

序章	
第1章	
第2章	
第3章	
住	第4章
商業系市街地ゾーン	第5章
工	
沿	第6章
田	
自	
静	第7章
清	
東	
草	用語解説
駿	
安	

*【用語の解説】 視認性 → P用-2

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源*の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたゞまいや趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		<p>○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。</p>
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペース*に隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
 オープンスペース → P用-1
 塔屋 → P用-2

景観資源 → P用-1
 色相 → P用-2
 ルーバー → P用-3

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイライン*の形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保 <p>○店舗の連続する場所では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の階高や軒・庇の位置、開口の長さを協調する。 ・低層部の外壁面の位置を協調させる。基盤整備がなされた街区や前面道路が直線である場合は、特に意識する。 <p>○店舗の連続する場所では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の開口部はショーウインドウとするなど、明るく開放的な意匠とする。 ・施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表2-2の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表2-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上別表2-2の色彩が適当でない場合で、色相10R～4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色は彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。</p> <p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p> <p>○商業施設では、地域の特性を活かした賑わいの創出、各店舗の個性が感じられるような演出に努める。</p>

*【用語の解説】 スカイライン → P用-2
見付面積 → P用-2

配慮指針		景観形成基準
	街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。 ・商業施設では、ショーウインドウなどにより賑わいを演出する。
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切に	<p>○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック*させる。 <p>○高層の建築物とする場合は、次の各点に十分に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部と中高層部で意匠に変化を付ける。 ・低層部の開口部は、周辺のまち並みのスケールと協調させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	<p>○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。</p> <p>○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 <p>○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。</p>
	緑化によりうるおいを創出する	<p>○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。</p> <p>○施設の規模に応じて、空地やオープンスペースを確保するなど、歩行者の快適性の向上に努める。</p> <p>○敷地の後退部分は、前面の道路と段差を設けない。また、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調させるなど、一体的な歩行者空間の形成に努める。</p> <p>○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。</p>

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

*【用語の解説】

誘目性 ➡ P用-2
セットバック ➡ P用-2

ヒューマンなスケール感 ➡ P用-2
法面 ➡ P用-2

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。</p> <p>○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。</p>

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。</p>

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○第2章で位置づける「市街地を囲むみどりの景観軸」の山地・丘陵地及び風致地区（都市計画法第8条第1項第7号）を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、市街地から見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度*・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にするよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</p>

*【用語の解説】 眺望地点 → P用-2
明度 → P用-2

【別表2-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表2-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

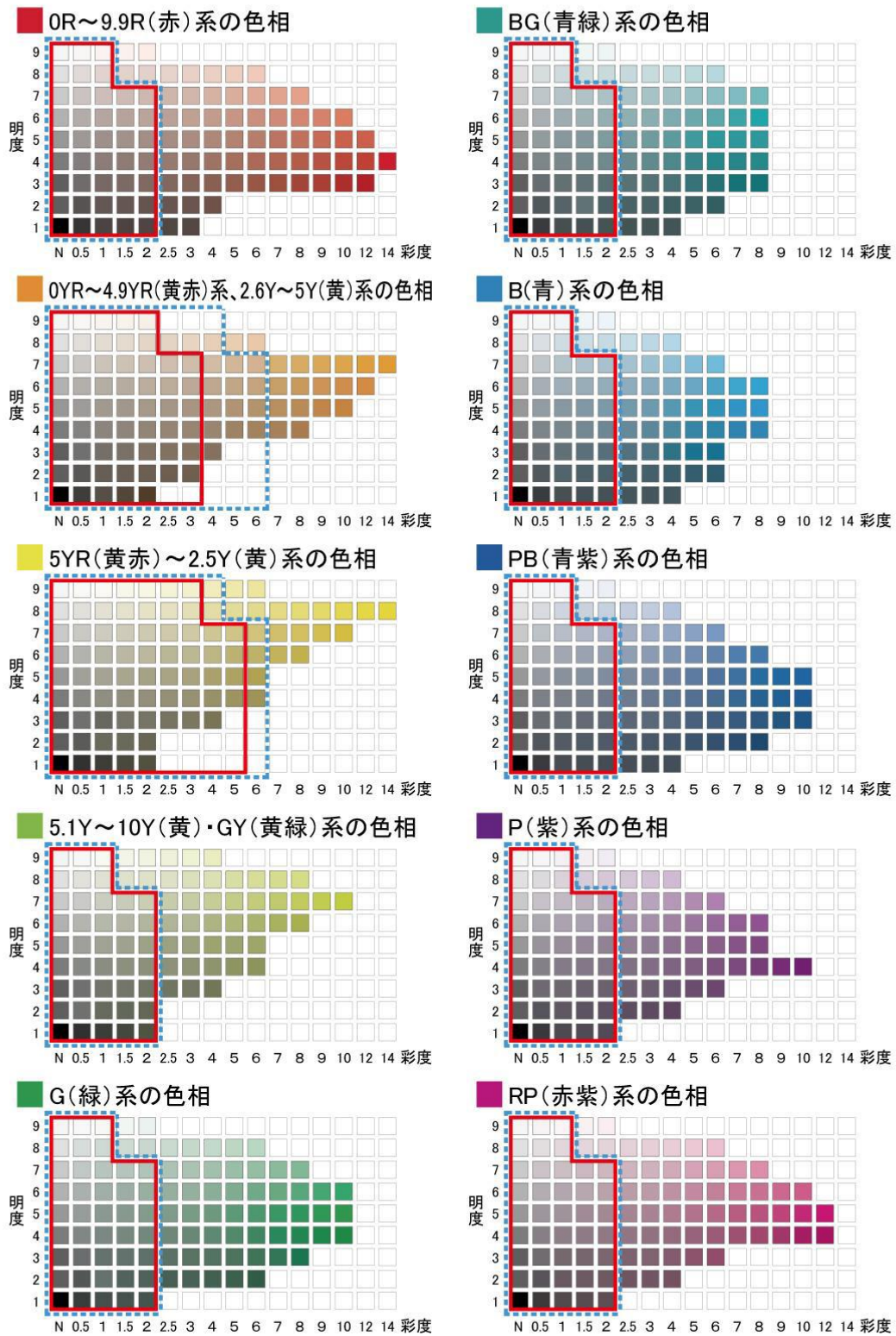
色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

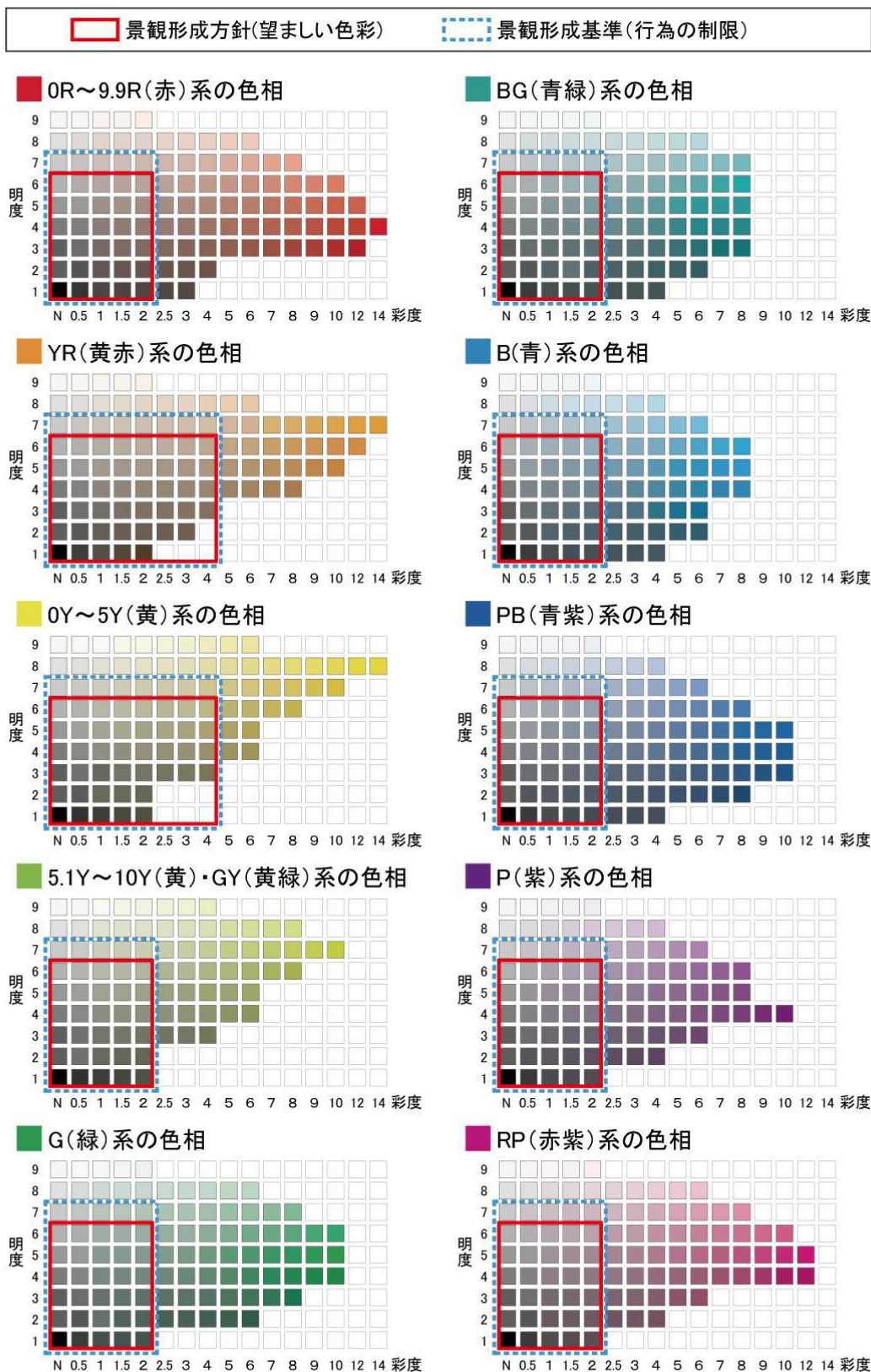
色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	6以下
無彩色		0

◇建築物の外壁

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)

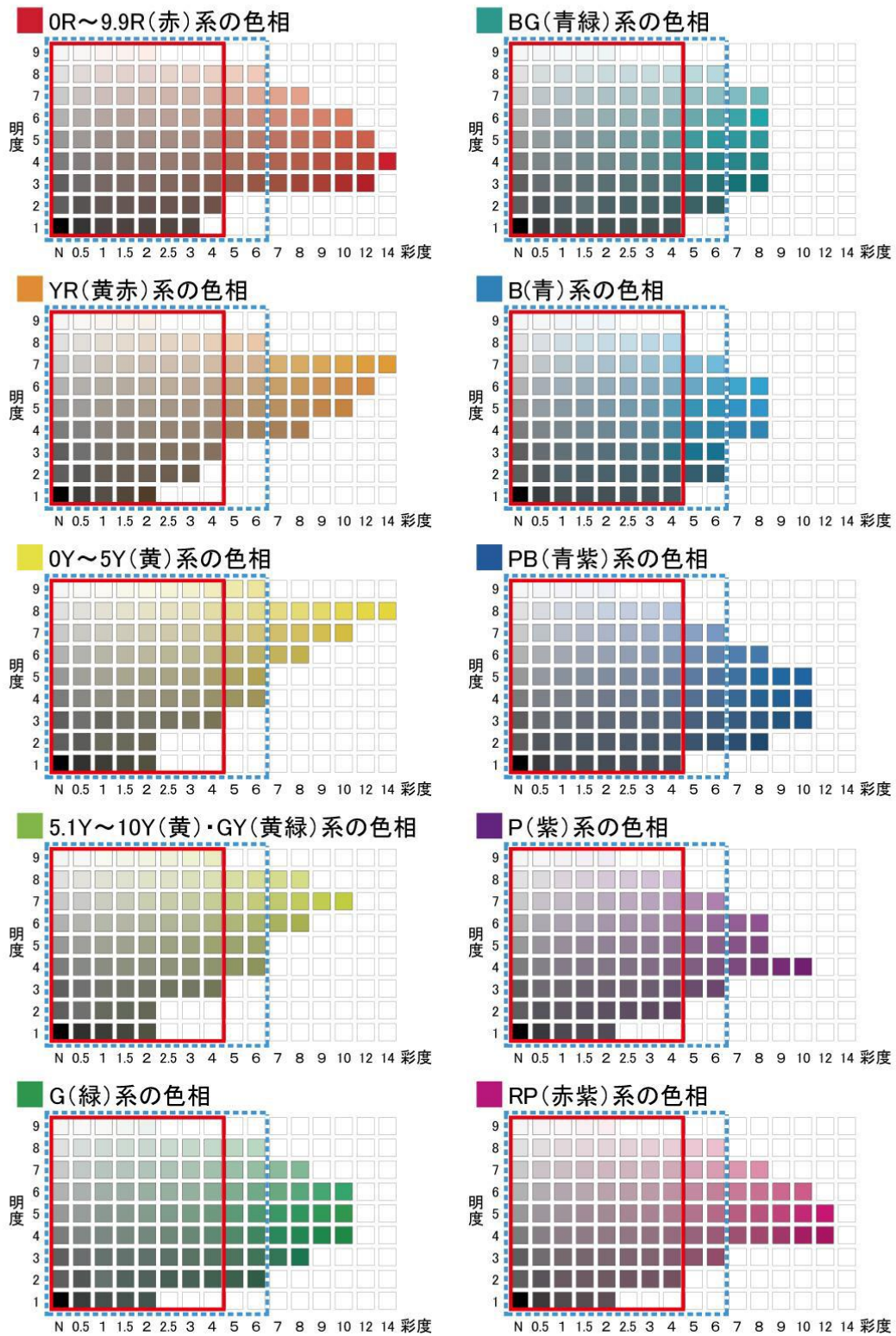


◇建築物の屋根



◇工作物の外観

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



③工業系市街地ゾーン

対象区域

「重点地区」、「都市景観促進地区」を除く下記の区域

- | | |
|---------|--|
| ・準工業地域 | } 幅員 20m以上の道路に面する敷地（工業地域のうち臨港地区は除く）は、沿道系市街地ゾーンに該当します |
| ・工業地域 | |
| ・工業専用地域 | |

景観の特性・課題等

- ・臨港地区や工業施設群、流通団地など、工業地としてのまとまりがある景観が形成されています。これらのまとまった工業施設群では、街路樹や敷地外周の緑化が行われるなど、親しみが感じられる景観が見られます。
- ・一部の地域では、住宅への土地利用転換などの進行により住工が混在しており、これらの地域では、住環境と産業地の相互の環境維持が求められています。



接道部の豊かな緑地



シャープなデザインでまとめられている工業施設



隣接する住宅地への配慮のため設けられた緩衝緑地

景観形成の基本テーマ

明るさと、親しみが感じられる景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○工業地としてのまとまりある景観

工業施設は、周辺の建築物相互の規模や形態に配慮し、工業地としてのまとまりが感じられる景観を形成します。また、敷地内に複数の施設がある場合は、各施設相互の形態や意匠の調和を図ります。

○親しみのある外観

工業施設の外観は、規模に応じて分節化するなど、親しみが感じられる外観とします。

○複合市街地における隣接地への圧迫感等の軽減

住工が複合した市街地では、工場などは、住宅地に対して圧迫感等を軽減させ、良好な地域環境を創出するため、オープンスペース*や緩衝緑地帯等を確保したり、施設のセットバック*や分節化などを行います。

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

《色彩の方針》

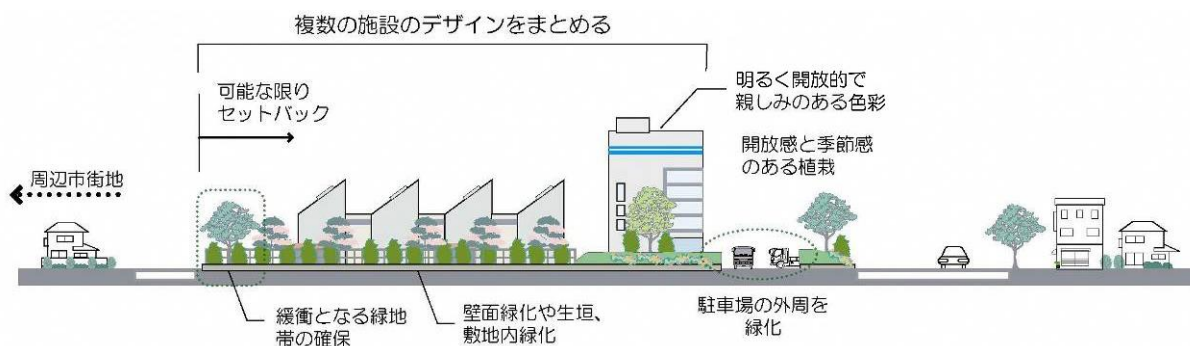
工業施設の色彩は、白やライトグレーなど高明度*・低彩度*の色彩を基調とし、エントランスの周辺や建物頂部など、建築物の形態や意匠にあわせてアクセントとなる色彩を導入するなど、工場地にありがちな閉鎖的な印象を軽減し、明るく開放的で親しみのある色彩景観を形成します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は 別表3-1 とします。

《みどりの方針》

敷地の外周や駐車場の周囲には積極的に緑化を行うとともにそれら植栽等の維持管理を適切に行うことで、うるおいが感じられる景観を形成します。また、接道部に垣や柵などを設置する場合は、可視性の高いフェンス等により敷地内の緑化が視認できるよう配慮し、ブロック塀等は設置しないようにします。

図 工業系市街地ゾーンのイメージ



*【用語の解説】 オープンスペース ➡ P用-1
明度 ➡ P用-2

セットバック ➡ P用-2
彩度 ➡ P用-2

《屋外広告物の方針》

親しみが感じられる景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとしします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとしします。
- ・ できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとしします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・ 文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・ 光源が激しく点滅するものは使用を控えます。
- ・ 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・ 周辺の里山等への眺望を確保するため、規模は抑えます。
- ・ 周辺のまち並みと調和した素材、色彩としします。
- ・ 広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・ 適切な維持管理を行います。

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源*の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたずまいや趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
色相 → P用-2
ルーバー → P用-3

景観資源 → P用-1
塔屋 → P用-2

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイライン*の形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表3-2の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表3-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上別表3-2の色彩が適当でない場合で、色相 10R~4.9YR、彩度 2 以下（その他の有彩色は彩度 1 以下）かつ良好な景観形成に資する場合。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。</p> <p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p>
	街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	<p>○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバックさせる。 	

*【用語の解説】

スカイライン ➡ P用-2
誘目性 ➡ P用-2

配慮指針		景観形成基準
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	<p>○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。</p> <p>○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 <p>○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。</p>
	緑化によりうるおいを創出する	<p>○施設の規模・用途に応じ、四季を感じさせる樹木や花木を植栽する。</p> <p>○エントランス周辺や前面道路側は、オープンスペースの確保や積極的な緑化に努める。</p> <p>○隣接して住宅地などがある場合は、緩衝となる緑化帯の確保に努める。</p> <p>○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。</p>

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。</p> <p>○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。</p>

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。</p>

*【用語の解説】 法面 → P用-2

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
<p>場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる</p>	<p>○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○第2章で位置づける「市街地を囲むみどりの景観軸」の山地・丘陵地及び風致地区（都市計画法第8条第1項第7号）を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、市街地から見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にしよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</p>

*【用語の解説】 眺望地点 ➡ P用-2

【別表3-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	5以上	2以下
5YR～2.5Y	5以上8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
上記以外の有彩色	5以上8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	5以上	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表3-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

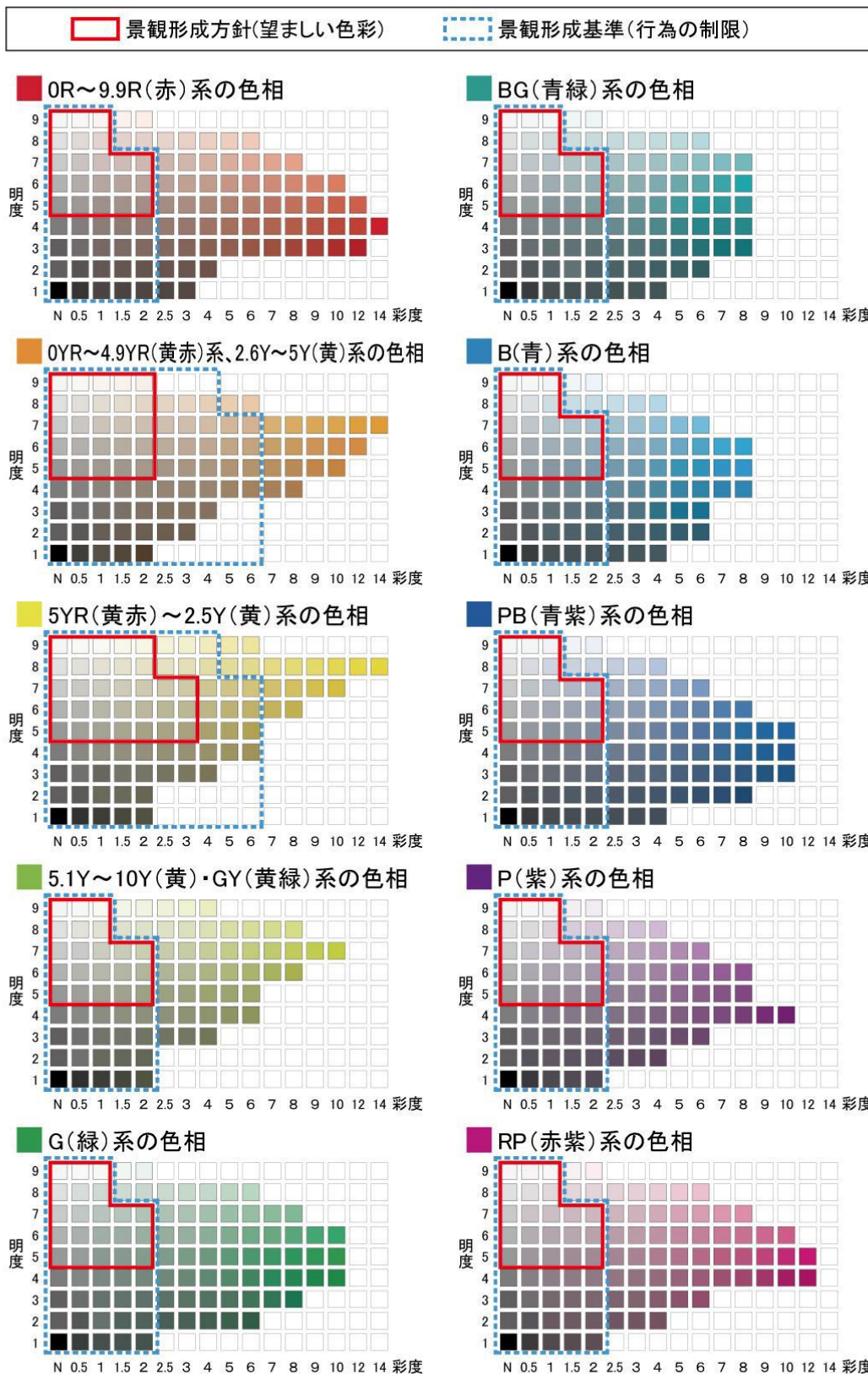
◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

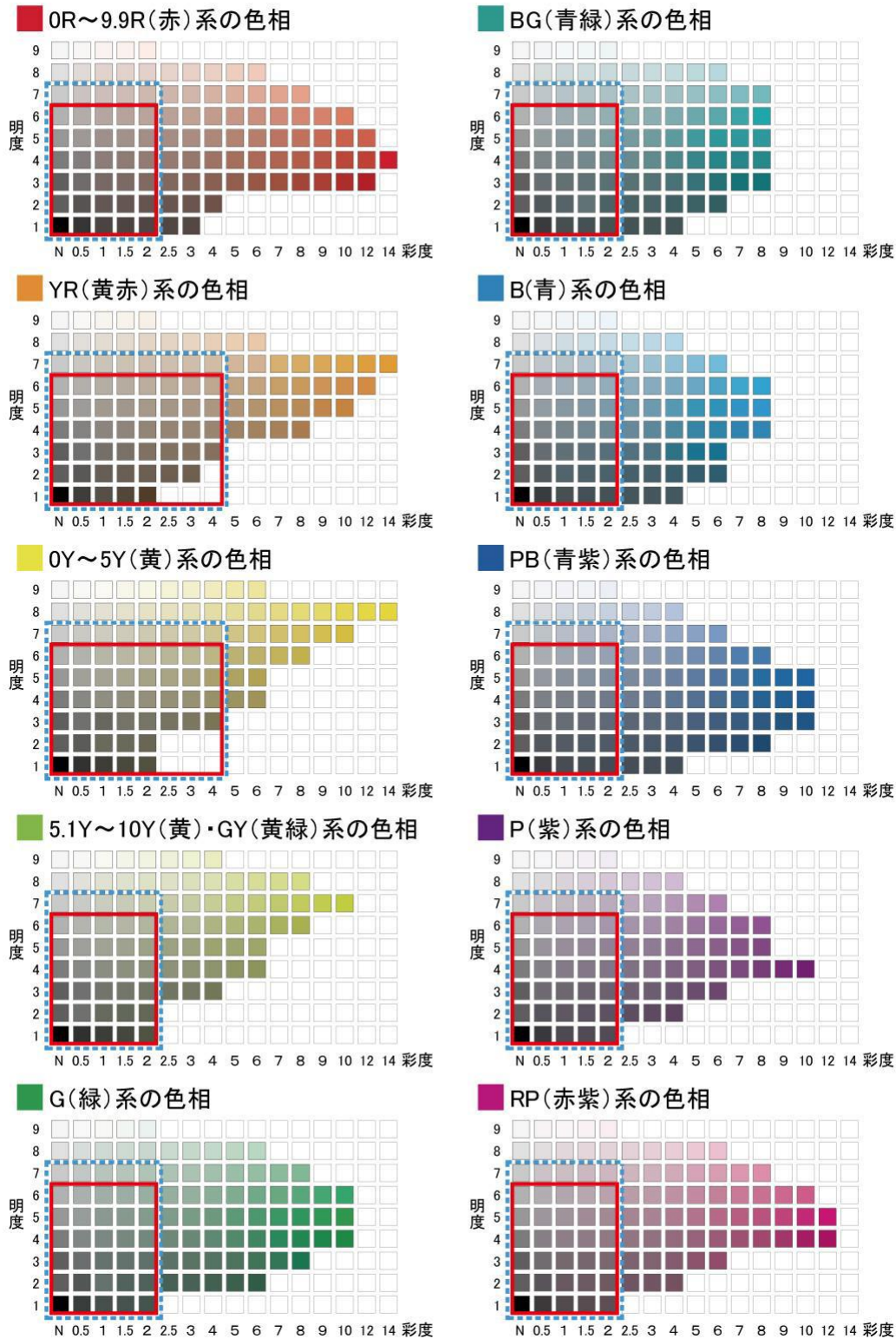
色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	6以下
無彩色		0

◇建築物の外壁

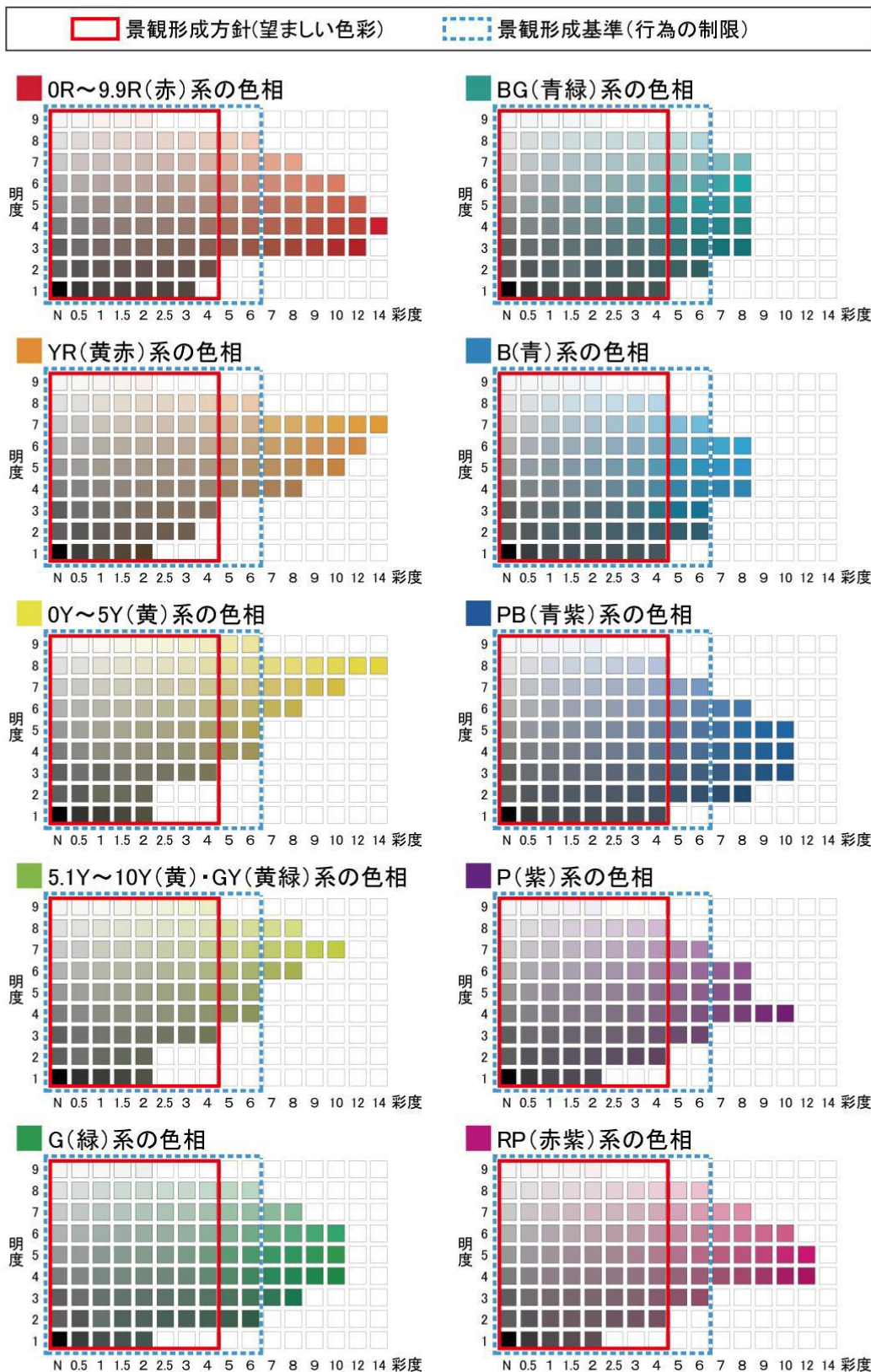


◇建築物の屋根

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



◇工作物の外観



④沿道系市街地ゾーン

対象区域

「重点地区」、「都市景観促進地区」を除く下記の区域

- ・ 準住居地域
- ・ 第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域で、幅員20m以上の道路に面する敷地（ただし、工業地域のうち、臨港地区を除く）

景観の特性・課題等

- ・ 商業施設や集合住宅、店舗併用住宅などの建築物が立地しており、近年では、中高層のマンションが立地し、スカイライン*の変化が生じています。
- ・ 幹線道路の一部では、アイストップ*に富士山や里山などが見られ、静岡らしさを感じる沿道景観が形成されています。
- ・ 広域的な幹線道路では、街路樹等の緑化も行われていますが、補助幹線道路などでは、緑が少なく、うるおいに欠けた景観が見られます。
- ・ 一部の幹線道路沿道や高速道路やバイパスのインターチェンジ周辺では、誘目性*の高い意匠や広告物の乱立などが見られます。



アイストップに見える富士山



ロードサイドショップが建ち並ぶ幹線道路沿道



豊かな街路樹で覆われたうるおいのある街路景観

景観形成の基本テーマ

賑わいの中にもゆるやかな秩序が感じられる景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○整然とした沿道景観の形成

建築設備や屋外広告物等は建築物と一体的なデザインとし、整然とした沿道景観を形成します。

*【用語の解説】 スカイライン → P用-2
アイストップ → P用-1
誘目性 → P用-2

○ゆるやかな秩序が感じられる沿道景観の形成

建築物や工作物、屋外広告物は、隣接する建築物と、規模や高さ、配置などを協調し、ゆるやかな秩序が感じられる沿道景観を形成します。

○富士山の良好な眺めを確保する

幹線通路から山並みが見通せる場合は、その見通しを確保するため、建築物の配置や規模・形態及び屋外広告物の表示・掲出方法を配慮します。特に富士山が見通せる場合は、富士山の視認性*や印象を阻害しないよう、十分に配慮します。

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

《色彩の方針》

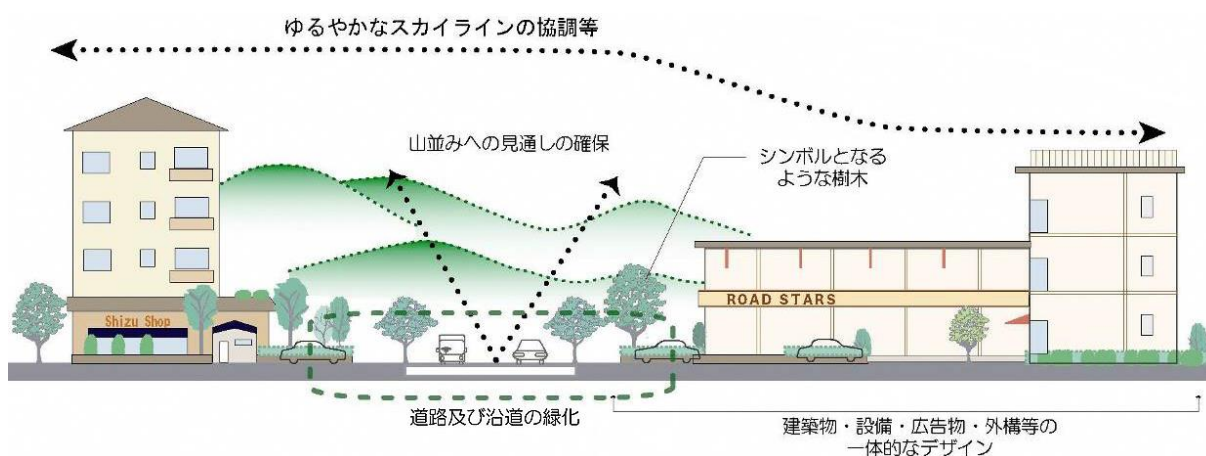
建築物の色彩は、ドライバーの視線を眩惑するような高彩度*色を避け、接道側の植栽やシンボルツリーの緑と調和する中・低彩度の色彩を基本とし、沿道の賑わいの中にも一定の秩序が感じられるような色彩景観を形成します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は 別表4-1 とします。

《みどりの方針》

幹線道路に面した敷地境界線では、低木や生け垣などを配置するとともに維持管理し、うるおいのある景観を形成します。また、施設規模に応じて、エントランス周辺での高木の配置など、沿道景観のシンボルとなるよう緑化を図ります。

図 沿道系市街地ゾーンのイメージ



*【用語の解説】 視認性 → P用-2
彩度 → P用-2

《屋外広告物の方針》

賑わいの中にも、ゆるやかな秩序が感じられる景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとしします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとしします。
- ・ できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとしします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・ 光源が激しく点滅するものは使用を控えます。
- ・ 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・ 富士山や周辺の里山への眺望景観の確保に十分に配慮した位置、規模としします。
- ・ 隣接する広告物相互の視認性に配慮し、過剰な電飾設備は控えます。
- ・ 周辺のまち並みと調和した素材、色彩としします。
- ・ 広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・ 適切な維持管理を行います。

序章	
第1章	
第2章	
第3章	
住	第4章
商	
工	
沿道系市街地ゾーン	第5章
田	第6章
自	
静	
清	第7章
東	
草	
駿	用語解説
安	

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源*の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたゞまいや趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		<p>○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。</p>
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペース*に隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度などを協調する。 <p>○富士山や市街地周辺の里山等への見通しを確保するような建築物の配置や規模・形態を工夫する。</p>
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
 オープンスペース → P用-1
 塔屋 → P用-2

景観資源 → P用-1
 色相 → P用-2
 ルーバー → P用-3

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイラインの形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表4-2の望ましい色彩を積極的に使用する。やむを得ない場合は別表4-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上別表4-2の色彩が適当でない場合で、色相10R~4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色は彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。</p> <p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p> <p>○幹線道路に面する商業施設では、間接照明の導入、街路に光がこぼれるような演出に努める。</p>
	街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。

*【用語の解説】 見付面積 → P用-2

配慮指針		景観形成基準
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切に にする	○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。 ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック*させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。 ○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。 ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 ○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。
	緑化によりうるおいを創出する	○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などを植栽する。 ○前面道路に駐車場がある場合は、その外周を低木や中木などで植栽する。 ○敷地の規模に応じて、シンボルとなるような高木を植栽する。 ○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。 ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。 ○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。

*【用語の解説】

- ヒューマンなスケール感 ➡ P用-2
- セットバック ➡ P用-2
- 法面 ➡ P用-2

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○第2章で位置づける「市街地を囲むみどりの景観軸」の山地・丘陵地及び風致地区（都市計画法第8条第1項第7号）を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、市街地から見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度*・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にするよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</p>

序章

第1章

第2章

第3章

住
商
工

第4章

沿道系市街地ゾーン

第5章

田

第6章

静

第7章

清

東

草

駿

安

用語解説

*【用語の解説】 眺望地点 → P用-2
明度 → P用-2

【別表4-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表4-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

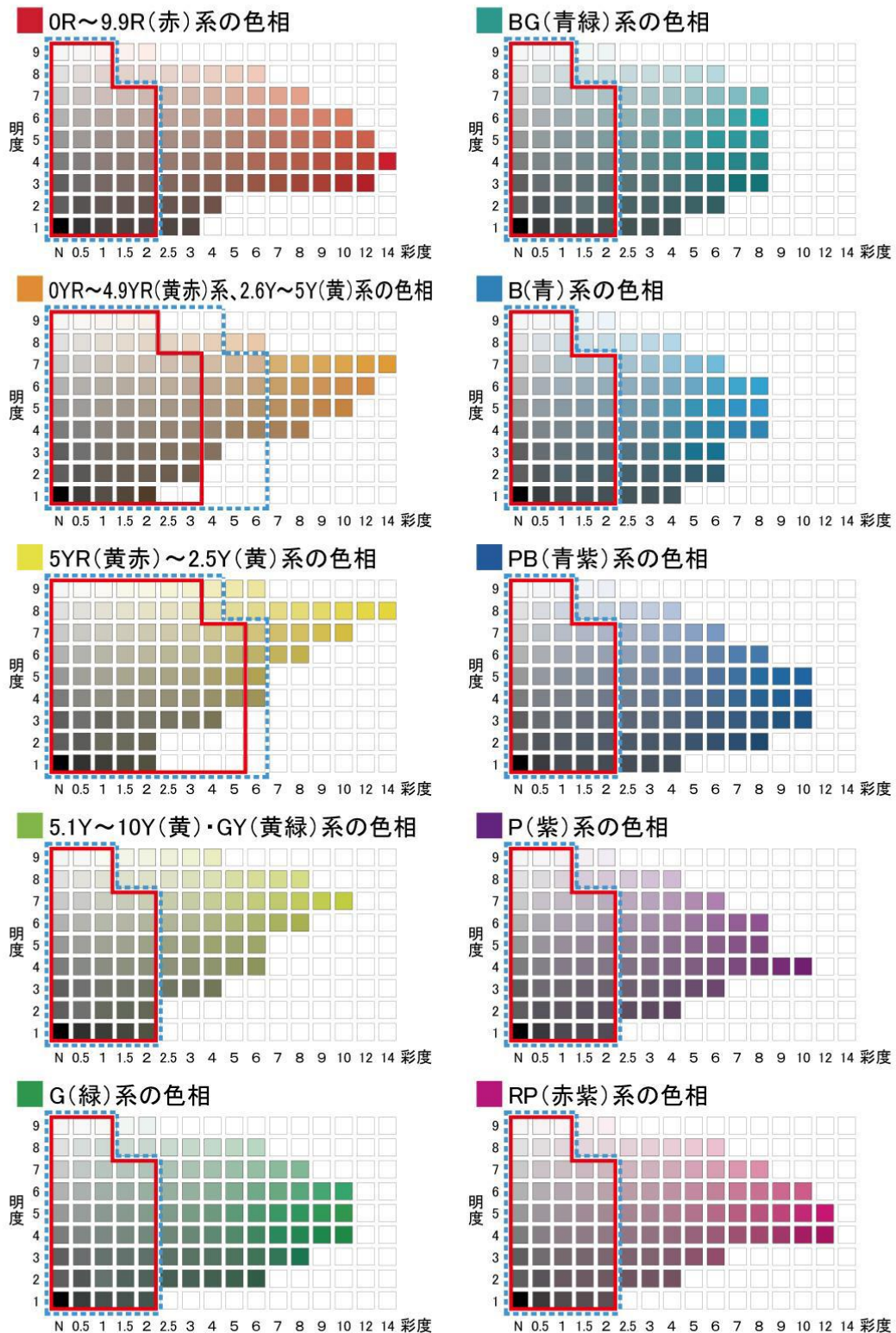
色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

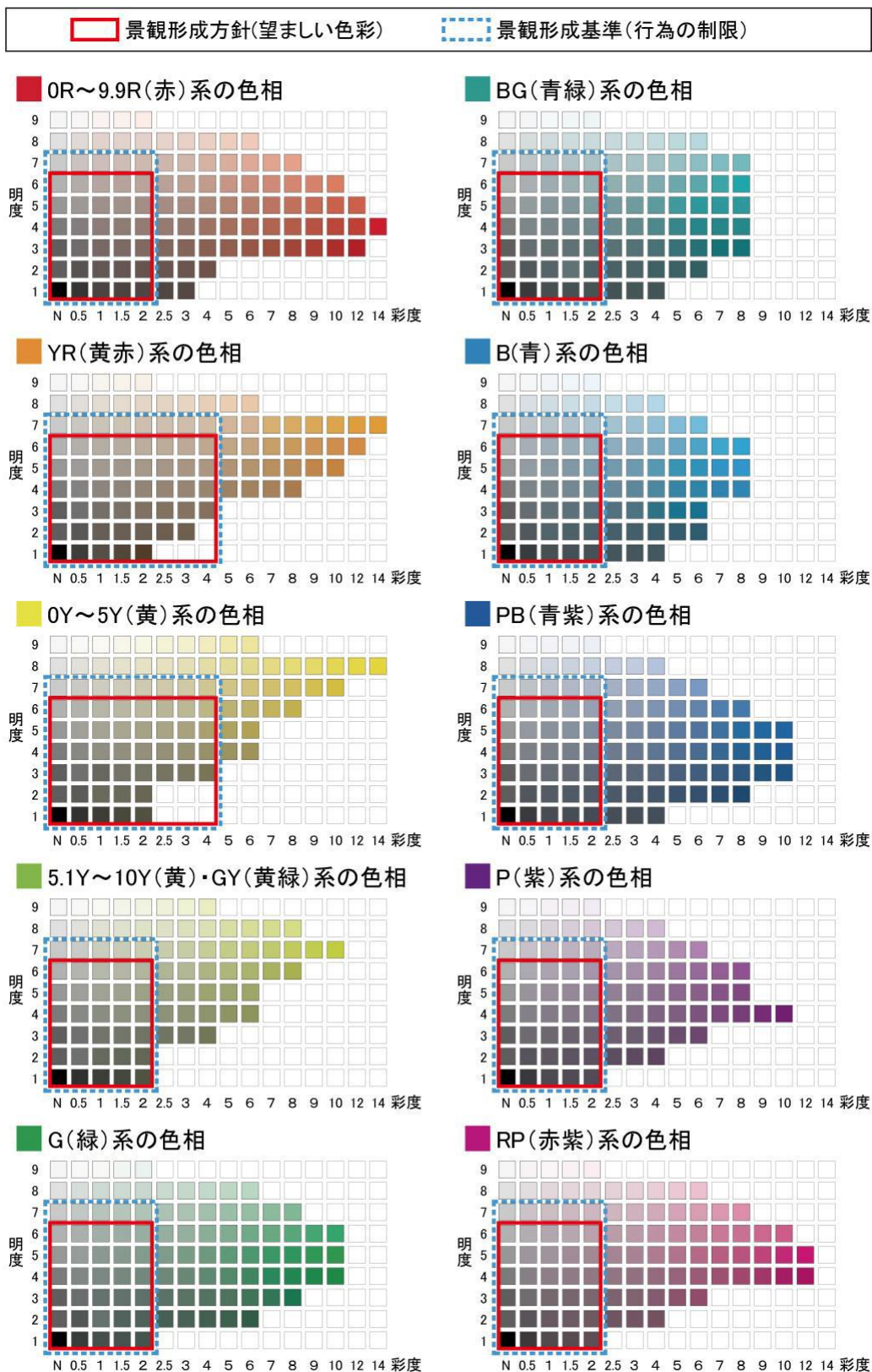
色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	6以下
無彩色		0

◇建築物の外壁

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)

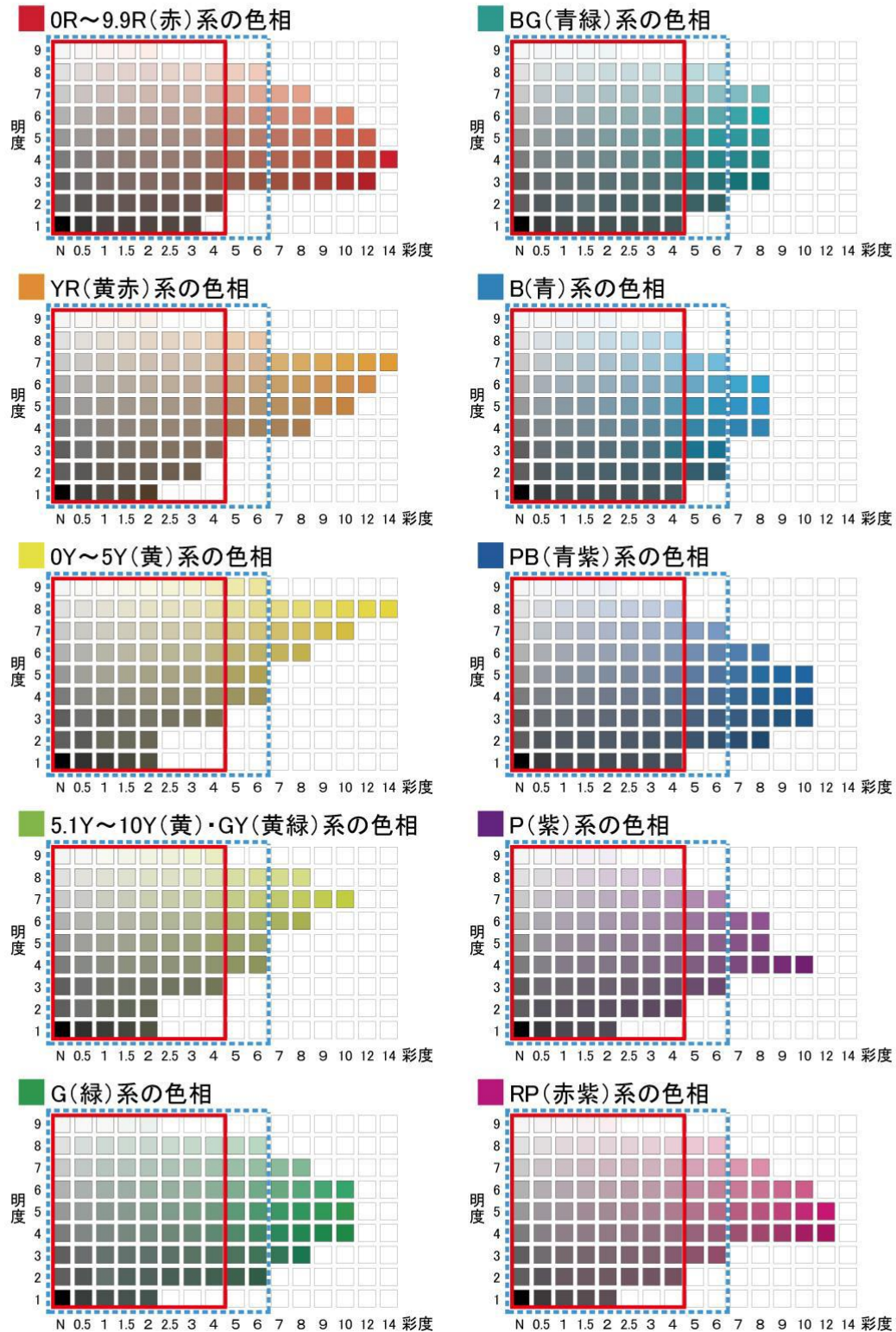


◇建築物の屋根



◇工作物の外観

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



⑤ 田園・緑地景観ゾーン

対象区域

「重点地区」を除く下記の区域

・市街化調整区域の全域

景観の特性・課題等

- ・平坦地のまとまった農地では、のびやかな景観を形成しています。
- ・河川沿いや谷筋及び山際では、静岡らしい茶畑やみかん畑などと調和した集落が点在し、うるおいのある景観が形成されています。
- ・有度山等の丘陵地等では風致地区が指定され、良好な自然景観が維持されてきました。
- ・一部の地域では、地域が育んできた周辺の環境などから突出した規模の施設が見られ、田園環境との調和が求められています。今後、農地の管理不足、緑豊かな景観や田園風景に影響を及ぼす開発など、良好な景観の低下が懸念されます。



豊かな緑に包まれた集落地



地形になじんだ集落地と茶畑



同種の生け垣でしつらえられたうるおいのある集落景観

景観形成の基本テーマ

緑豊かなうるおいのある景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○田園景観と調和した形態・素材

建築物は低層を基調とし、田園・緑地景観や後背の山並みと調和した形態やスカイライン*を形成します。特に、山際や水辺、まとまった農地に隣接する建築物は、十分に配慮します。

丘陵地における建築物は、地形に沿い、極力、法面*を生じないように配慮します。また、塀や擁壁を設けるときは、自然素材*を活用するなど、田園・緑地景観との調和に配慮します。

*【用語の解説】 スカイライン → P用-2
法面 → P用-2
自然素材 → P用-2

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

《色彩の方針》

建築物の色彩は、木材や土壁、石材などの自然素材にみられる、暖色系の中明度*、低彩度*色を基本とし、周辺の緑から突出しないように適切な分節化を図るなど、田園・緑地景観の存在を妨げない穏やかな色彩景観を形成します。

また、積極的に勾配屋根を採り入れ、既存集落地などで多く用いられているいぶし瓦やそれに近い灰色、黒色、こげ茶色などを基本とするなど、周囲の緑よりも鮮やかさや明るさを抑えた融和的な色使いにより、周辺になじむ色彩景観を形成します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は 別表5-1 とします。

《みどりの方針》

良好な田園・緑地景観を守り、継承していくため、農地の適切な管理、耕作放棄地の解消、山の斜面への無秩序な開発を抑制するとともに、グリーンツーリズムを推進するなど、農地や緑地を適切に維持・活用します。

また、敷地内の積極的な緑化を推進するとともに維持管理し、ゆとりやうるおいが感じられる豊かな緑の景観を形成します。緑化においては、樹種を多様化するとともに地域の環境に適した在来種や地域になじんだ樹木を基本とします。

図 田園・緑地景観ゾーンのイメージ



*【用語の解説】 明度 → P用-2
彩度 → P用-2

《屋外広告物の方針》

市街地にうるおいややすらぎを与え、良好な田園・緑地景観と調和した景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとします。
- ・ できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・ 文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・ 光源が激しく点滅するものや光源が露出する照明は使用を控えます。
- ・ 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・ 原則として、自家用の広告物とし、必要最低限度の規模にとどめます。
- ・ 里山や水辺等の自然景観と調和した素材や色彩を用います。
- ・ 屋上広告物や野立て広告物を控えます。
- ・ 広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・ 適切な維持管理を行います。

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源*の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたたずまいや趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		<p>○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。</p>
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○里山などの山並み、海辺、水辺等の自然資源に対して、開放感のある配置とする。</p> <p>○自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。 <p>○建築物の屋根は勾配屋根とするなど、周辺の市街地や後背の山並みと調和した形状とする。</p>

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
色相 → P用-2
ルーバー → P用-3

景観資源 → P用-1
塔屋 → P用-2

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイラインの形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保 <p>○集落が持つスケール感を尊重し、低層を基調とする。</p> <p>○接道部では、自然素材の活用に努める。</p>
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表5-2の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表5-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上別表5-2の色彩が適当でない場合で、色相10R~4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色は彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p>
	街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。

*【用語の解説】 見付面積 → P用-2
誘目性 → P用-2

配慮指針		景観形成基準
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切に にする	○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感を軽減する。 ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック*させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。 ○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。 ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 ○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。
	緑化によりうるおいを創出する	○庭先や敷地内は、四季を感じさせる樹木などを植栽する。 ○接道部に植栽するなど、うるおいのある沿道の景観を形成する。 ○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。 ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。 ○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。

*【用語の解説】

ヒューマンなスケール感 → P用-2
セットバック → P用-2

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○第2章で位置づける「市街地を囲むみどりの景観軸」の山地・丘陵地及び風致地区（都市計画法第8条第1項第7号）を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、市街地から見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にするよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</p>

*【用語の解説】 眺望地点 → P用-2

【別表5-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8以下	2以下
5YR～2.5Y	8以下	3以下
上記以外の有彩色	8以下	1以下
無彩色	8以下	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表5-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

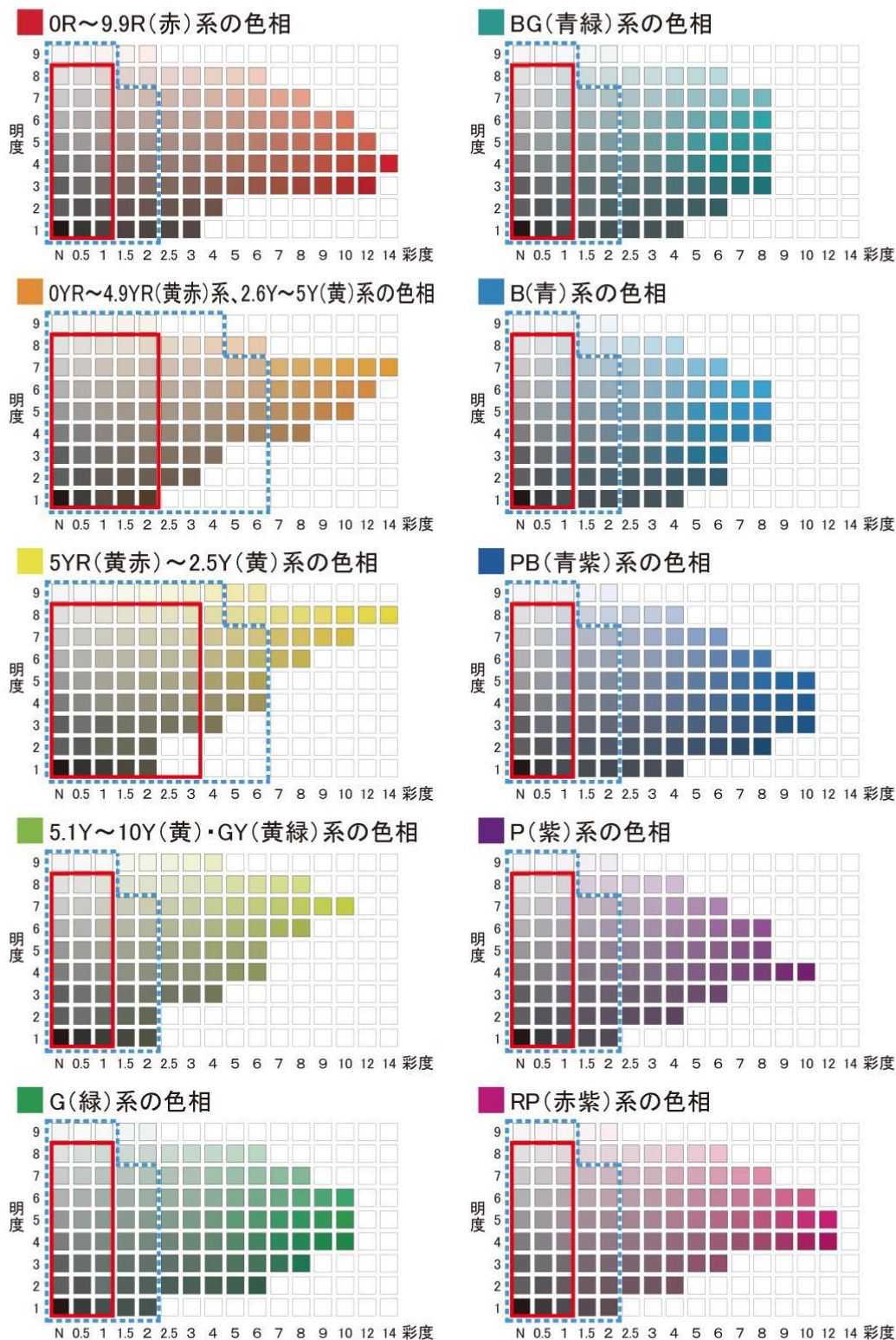
◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

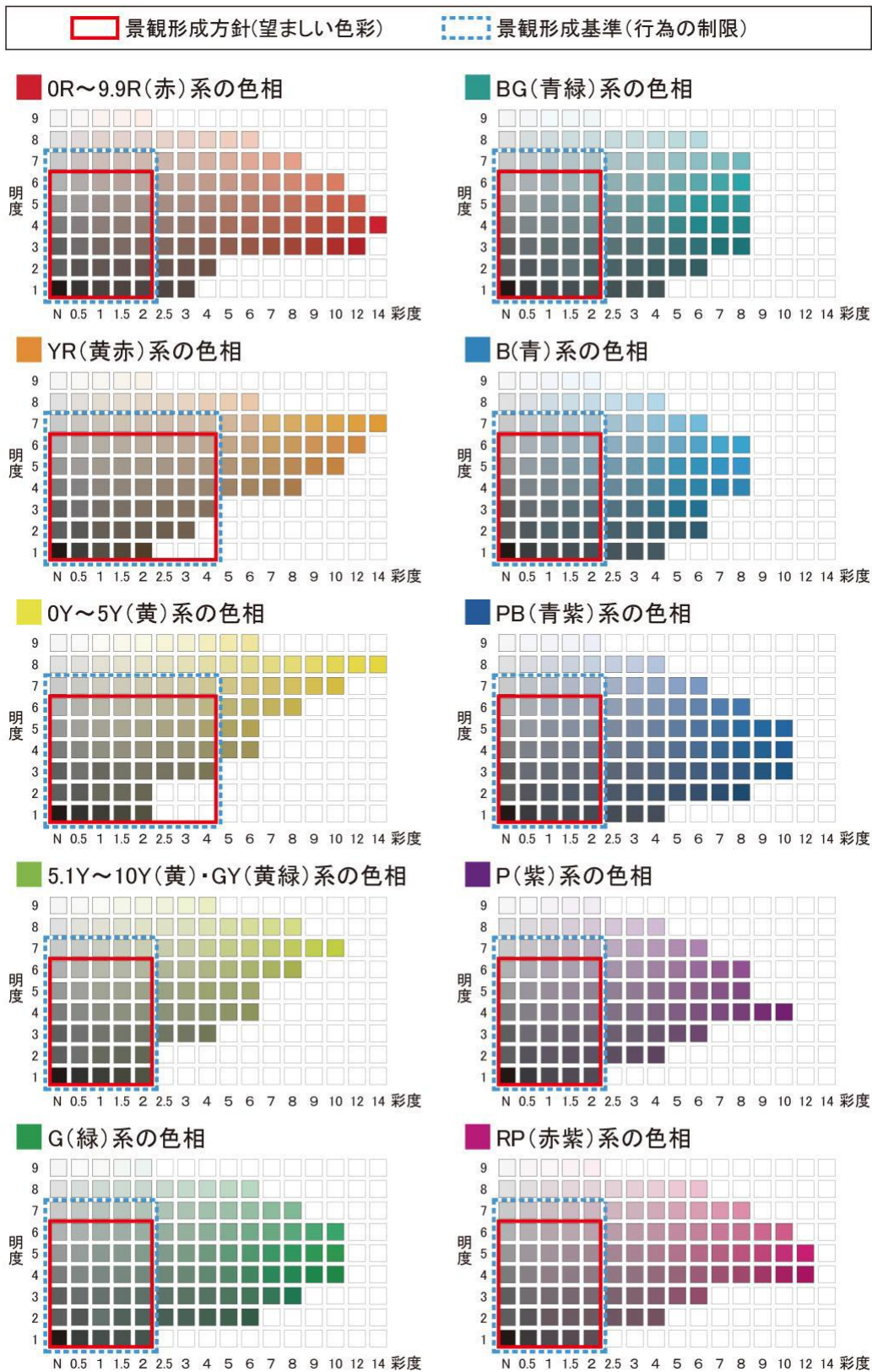
◇工作物の外観

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	制限なし	6以下
上記以外の有彩色		4以下
無彩色		0

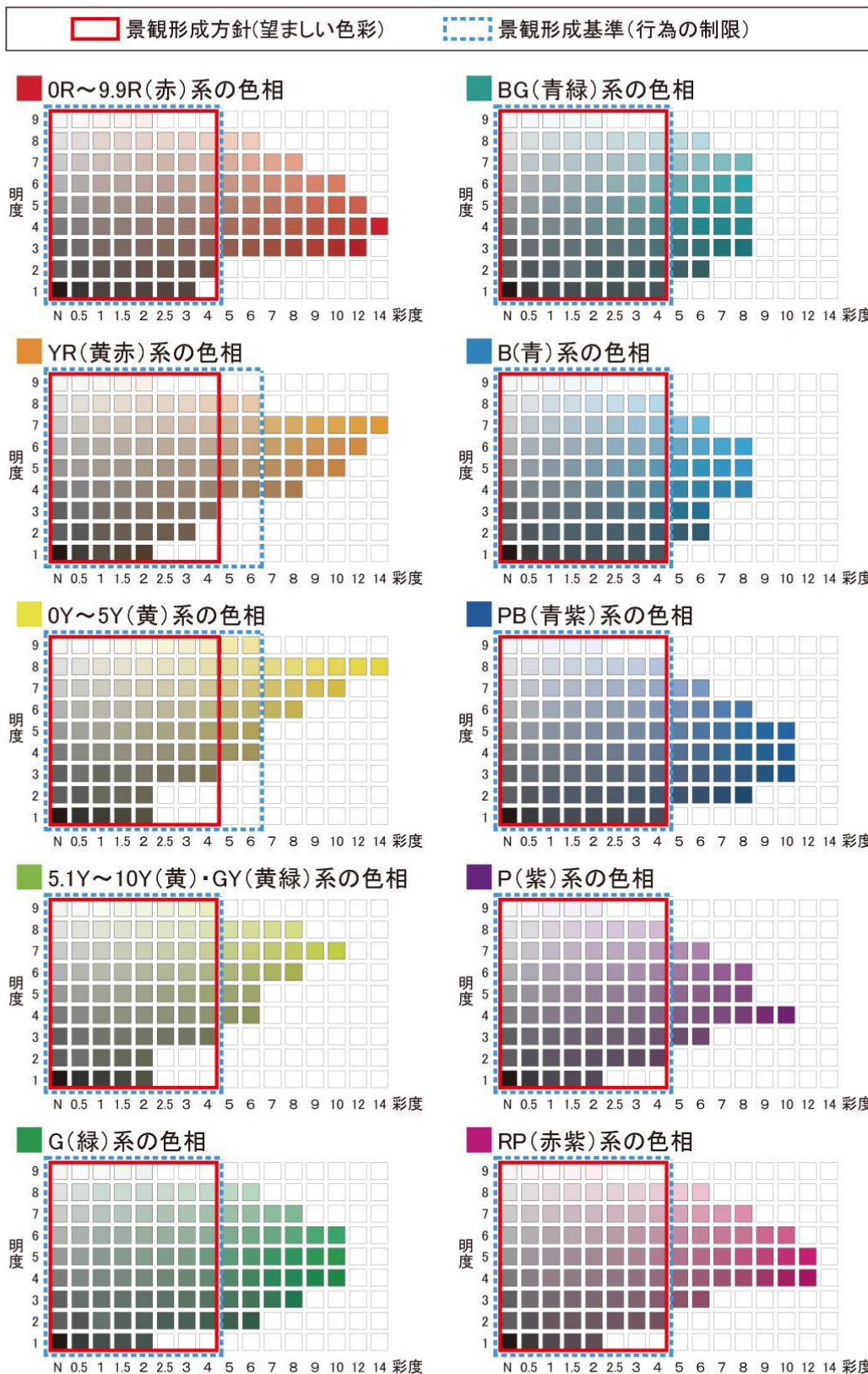
◇建築物の外壁



◇建築物の屋根



◇工作物の外観



⑥自然景観ゾーン

対象区域

「重点地区」を除く下記の区域

・都市計画区域外の全域

景観の特性・課題等

- ・大井川や藁科川の上流部、安倍川や興津川の流域は、「オクシズ」として親しまれ、南アルプスを中心とした雄大な山地景観が形成され、棚田や茶畑といった美しい景観が多く残っています。
- ・川沿いなどでは、山並みと調和した集落が点在しています。
- ・市街地を取り囲む竜爪山、満観峰、庵原山地、薩埵山、浜石岳、大丸山などの山地は森林や畑として利用され、緑に囲まれた静岡らしいふるさと景観を形成しています。今後、緑豊かな景観に影響を及ぼす開発など、良好な景観の低下が懸念されます。



山並みと調和した湖畔の集落



山並みや茶畑と調和した川沿いの集落



川沿いの温泉街のまち並み

景観形成の基本テーマ

雄大な山地景観の保全

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○山地景観にとけ込んだ規模・形態

建築物は低層とし、後背の山並みと調和した形態やスカイライン*を形成します。また、建築物は、地形に沿い、極力、法面*を生じないように配慮します。また、塀や擁壁を設けるときは、自然素材を活用するなど、自然景観との調和に配慮します。

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

*【用語の解説】 スカイライン → P用-2
法面 → P用-2

《色彩の方針》

建築物の色彩は、木材や石材などの自然素材を積極的に採り入れるとともに、四季折々に様相を変える山岳景観の中で地色となりうる、岩盤や土、樹木の幹などと共通性のある、中明度*、低彩度*の色彩を基本とし、山岳景観の中にさりげなくたたずみ周囲と同化する色彩景観を形成します。

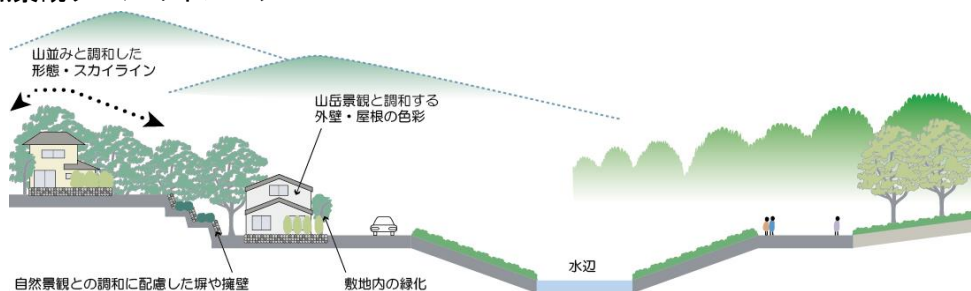
建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は 別表6-1 とします。

《みどりの方針》

森林や農地の適切な管理、耕作放棄地の解消、自然景観に影響を及ぼす無秩序な開発の抑制、グリーンツーリズムの推進などにより、豊かな緑の景観を維持・活用します。

斜面緑地の建築物や工作物は、敷地内の積極的な緑化を推進するとともに維持管理し、豊かな自然景観との調和を図ります。緑化においては、樹種を多様化するとともに地域の環境に適した在来種や地域になじんだ樹木を基本とします。

図 自然景観ゾーンのイメージ



《屋外広告物の方針》

雄大な自然景観を損ねないように、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとしします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとしします。
- ・ できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとしします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・ 文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・ 光源が激しく点滅するものや光源が露出する照明は使用を控えます。
- ・ 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・ 原則として、自家用の広告物とし、必要最低限度の規模にとどめます。
- ・ 自然景観と調和した素材や色彩を用います。
- ・ 屋上広告物や野立て広告物、突き出し広告物を控えます。
- ・ 広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・ 適切な維持管理を行います。

*【用語の解説】 明度 → P用-2
彩度 → P用-2

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源*の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたたずまいや趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○里山などの山並み、海辺、水辺等の自然資源に対して、開放感のある配置とする。</p> <p>○自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。 <p>○建築物の屋根は勾配屋根とするなど、周辺の市街地や後背の山並みと調和した形状とする。</p>

*【用語の解説】 自然資源 ➡ P用-2
色相 ➡ P用-2
ルーバー ➡ P用-3

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイラインの形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保 <p>○集落が持つスケール感を尊重し、低層を基調とする。</p> <p>○接道部では、自然素材の活用に努める。</p>
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表6-2の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表6-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上別表6-2の色彩が適当でない場合で、色相10R~4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色は彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p>
	街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。

*【用語の解説】 見付面積 → P用-2
誘目性 → P用-2

配慮指針		景観形成基準
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切にする	○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。 ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック*させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。 ○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。 ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 ○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。
	緑化によりうるおいを創出する	○庭先や敷地内は、四季を感じさせる樹木などを植栽する。 ○接道部に植栽するなど、うるおいのある沿道の景観を形成する。

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。 ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。 ○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。

*【用語の解説】

ヒューマンなスケール感 ➡ P用-2

セットバック ➡ P用-2

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○第2章で位置づける「市街地を囲むみどりの景観軸」の山地・丘陵地及び風致地区（都市計画法第8条第1項第7号）を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、市街地から見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にしよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</p>

*【用語の解説】 眺望地点 ➡ P用-2

【別表6-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8以下	2以下
5YR～2.5Y	8以下	3以下
上記以外の有彩色	8以下	1以下
無彩色	8以下	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表6-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

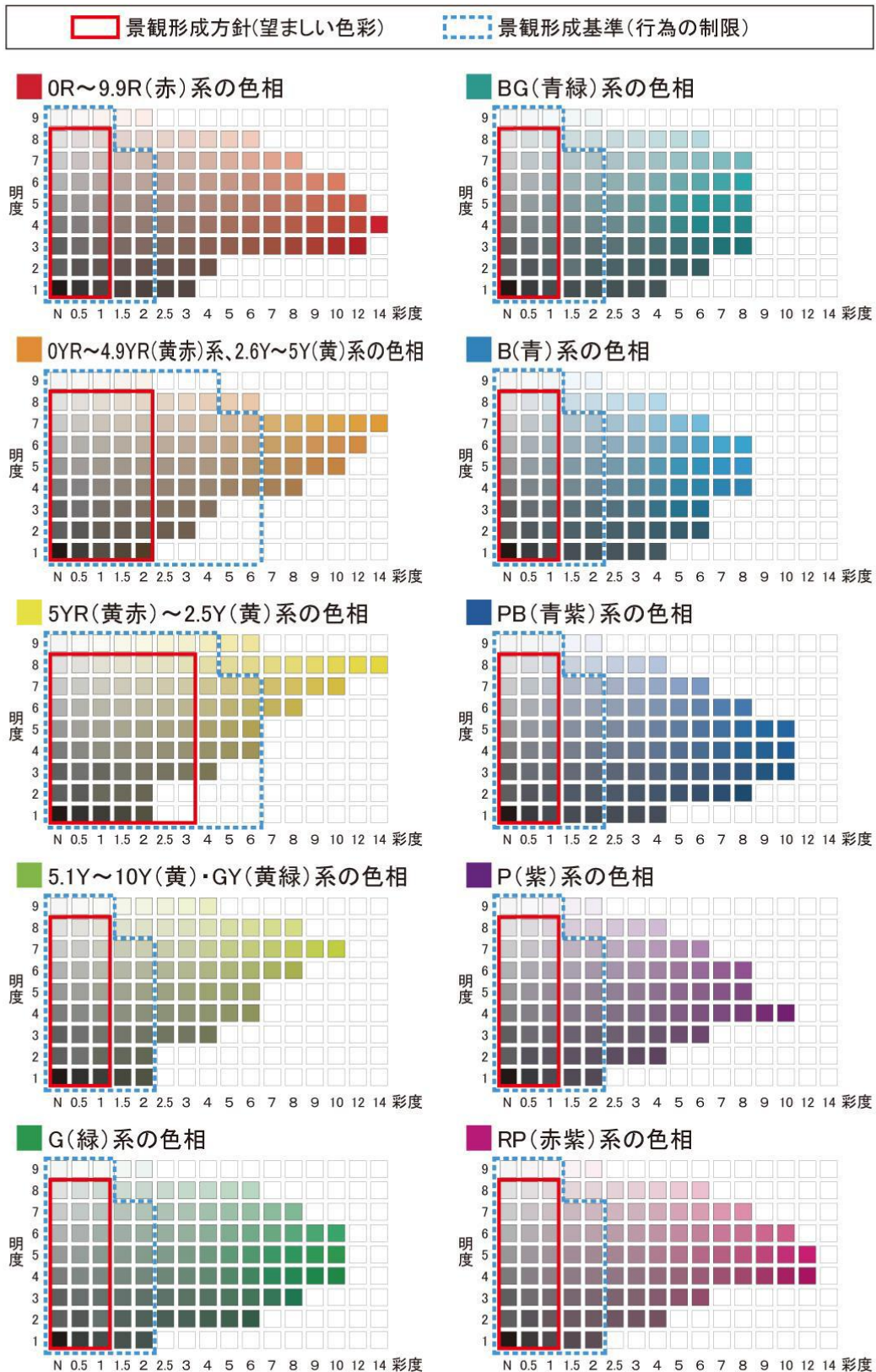
◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

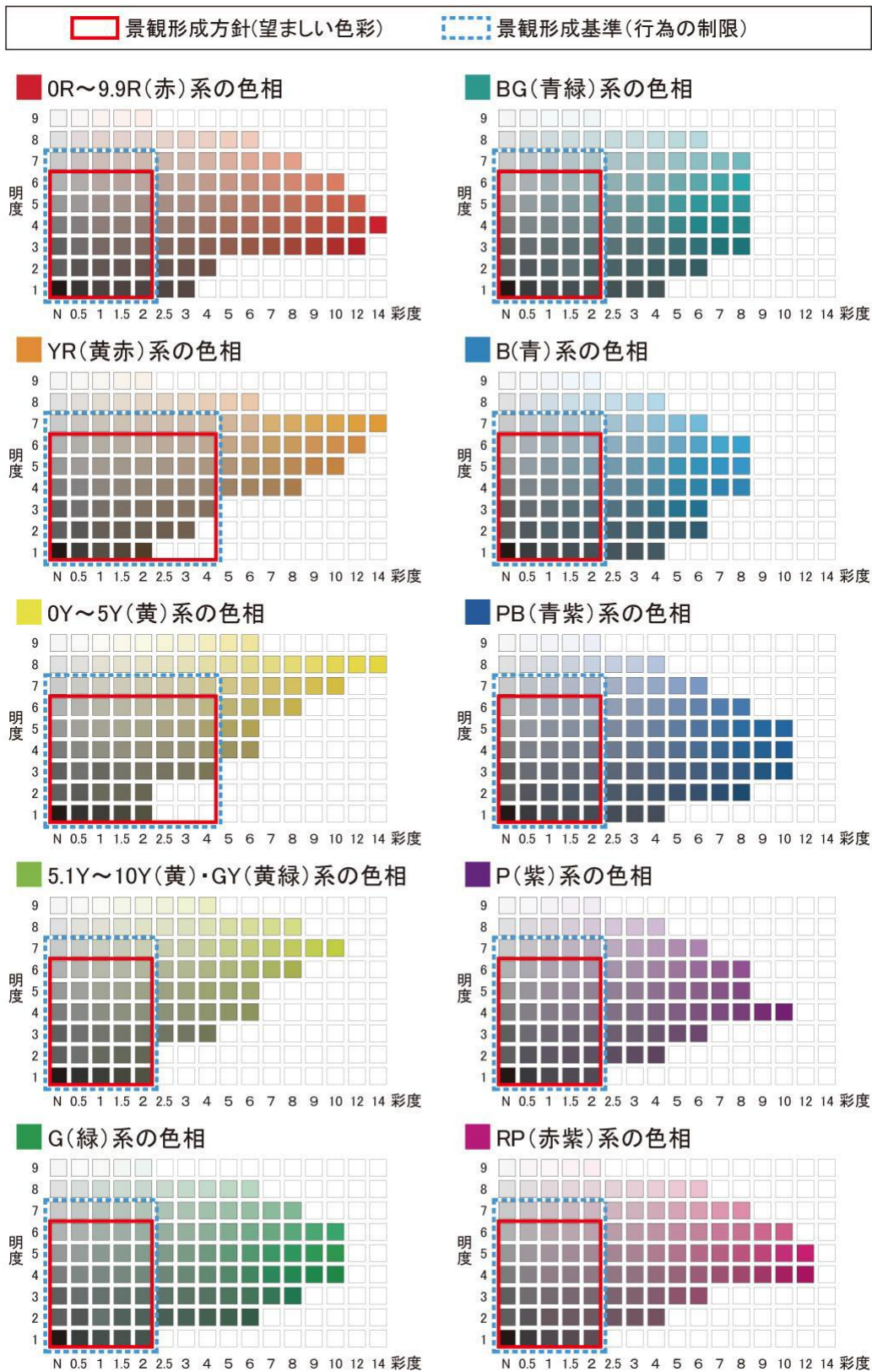
◇工作物の外観

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	制限なし	6以下
上記以外の有彩色		4以下
無彩色		0

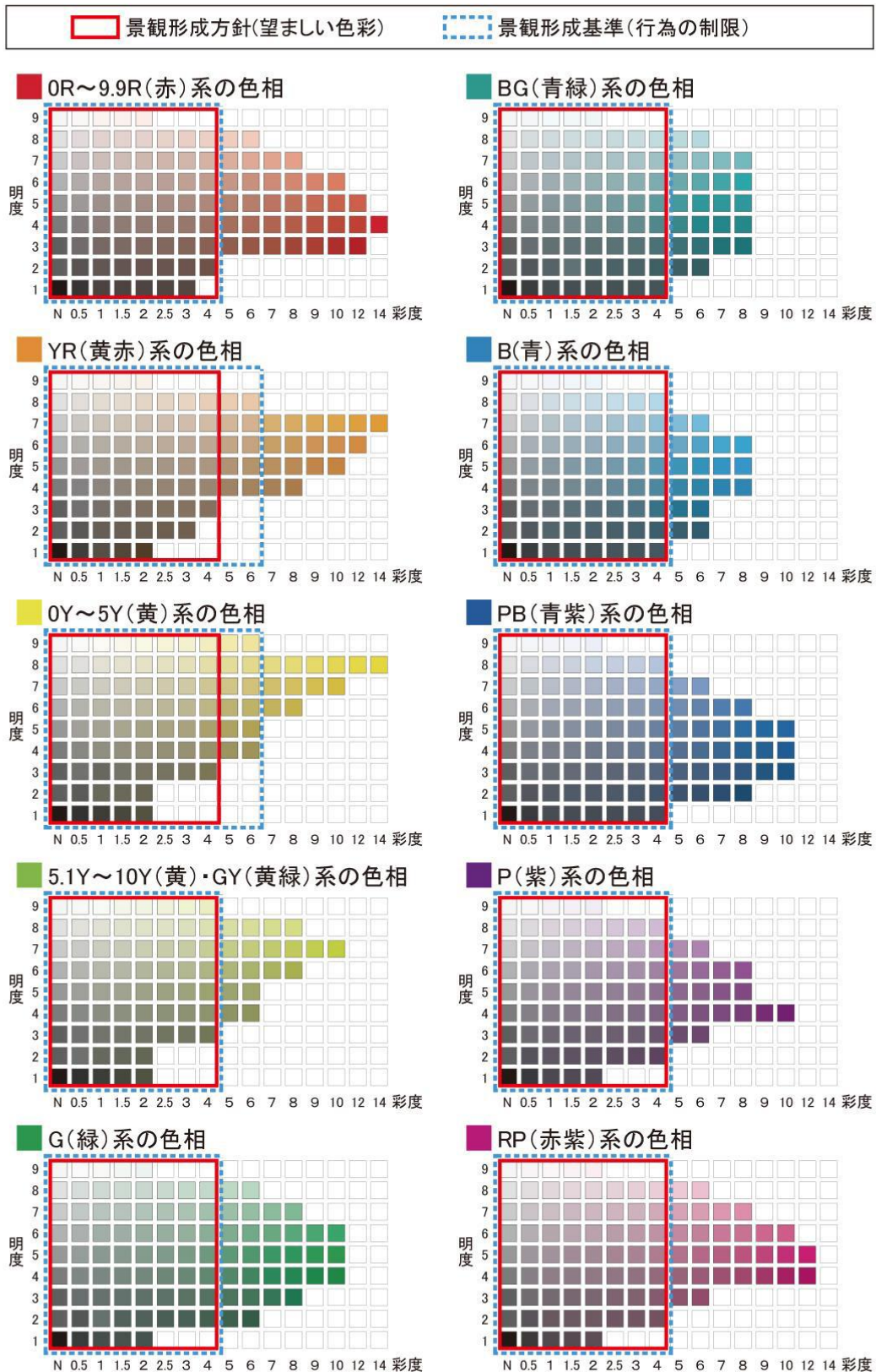
◇建築物の外壁



◇建築物の屋根



◇工作物の外観



2) 都市景観促進地区

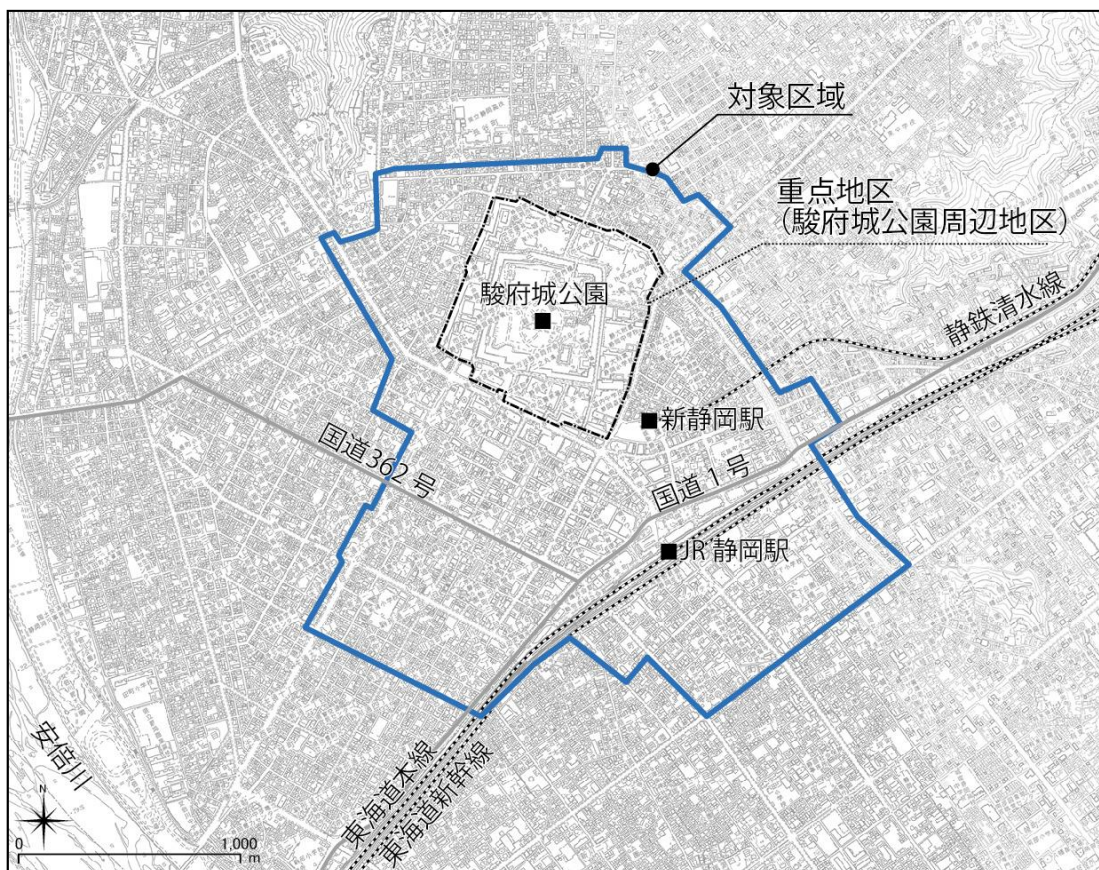
① 静岡駅周辺ゾーン



対象区域

「重点地区」を除く下記の区域

- ・ 静岡市立地適正化計画における集約化拠点形成区域（静岡駅周辺地区）



景観の特性・課題等

- ・ 本市の玄関口であるとともに、駿府城公園を中心とした城下町としての骨格を残し、駿府城公園や静岡浅間神社等の歴史的資源を多く有することから、「歴史文化の拠点」にふさわしい、風格と活気のあるまち並みの形成が求められます。
- ・ JR 静岡駅周辺は、商業・業務施設が集積し、賑わいがあり人々の回遊する景観が形成されています。しかし、一部では、周辺の景観から逸脱した屋外広告物や建築物なども見られ、風格の低下が懸念されます。
- ・ 中心市街地の商店街は、比較的高さのそろった建築物や緑化によって、質の高い道路空間となっています。今後は、各商店街の個性ある景観の継承が求められます。



駿府城公園周辺のまち並み

序章

第1章

第2章

第3章

住
商
工
沿
田
自

第4章

第5章

静岡駅周辺ゾーン

第6章

清
東

第7章

草
駿
安

用語解説

景観形成の基本テーマ

風格と賑わいを感じる歴史文化の拠点にふさわしい景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○駿府城・城下町等の歴史を継承する景観形成

駿府城公園をはじめ歴史的資源の周辺では、建築物の形態や素材、色彩などを工夫し、城下町や宿場町として栄え、現在に至るまでの静岡の中心市街地の歴史を大切にしまち並み形成を進めます。



近代建築物と調和が図られている外壁色

○都市の拠点にふさわしい秩序ある JR 静岡駅周辺の景観形成

駅前の建築物は市の顔としてふさわしい、シンボルとなる景観を形成するとともに、駅を出てまちの方向性がわかりやすいよう、建築物の配置や形態などにより、駅に接続する通りに向けた見通しを確保します。また、隣接する建築物の配置、形態などを相互に協調させることにより、まとまりや秩序の感じられるまち並みを形成します。



色彩等の協調が感じられる通り沿いのまち並み

○賑わい・憩い・コミュニティ活動を支える空間づくり

店舗が建ち並ぶ通り沿いの建築物は、周辺と調和したデザイン、賑わいやうるおいの演出などにより、訪れる人にとって魅力ある景観を形成します。

また、大規模な商業施設が賑わいをみせる一方で、公園や歩道等の公共空間を憩いの場として活用し、人々が集うまち並みを形成します。



日よけテント（オーニング）のデザインの統一により、商店街の連続性を創出

○多くの人が集まり恒常的な賑わいを生む景観形成

大規模な商業施設、業務施設、宿泊施設などは、通りに面する外壁や塀や柵などが閉鎖的な印象とならないよう配慮したり、オープンスペース*など人々が交流できる空間を創出したりなど、多くの人が集まり賑わいのあるまち並みを形成します。



公開空地によるゆとり空間の創出

*【用語の解説】 オープンスペース ➡ P用-1

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

《色彩の方針》

建築物の色彩は、基調となる部分については風格が感じられる中・低彩度*色を基本とし、隣接する建築物等と色相*や明度*、彩度を協調するなどして商業地・業務地としての連続性が感じられる色彩景観を形成します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は別表7-1とします。



風格ある色彩で統一されている商業施設

《みどりの方針》

外構部や店先の緑化、大規模な商業・業務地においては、通りや建物、空地など周辺のスケールに合わせて中高木と草本*植物によるメリハリのある植栽、壁面・屋上緑化を行うとともに適切な維持管理により、うるおいの感じられる沿道景観、良好な都市景観を創出します。

また、現存する高木の並木等については、地域の重要な景観資源*として適切な維持管理を行います。



沿道にうるおいを与えている壁面緑化

《屋外広告物の方針》

歴史などの地域の個性を尊重し、賑わいや風格が感じられ、駅周辺のイメージアップにつながる景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとします。
- ・複数の広告物はコンパクトに集約化することとします。
- ・できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとします。
- ・里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・光源が激しく点滅するものは使用を控えます。
- ・液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・規模は抑え、隣接する広告物相互の視認性*に配慮します。
- ・周辺のまち並みと調和した素材、色彩とします。
- ・広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・適切な維持管理を行います。

*【用語の解説】
彩度 → P用-2
明度 → P用-2
景観資源 → P用-1

色相 → P用-2
草本 → P用-2
視認性 → P用-2

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたまたまの趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		<p>○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。</p>
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないように意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
 塔屋 → P用-2
 ルーバー → P用-3

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイライン*の形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保 <p>○商業施設では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の階高や軒・庇の位置、開口の長さを協調する。 ・低層部の外壁面の位置を協調させる。基盤整備がなされた街区や前面道路が直線である場合は、特に意識する。 <p>○商業施設では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の開口部はショーウィンドウとするなど、明るく開放的な意匠とする。 ・施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、歴史文化の拠点にふさわしい風格と落ち着きが感じられる素材や、地域で多く使用されている素材や色彩の活用を努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表7-2の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表7-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上別表7-2の色彩が適当でない場合で、色相10R~4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色は彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合。

*【用語の解説】 スカイライン ➡ P用-2
見付面積 ➡ P用-2

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。</p> <p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p> <p>○商業施設では、地域の特性を活かした賑わいの創出、各店舗の個性が感じられるような演出に努める。</p> <p>○周辺に近代建築物など歴史的景観資源やエリアを象徴する等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。</p>
	街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。 ・商業施設の場合、ショーウインドウなどにより賑わいを演出する。
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切に	<p>○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック*させる。 <p>○高層の建築物とする場合は、次の各点に十分に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部と中高層部で意匠に変化を付ける。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 ・低層部の開口部は、周辺のまち並みのスケールと協調させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	<p>○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。</p> <p>○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 <p>○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。</p> <p>○道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機が見えないよう工夫する。</p> <p>○自動販売機は、建物と一体的に設置するよう配慮し、色彩は建築物や周辺の景観と調和するよう配慮する。</p> <p>○外壁のない立体駐車場は、ルーバー*の設置、樹木の配置などにより、構造物のうち道路に面する部分の過半もしくは目線の高さ以上まで直接露出しないよう修景する。</p>

*【用語の解説】

誘目性 ➡ P用-2
 ヒューマンなスケール感 ➡ P用-2
 セットバック ➡ P用-2

配慮指針	景観形成基準
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	<p>緑化によりうるおいを創出する</p> <p>○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。</p> <p>○施設の規模に応じて、空地やオープンスペースを確保するなど、歩行者の利便性の向上に努める。</p> <p>○敷地の後退部分は、前面の道路と段差を設けない。また、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調させるなど、一体的な歩行者空間の形成に努める。</p> <p>○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。</p>

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。</p> <p>○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。</p>

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。</p>

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○都市景観促進地区内を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、通りから直接見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどの措置を施す。</p> <p>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にするよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</p>

*【用語の解説】 法面 → P用-2
眺望地点 → P用-2

【別表7-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表7-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

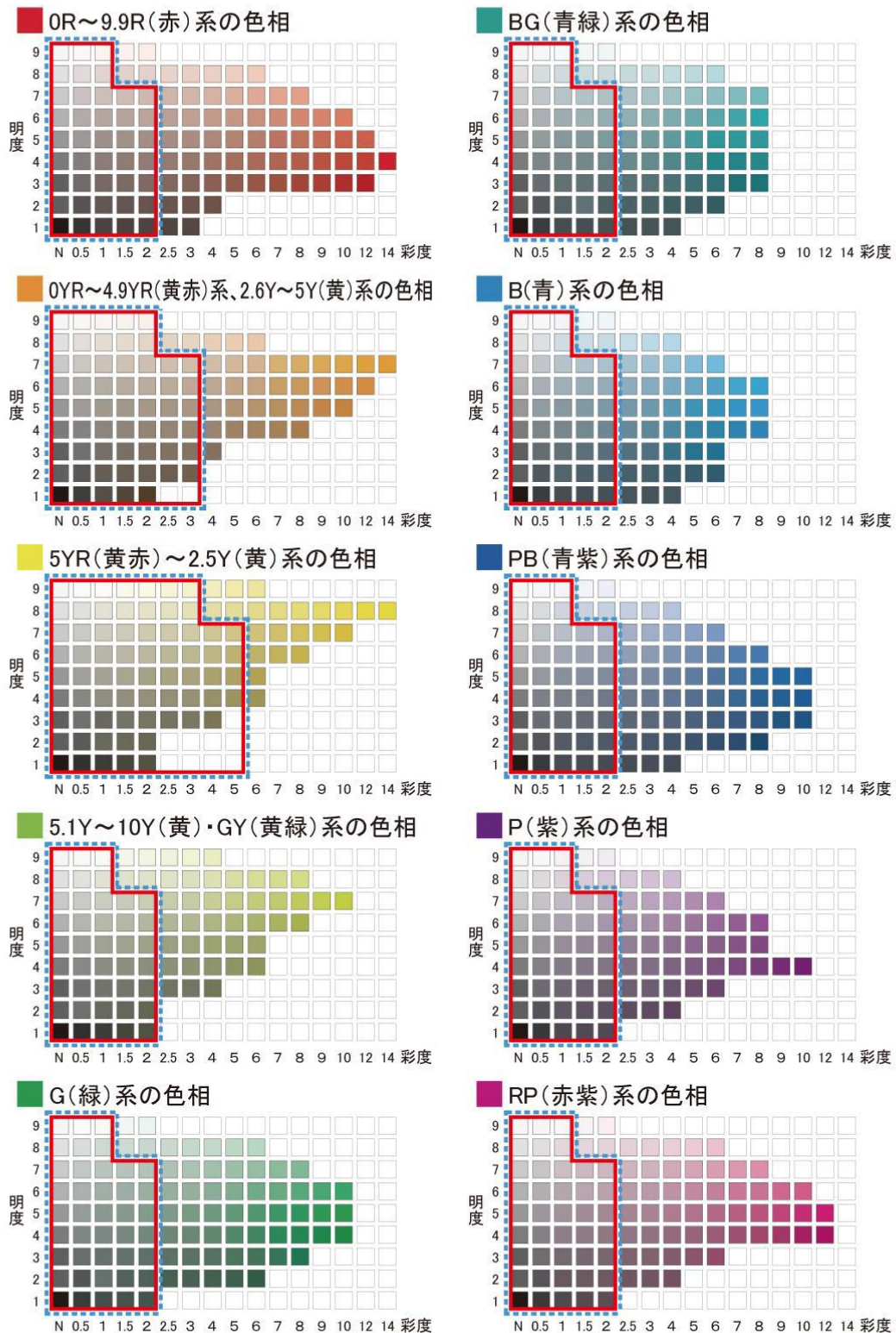
色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

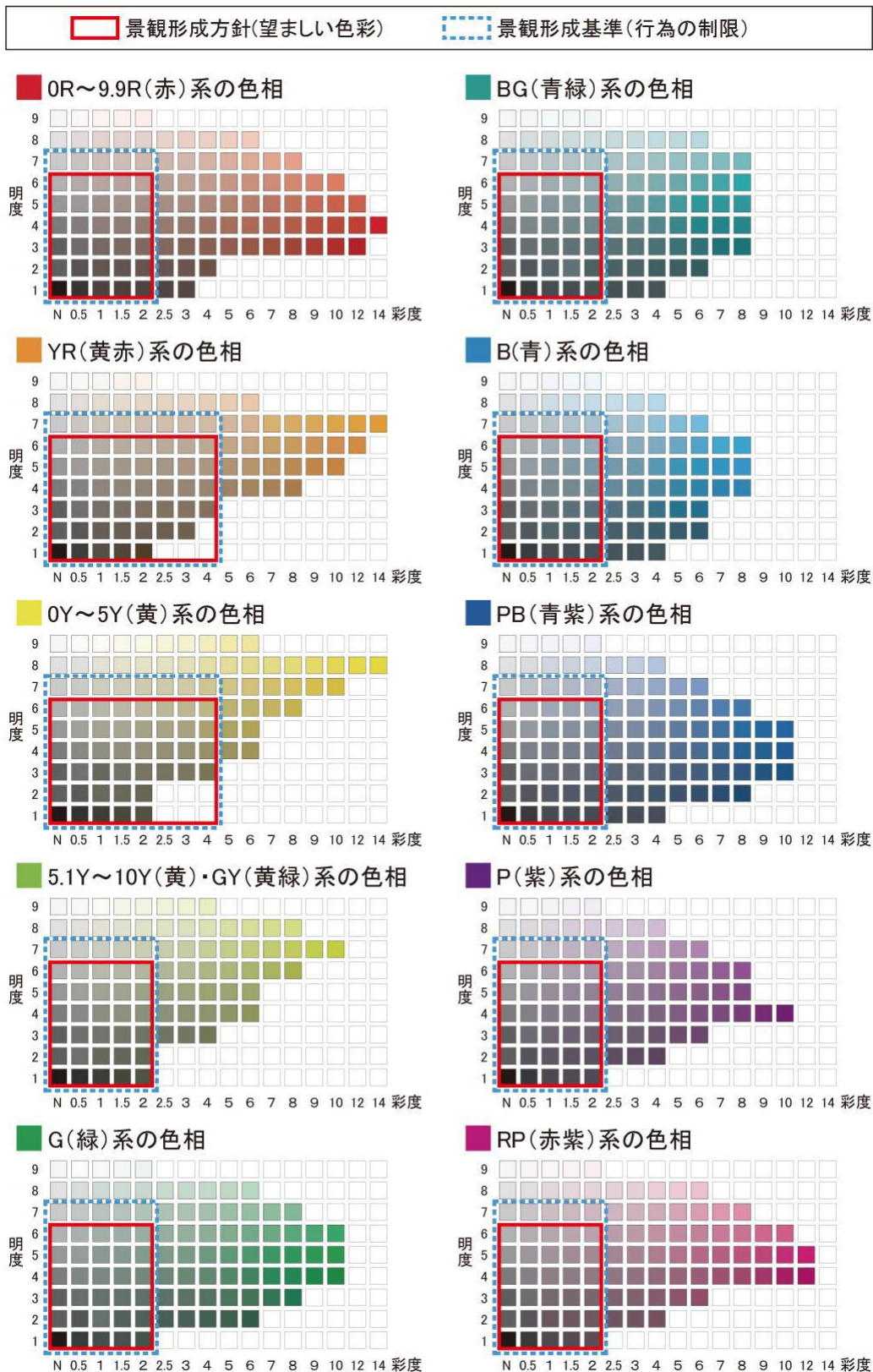
色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

◇建築物の外壁

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)

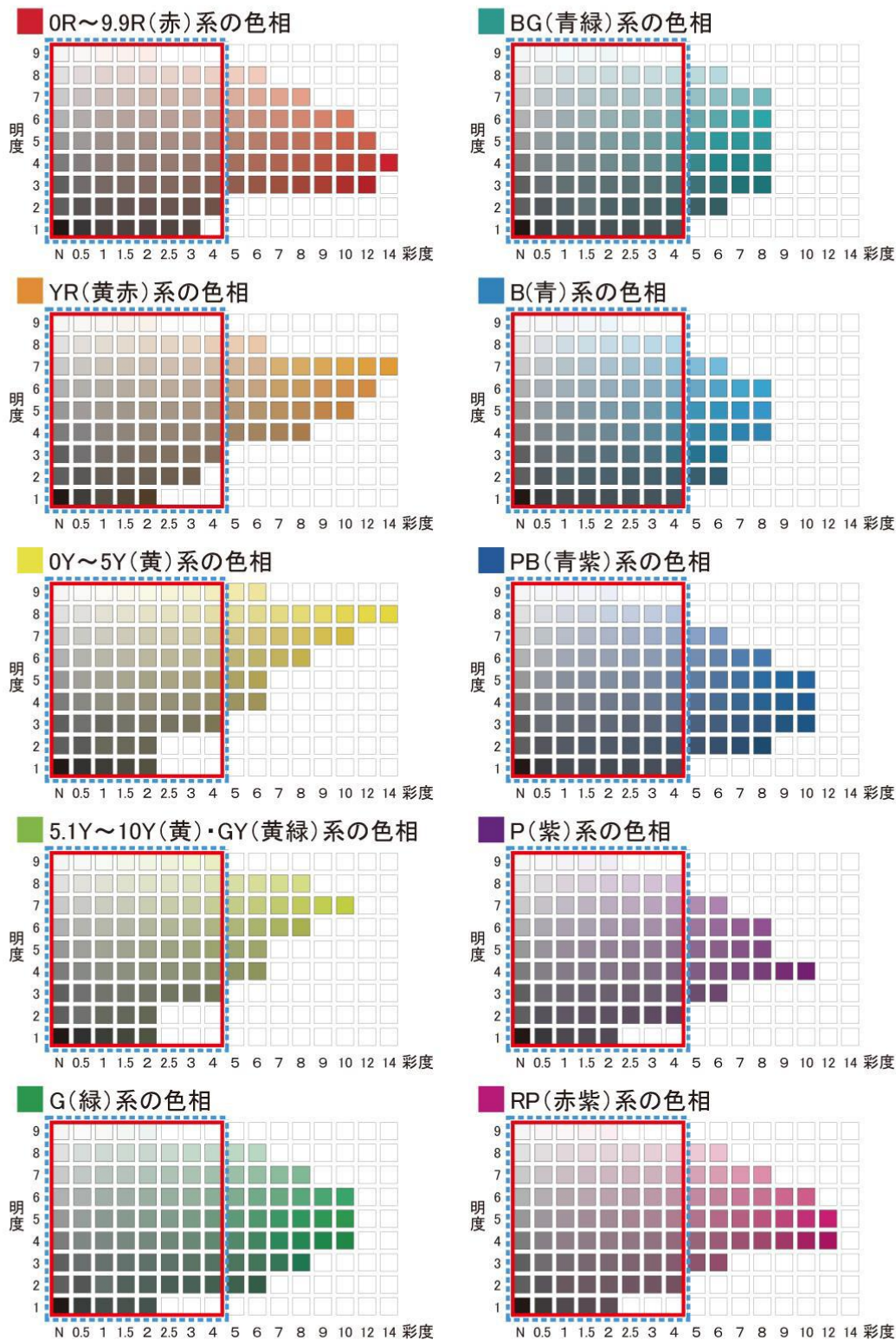


◇建築物の屋根



◇工作物の外観

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



序章

第1章

第2章

第3章

住

第4章

商

工

第5章

沿

田

自

静岡駅周辺ゾーン

第6章

清

第7章

東

草

駿

用語解説

安

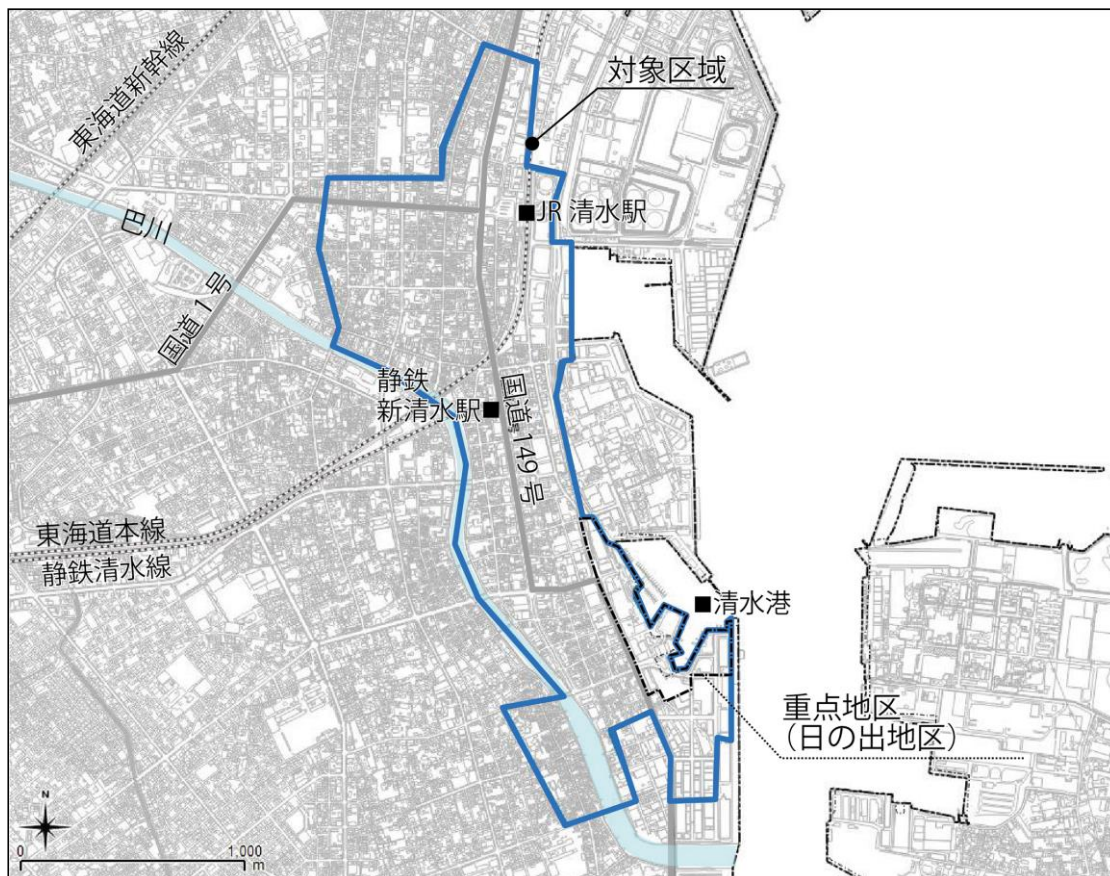
②清水駅周辺ゾーン



対象区域

「重点地区」を除く下記の区域

- ・静岡市立地適正化計画における集約化拠点形成区域（清水駅周辺地区）



景観の特性・課題等

- ・清水港は日本三大美港のひとつであり、その周辺には港湾関係施設や海洋研究機関が集積し、シンボリックな海洋文化施設の整備が進められています。また、近年、クルーズ船の寄港数の増加にともない海外からの観光客も増えています。「海洋文化の拠点」にふさわしい、ウォーターフロントの魅力を活かしたまち並みの形成が求められます。
- ・JR 清水駅周辺は、商業・業務施設が集積し、人々の歩き回り賑わいがある景観が形成されています。しかし、空き店舗の増加などにより、賑わいの低下につながるまち並みの変化が見られています。
- ・巴川は市街地にうるおいをもたらし、旧東海道には細井の松原など歴史的資源が点在しています。水や緑、歴史的資源などを活かした、個性ある景観形成が求められます。



清水港周辺の商業施設

景観形成の基本テーマ

海洋文化拠点の魅力を高めるウォーターフロントの景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○自然と調和し海に向かった都市の顔づくり

海から見える建築物などは、形態や色彩に統一性を持たせることで、背後に見える豊かな自然との調和を図ります。また、港を象徴する施設の特性を活かすとともに、夜間景観への配慮により、港の躍動感など海に向かった都市の顔となる景観を形成します。

○歴史を活かした港町らしい個性豊かな景観形成

木造石張りの倉庫群など歴史的建造物が映えるよう、建築物の高さ、素材、位置などを周辺のまち並みと調和させ、地域の歴史を感じる個性豊かな景観を形成します。

また、建築物の側面と正面の素材の協調など、港町の楽しさを演出するよう景観上の配慮を行います。



日の出埠頭の倉庫群

○明るく落ち着いた海辺の通りの景観形成

JR清水駅周辺や国道149号（さつき通り）などの主要な通り沿道では、建築物の外壁、門扉などは、周辺のまち並みと調和するとともに、歩行者からの見え方に配慮したデザインとし、落ち着きやゆとりのある景観を形成します。また、オープンスペース*の確保などにより、道路空間と連続性があり、明るく活気のある景観を形成します。



外壁のデザインにより沿道への圧迫感を軽減

○個性を活かした商店街の景観形成

清水駅前銀座、清水銀座、清水港町商店街（エスパルス通り）、次郎長通り商店街といった商店街は、地域の特色を活かしたまち並みづくりや低層部の賑わいの創出などにより、港町の雰囲気を感じられ、歩いて楽しい景観を形成します。



ショーウィンドウにより賑わいを創出

*【用語の解説】 オープンスペース ➡ P用-1

○巴川や旧東海道沿いの良好な景観形成

巴川沿いは、水辺に面する外壁や開口部の形態意匠の工夫、夜間照明の演出などにより、開放感や賑わいが感じられ、魅力ある水辺の景観を形成します。

旧東海道沿いでは、歴史資源を活かしつつ、うるおいのある歩道空間とし、歩きたくなる景観づくりを進めます。



川に対して窓など開口部を設けている建築物

○多くの人が集まり恒常的な賑わいを生む景観形成

大規模な商業施設、業務施設、宿泊施設などは、通りに面する外壁や塀や柵などが閉鎖的な印象とならないよう配慮したり、オープンスペースなど人々が交流できる空間を創出したりなど、多くの人が集まりやすい景観を形成します。また、港をはじめ海洋文化都市を印象づける周辺の景観資源*と調和するよう形態、色彩、素材を配慮します。



ガラス面を多く設け、開放的なデザインとなっている低層部

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

《色彩の方針》

建築物などの海から見える部分に使用する色彩は、背後に見える自然との調和に配慮します。道路から見える部分に使用する色彩は、周辺に圧迫感を与えない色彩となるよう配慮します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は別表8-1とします。

清水港一带（臨港地区）とその周辺では、「清水港・みなと色彩計画」における地区全体の色彩誘導と連携し、同計画の区域については、同計画の色彩を優先し、港湾施設などの人工物と富士山や駿河湾などの自然とが調和した世界に誇る美しいみなとまちづくりを推進します。



みなと色彩計画による建築物の外観

《みどりの方針》

外構部や店先の緑化、大規模な商業・業務地における中高木の植栽、壁面・屋上緑化及び維持管理により、港から清水駅周辺へと連続する緑の景観を形成します。



中高木の植栽により、街路樹と一体となって緑の空間を創出

《屋外広告物の方針》

海辺などの地域の個性を尊重し、賑わいや風格が感じられ、快適性を兼ね備えた景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとしします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとしします。
- ・ できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとしします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・ 文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・ 光源が激しく点滅するものは使用を控えます。
- ・ 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・ 規模は抑え、隣接する広告物相互の視認性*に配慮します。
- ・ 周辺のまち並みと調和した素材、色彩としします。
- ・ 広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・ 適切な維持管理を行います。

コラム：清水港・みなと色彩計画とは？

清水港・みなと色彩計画は、色彩により富士山の自然景観と人工（港湾）景観の調和による美しいみなとづくりを目指した産学官民協働による取り組みです。

清水港周辺の地域の特性に応じた配色を設定して、建築物、工作物等をそれに即した色彩に塗り替えることにより、住む人、働く人、訪れる人々に快適で活気のある、個性あるみなとづくりを行っています。

この計画の特徴の一つとしてシンボルカラーの設定があげられます。このシンボルカラーを施設・工作物に必ず一部に設置することで、「美しいみなとづくり」のイメージをリードする役割をもたせています。



清水港・みなと色彩計画推進協議会ホームページより

*【用語の解説】 視認性 → P用-2

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたまたまの趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度*などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りや水辺から直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。 <p>○水上や周辺の主要な眺望点からの見え方に配慮した規模とする。</p> <p>○水辺沿いでは、隣接する建物との間隔の確保、水域側へオープンスペースの確保など、水辺への開放感が得られる配置に努める。</p>

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
 彩度 → P用-2
 ルーバー → P用-3

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、水辺や沿道のまち並みの連続性を確保するとともに、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイライン*の形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保 <p>○商業施設では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の階高や軒・庇の位置、開口の長さを協調する。 ・低層部の外壁面の位置を協調させる。基盤整備がなされた街区や前面道路が直線である場合は、特に意識する。 <p>○商業施設では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の開口部はショーウインドウとするなど、明るく開放的な意匠とする。 ・歩道や水辺に面する部分では、施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表8-2の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表8-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩に限られる場合または施設の特性上別表8-2の色彩が適当でない場合で、色相10R~4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色は彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合。

*【用語の解説】 スカイライン ➡ P用-2
見付面積 ➡ P用-2

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。</p> <p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p> <p>○商業施設では、地域の特性を活かした賑わいの創出、各店舗の個性が感じられるような演出に努める。</p> <p>○水辺の建築物は、水面への映り込みを意識した照明計画により、魅力的な夜景の演出に努める。</p>
	街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。 ・商業施設の場合、ショーウィンドウなどにより賑わいを演出する。
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切に	<p>○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック*させる。 <p>○高層の建築物とする場合は、次の各点に十分に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部と中高層部で意匠に変化を付ける。 ・低層部の開口部は、周辺のまち並みのスケールと協調させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	<p>○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。</p> <p>○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 <p>○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。</p>
	緑化によりうるおいを創出する	<p>○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。</p> <p>○敷地の後退部分は、前面の道路と段差を設けない。また、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調させるなど、一体的な歩行者空間の形成に努める。</p> <p>○水辺に面する部分は、水辺空間をより魅力的に演出するため緑化に努める。</p> <p>○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。</p>

*【用語の解説】

誘目性 → P用-2
 ヒューマンなスケール感 → P用-2
 セットバック → P用-2

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。</p> <p>○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。</p>

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。</p>

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○都市景観促進地区内を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、通りから直接見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度*・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にしよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</p>

*【用語の解説】 法面 → P用-2
眺望地点 → P用-2
明度 → P用-2

【別表8-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表8-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

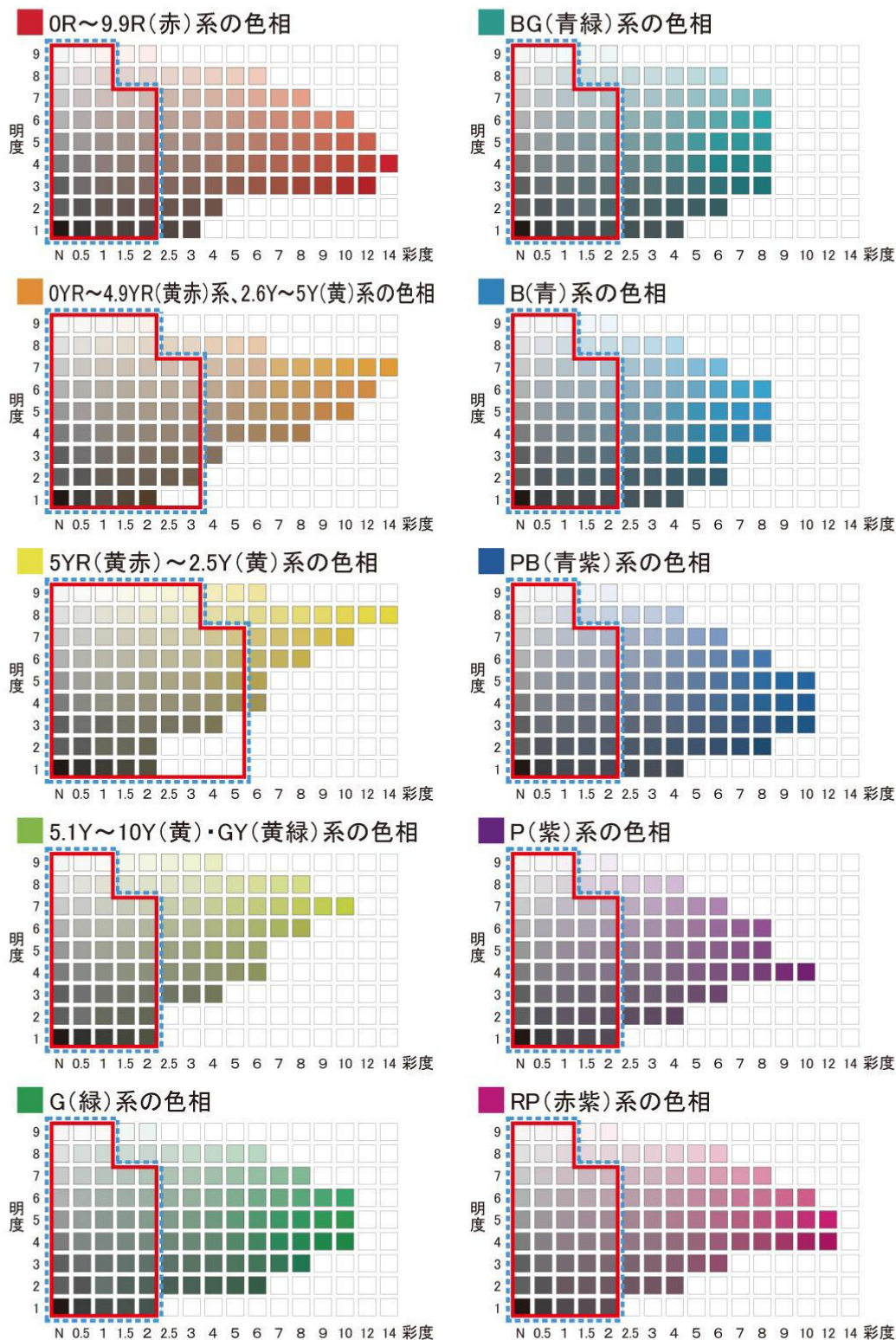
色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

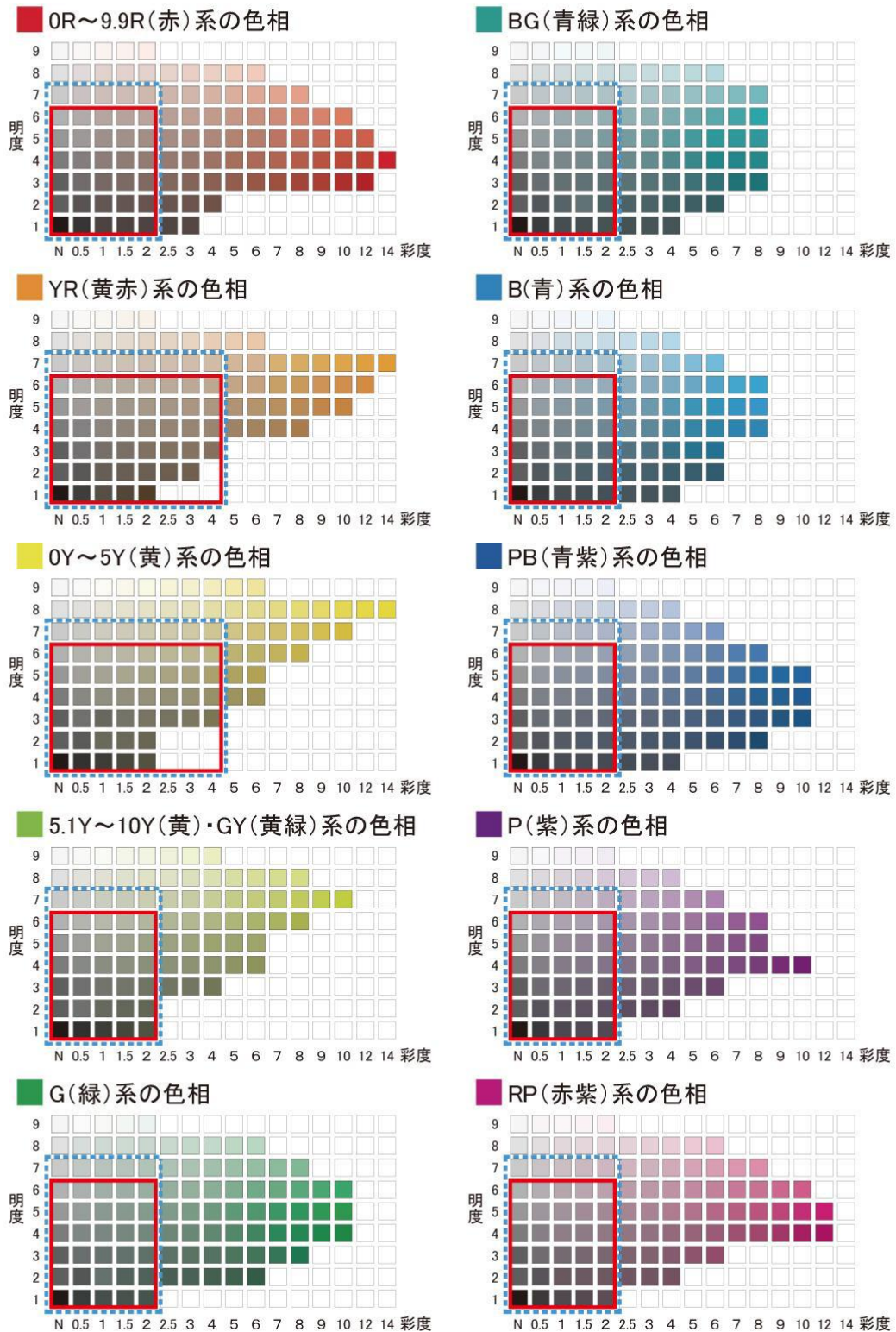
◇建築物の外壁

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



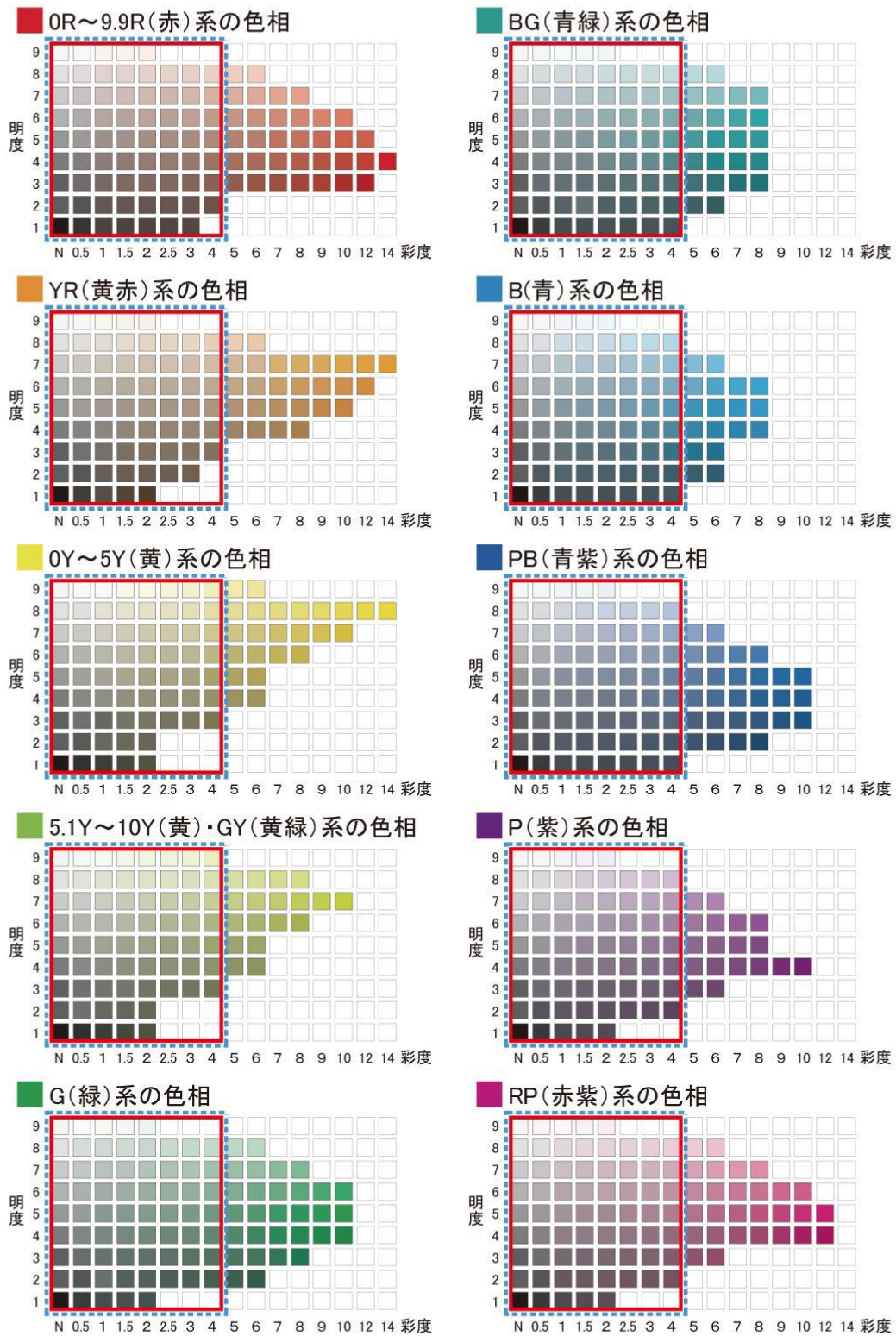
◇建築物の屋根

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



◇工作物の外観

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



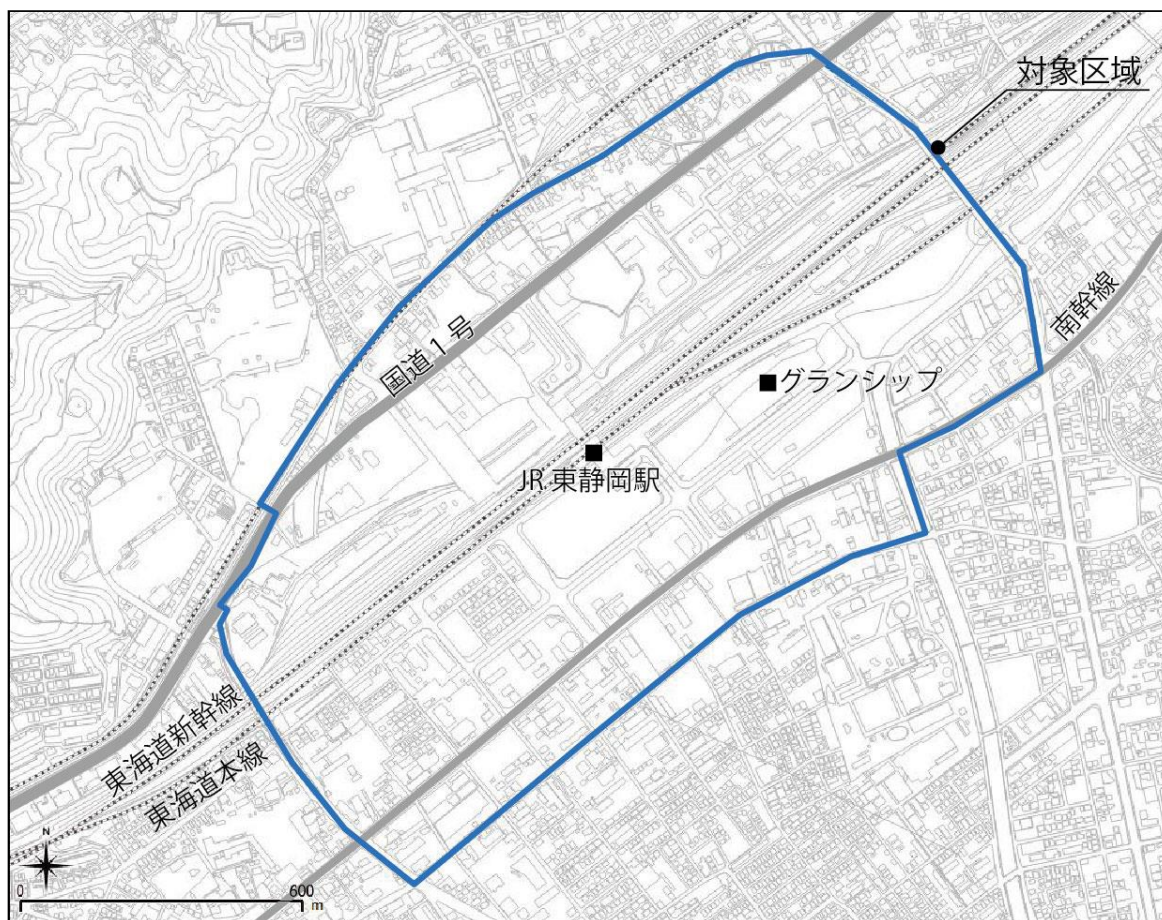
③東静岡駅周辺ゾーン



対象区域

「重点地区」を除く下記の区域

- ・静岡市立地適正化計画における集約化拠点形成区域（東静岡駅周辺地区）



景観の特性・課題等

- ・区画整理事業によりゆとりのある敷地が確保されているとともに、建築物の色彩は落ち着いており、建築物周辺の良好な緑化も見られます。
- ・富士山を借景に、ゾーン周辺に文化やスポーツの施設が集積していることから、「教育文化の拠点」にふさわしい、文化の薫りが漂う美しく風格のあるまち並みの形成が求められます。
- ・貨物駅跡地では、工業系から住居・商業系への土地利用が進んでいます。商業・業務地は、様々な建築物や屋外広告物によって無秩序な景観になりがちですが、賑わいの中にも地域の顔となる場所としてふさわしい景観に整えていく必要があります。また、歩行者にとって快適で魅力ある空間作りが求められます。



東静岡駅周辺のまち並み

景観形成の基本テーマ

「文化とスポーツの殿堂」にふさわしい美しく風格ある景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○富士山、日本平、谷津山など眺望景観の確保

建築物や工作物の配置や形態は、富士山や日本平、谷津山への眺望に配慮したものとするとともに、敷地内に新たな視点場を確保するよう努め、富士山などの眺望を将来にわたり確保します。



グランシップ展望ロビーからの富士山の眺望

○幹線道路の沿道景観の向上

国道1号、南幹線の沿道では、隣接する建築物や工作物は色彩やデザインを協調し、主要な通りから見える壁面や建築設備等を修景することにより、沿道景観を向上します。



通りからの見え方に配慮した、駐車場の目隠し

○賑わいと風格のある通り景観の創出

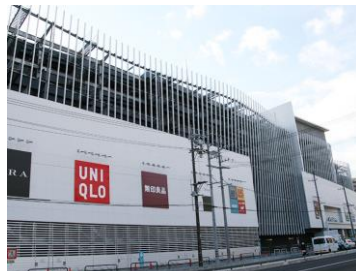
店舗の正面の開放的な店構え、低層部の夜間の照明、壁面後退によるオープンスペース*の有効活用などにより、賑わいと風格のある通り景観の創出を図ります。



ガラス素材と壁面後退により開放的な店構え

○多くの人が集まり恒常的な賑わいを演出する景観形成

大規模な商業施設、業務施設、宿泊施設などは、通りに面する外壁や塀や柵などが閉鎖的な印象とならないよう配慮し、オープンスペースなど人々が交流できる空間を創出するなど、多くの人が集まり、賑わいを演出する景観を形成します。



通りに面して表情のあるデザインとなっている駐車場階の目隠しルーバー*

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

*【用語の解説】 オープンスペース ➡ P用-1
ルーバー ➡ P用-3

《色彩の方針》

教育文化拠点を印象づける周辺の景観資源*と調和するよう、建築物の基調となる部分について品格の感じられる落ち着いた色彩を用いるとともに、効果的に低層部へ華やかさを演出します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は **別表9-1** とします。



落ち着いた配色の建築物

《みどりの方針》

市道東静岡中央線のケヤキ並木をゾーンの緑のシンボルとするとともに、地域の重要な景観資源として適切な維持管理を行います。

また、敷地内の道路から見える位置への緑化、主要な通りの終端への視線を引きつける中高木の植栽、建築物の壁面や屋上の緑化など、沿道の建築物にあった緑化及び維持管理を行います。



敷地内の道路から見える位置への緑化

《屋外広告物の方針》

富士山眺望、文化やスポーツ施設の集積などの地域の個性を尊重し、賑わいや風格が感じられ、快適性を兼ね備えた景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとしします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとしします。
- ・ できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとしします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・ 文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・ 光源が激しく点滅するものは使用を控えます。
- ・ 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・ 規模は抑え、隣接する広告物相互の視認性*に配慮します。
- ・ 周辺のまち並みと調和した素材、色彩としします。
- ・ 広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・ 適切な維持管理を行います。

*【用語の解説】 景観資源 ➡ P用-1
視認性 ➡ P用-2

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたまたまの趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材 ・富士山の眺望の確保に努める
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		<p>○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。</p>
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度*などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバーや緑化による修景などを行う。

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
彩度 → P用-2

色相 → P用-2
塔屋 → P用-2

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイライン*の形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保 <p>○店舗の連続する場所では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の階高や軒・庇の位置、開口の長さを協調する。 ・低層部の外壁面の位置を協調させる。基盤整備がなされた街区や前面道路が直線である場合は、特に意識する。 <p>○店舗の連続する場所では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の開口部はショーウインドウとするなど、明るく開放的な意匠とする。 ・施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・中高層部の外壁は彩度を落とし、風格のあるまち並みづくりに配慮する。華やかさのある演出は低層部で取り入れる。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表9-2の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表9-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上別表9-2の色彩が適当でない場合で、色相10R~4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色は彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合。

*【用語の解説】 スカイライン → P用-2
見付面積 → P用-2

配慮指針	景観形成基準	
配慮する まち並みの連続性や周辺地区との関係に	地域環境を活かした夜間景観を形成する	○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。 ○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。 ○商業施設では、地域の特性を活かした賑わいの創出、各店舗の個性が感じられるような演出に努める。
	街角の個性を演出する	○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。 ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。 ・商業施設の場合、ショーウィンドウなどにより賑わいを演出する。
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切ににする	○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。 ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック*させる。 ○高層の建築物とする場合は、次の各点に十分に配慮する。 ・低層部と中高層部で意匠に変化を付ける。 ・低層部の開口部は、周辺のまち並みのスケールと協調させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。 ○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。 ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 ○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。
	緑化によりうるおいを創出する	○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。 ○敷地の規模に応じて、シンボルとなるような高木を植栽する。 ○建物の屋上や壁面などの緑化に努める。 ○施設の規模に応じて、空地やオープンスペースを確保するなど、歩行者の利便性の向上に努める。 ○敷地の後退部分は、前面の道路と段差を設けない。また、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調させるなど、一体的な歩行者空間の形成に努める。 ○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。

*【用語の解説】

誘目性

➡ P用-2

ヒューマンなスケール感

➡ P用-2

セットバック

➡ P用-2

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。</p> <p>○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。</p>

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。</p>

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○都市景観促進地区内を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、通りから直接見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度*・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にしよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</p>

*【用語の解説】 法面 → P用-2
眺望地点 → P用-2
明度 → P用-2

【別表9-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	3以上	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表9-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

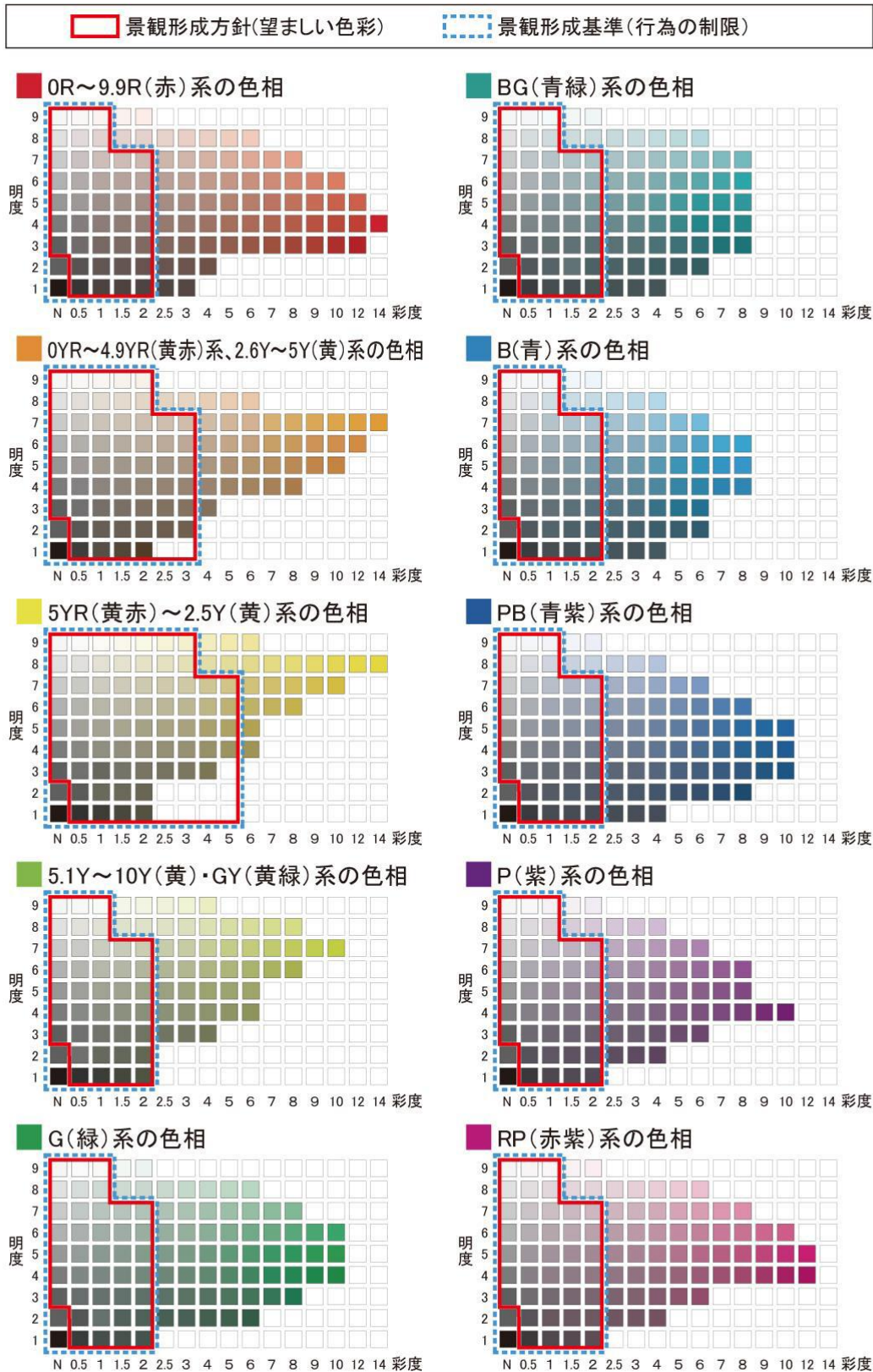
◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

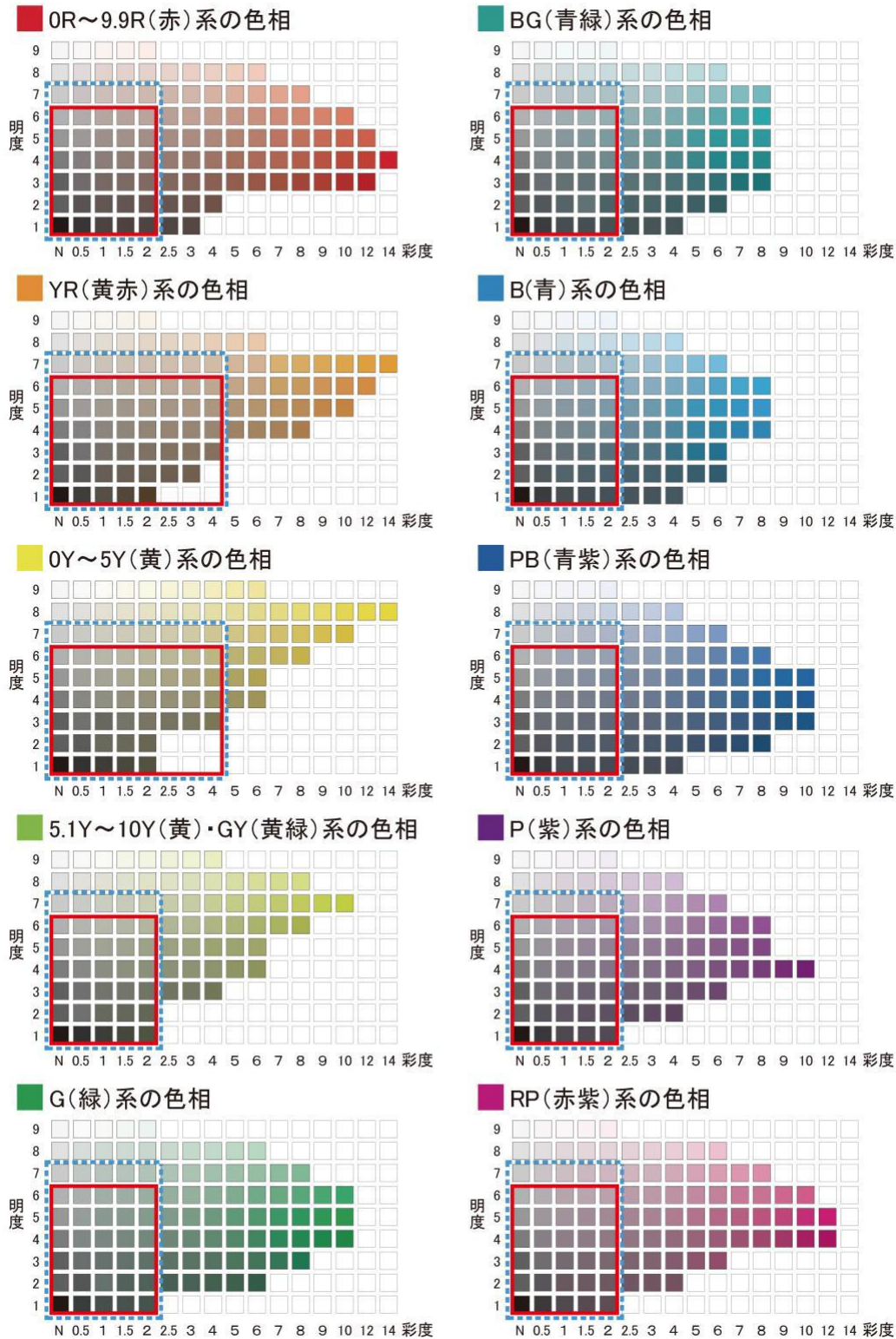
色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

◇建築物の外壁

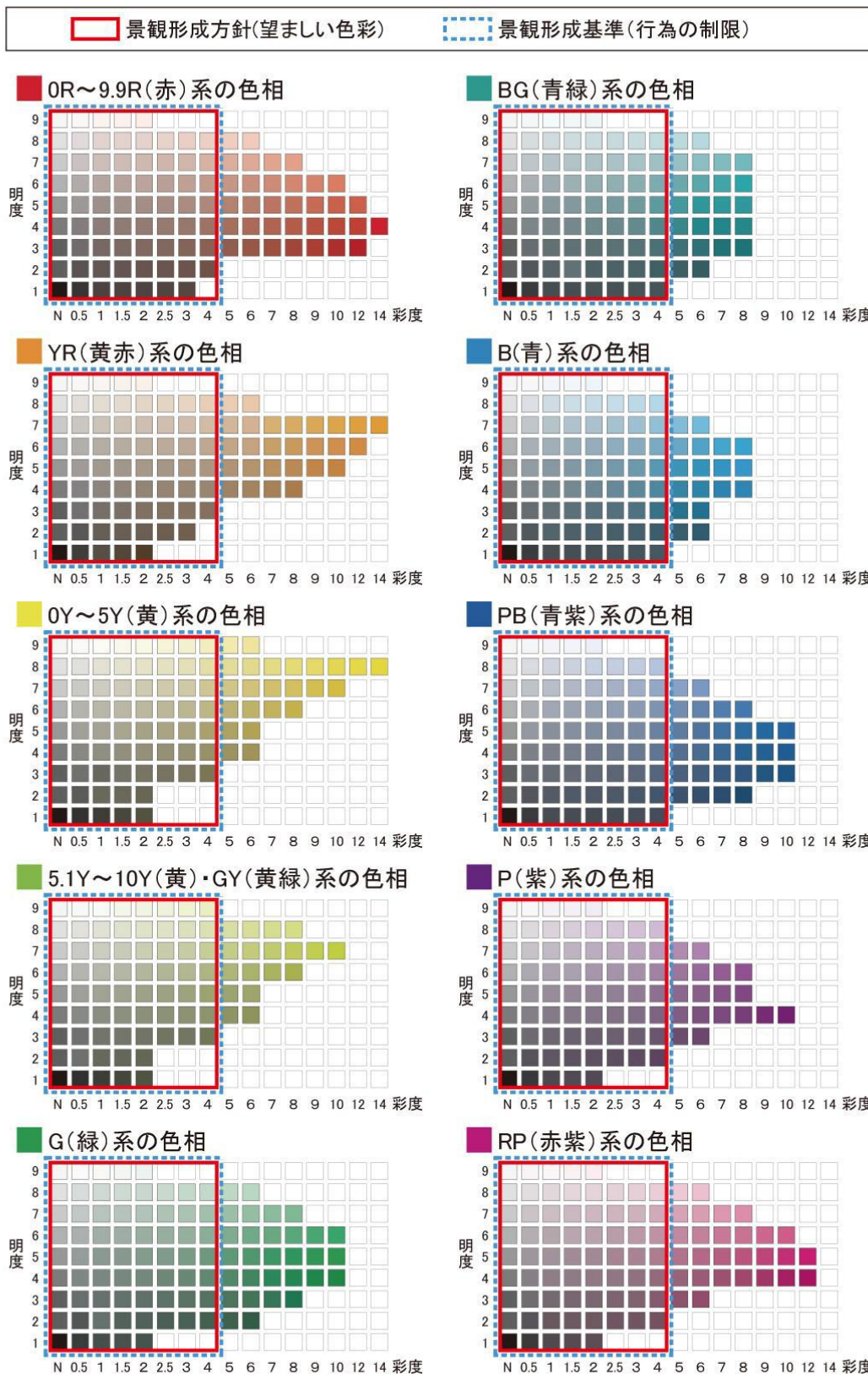


◇建築物の屋根

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



◇工作物の外観



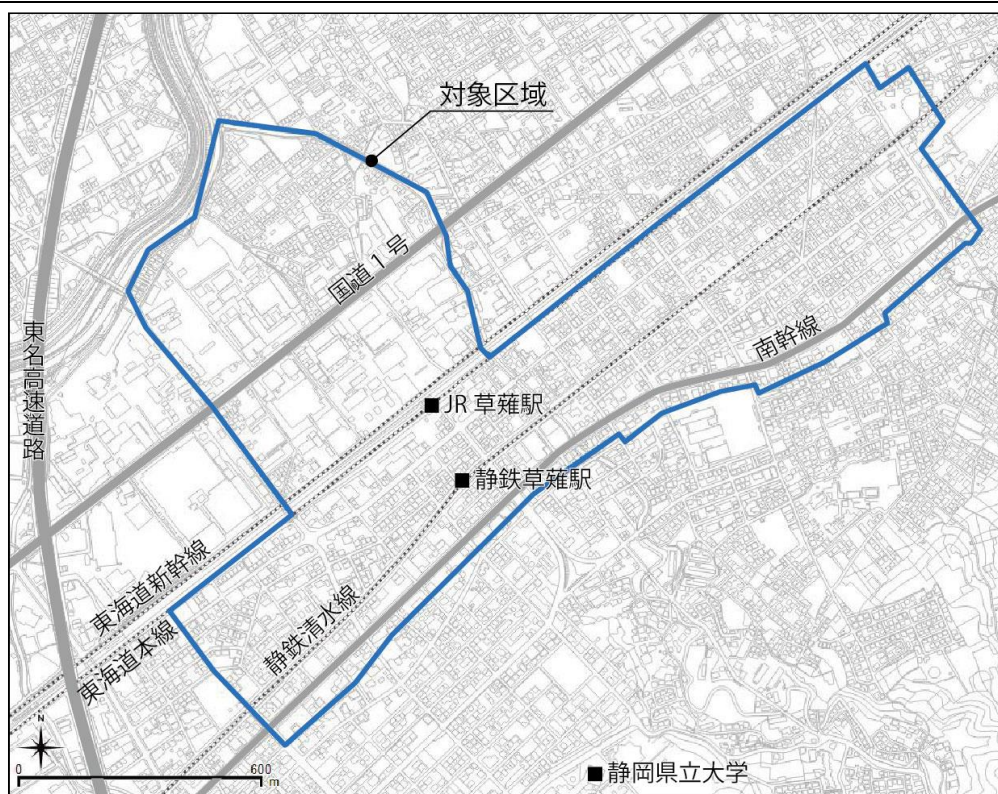
④草薙駅周辺ゾーン



対象区域

「重点地区」を除く下記の区域

- ・静岡市立地適正化計画における集約化拠点形成区域（草薙駅周辺地区）



景観の特性・課題等

- ・JR草薙駅、静鉄草薙駅周辺には商店街が、南幹線沿いには沿道サービス型を中心とする商業施設が立地し、賑わいや回遊性のある景観が形成されています。
- ・地区の周辺には、有度山や竜爪山の緑豊かな自然環境を背景に、大学、美術館、図書館など教育文化施設が集積しており、教育文化の拠点性を高め、「文教地区」としてのブランド力向上につながる景観形成が求められます。
- ・JR草薙駅北口周辺には、色彩や緑化に配慮された銀行や大学が建設されていることから、これらと協調した、文教地区にふさわしい景観形成を進めていく必要があります。
- ・地区には草薙神社や草薙川などの歴史文化資源や自然資源*があり、これらの資源を活用したまちづくりが産学官民連携により進められていることから、活動をより盛り上げ、居住者や来街者にとって快適で魅力ある空間づくりが求められます。



レンガ造りの静岡県立大学

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2

景観形成の基本テーマ

文教地区のブランド力を高める景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○文教地区にふさわしい景観形成

文教施設や周辺の景観と調和するよう、建築物の形態、壁面の位置、高さなどの協調を図り、文教地区にふさわしい落ち着きとゆとりを感じられる景観を形成します。



落ち着きのある色彩で統一された壁面

○安全で歩きたくなる空間づくり

塀・柵等の高さ、形態を工夫し、敷地境界から後退させるなど、安全に誰もが歩ける空間づくりを図ります。また、玄関灯の設置、通りに面する照明の色温度、植栽や店舗のライトアップなど、夜間景観を向上し、安心して歩きたくなるあかり空間づくりを推進します。



暖色系の光源により、温かみのある夜間景観を演出

○メインストリートの低層部の賑わいの創出

JR草薙駅南口から南幹線までの沿道は、建築物や広告物のデザインの協調、敷地境界からの後退、賑わいやあかりの演出などにより、まち並みの連続性を確保し、昼夜ともに歩きたくなる景観を創出します。



日よけテント（オーニング）が商業地の賑わいを演出

JR草薙駅北口から国道1号までの沿道は、緑化、建築物や外構のデザインの協調、敷地境界からの後退などにより、落ち着きのある高質な駅前広場の空間を創出するとともに、地域の庭として人が集い交流する景観を創出します。

○土地利用転換における適切な景観誘導

準工業地域などにおける土地利用転換による大規模な開発に当たっては、周辺地域の景観特性を十分に把握し、建築物などの高さ、形態などに配慮します。



道路側にオープンスペース*を設けることで周辺のまち並みに配慮

*【用語の解説】 オープンスペース ➡ P用-1

○多くの人が集まり恒常的な賑わいを演出する景観形成

大規模な商業施設などは、通りに面する外壁や塀や柵などが閉鎖的な印象とならないよう配慮したり、歩道と一体となった歩行者空間やオープンスペースなど人々が交流できる空間を創出したりなど、多くの人が集まりやすい景観を形成します。また、歴史文化や自然資源を活かすとともに、教育文化拠点を印象づける周辺の景観資源*と調和するよう形態、色彩、あかり、素材を配慮します。

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

《色彩の方針》

建築物の色彩は、県立美術館や県立大学などの文教施設が使用しているブラウン系を基調としつつ、周辺の建築物が用いている色彩とそろえることで、まち全体で統一した印象を感じられるよう配慮します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は別表10-1とします。



ブラウン系を基調とすることで文化を感じるまち並みを形成

《みどりの方針》

外構部や店先の緑化、大規模な商業・業務地における中高木の植栽、壁面・屋上緑化及び維持管理により、街なかの居心地の良い緑の確保を図ります。



店先の植木等が沿道の花壇とともに四季の彩りを演出

《屋外広告物の方針》

文教地区としての個性を尊重し、落ち着きとゆるやかな秩序が感じられる景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとします。
- ・ できるだけ色数は地色を含み4色以内とし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。



建築物と一体的なデザインとなっている屋外広告物

*【用語の解説】 景観資源 → P用-1

- ・文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します
- ・光源が激しく点滅するものは使用を控えます。
- ・液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・規模は抑え、隣接する広告物相互の視認性*に配慮します。
- ・周辺のまち並みと調和した素材、色彩とします。
- ・商店街のオーニングや屋外広告物は統一感のある色彩とします。
- ・広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・適切な維持管理を行います。

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源・景観資源の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたまたまの趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする	<p>○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。</p>
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	<p>自然資源を活かす、取り入れる</p> <p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 ・中高木を植栽する場合は、樹種や位置を配慮し、周囲の街路樹との協調に努める。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p> <p>○自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。</p>
	<p>景観資源を保全する、引き立てる</p> <p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度*などを協調する。
	<p>空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する</p> <p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。

*【用語の解説】 色相 → P用-2
塔屋 → P用-2

彩度 → P用-2
ルーバー → P用-3

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイライン*の形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 <p>○店舗の連続する場所では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の階高や軒・庇の位置、開口の長さを協調する。 ・低層部の外壁面の位置を協調させる。基盤整備がなされた街区や前面道路が直線である場合は、特に意識する。 <p>○店舗の連続する場所では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の開口部はショーウィンドウとするなど、明るく開放的な意匠とする。 ・施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、文教施設や地域の建築物で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・特に低層部は周辺の建築物との協調に努める。 ・外壁に使う色の数はできるだけ少なくし、派手な色彩の利用は極力控える。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表10-2の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表10-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上別表10-2の色彩が適当でない場合で、色相10R～4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色は彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合。

*【用語の解説】 スカイライン ➡ P用-2
見付面積 ➡ P用-2

配慮指針		景観形成基準
する まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮	地域環境を活かした夜間景観を形成する	○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。 ○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。 ○商業施設では、地域の特性を活かした賑わいの創出、各店舗の個性が感じられるような演出に努める。
	街角の個性を演出する	○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。 ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。 ・商業施設の場合、ショーウインドウなどにより賑わいを演出する。
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切にす	○周囲のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。 ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック*させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。 ○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。 ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 ○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。 ○日よけテントやオーニング等は、周囲のまち並みとの調和に配慮した形態、意匠、色彩とする。
	緑化によりうるおいを創出する	○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。 ○建物の屋上や壁面などの緑化に努める。 ○隣接する敷地等が生け垣等で設えられている場合は、その連続性の確保に努める。 ○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。

*【用語の解説】

誘目性 → P用-2
 ヒューマンなスケール感 → P用-2
 セットバック → P用-2

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、 施設計画に反映させる	○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。 ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、 施設計画に反映させる	○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。 ○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、 施設計画に反映させる	○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、 施設計画に反映させる	○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。 ○都市景観促進地区内を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、通りから直接見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。 ○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。 ○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度*・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にしよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。

*【用語の解説】 法面 → P用-2
眺望地点 → P用-2
明度 → P用-2

【別表10-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR	8未満の場合	3以下
2.6Y～5Y	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	4以下
	8以上の場合	2以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表10-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR	8未満の場合	3以下
2.6Y～5Y	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	4以下
	8以上の場合	2以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	1以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

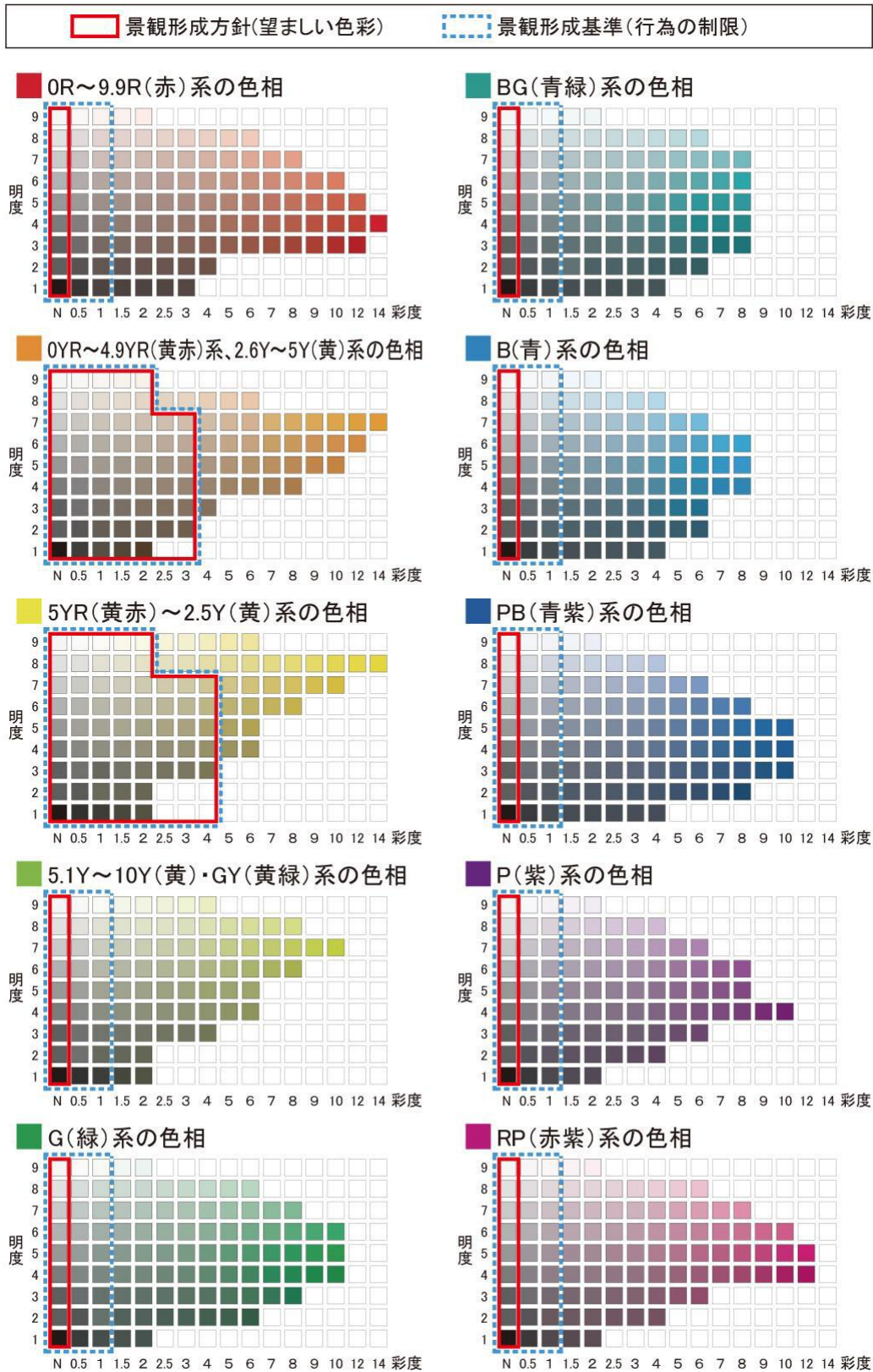
◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

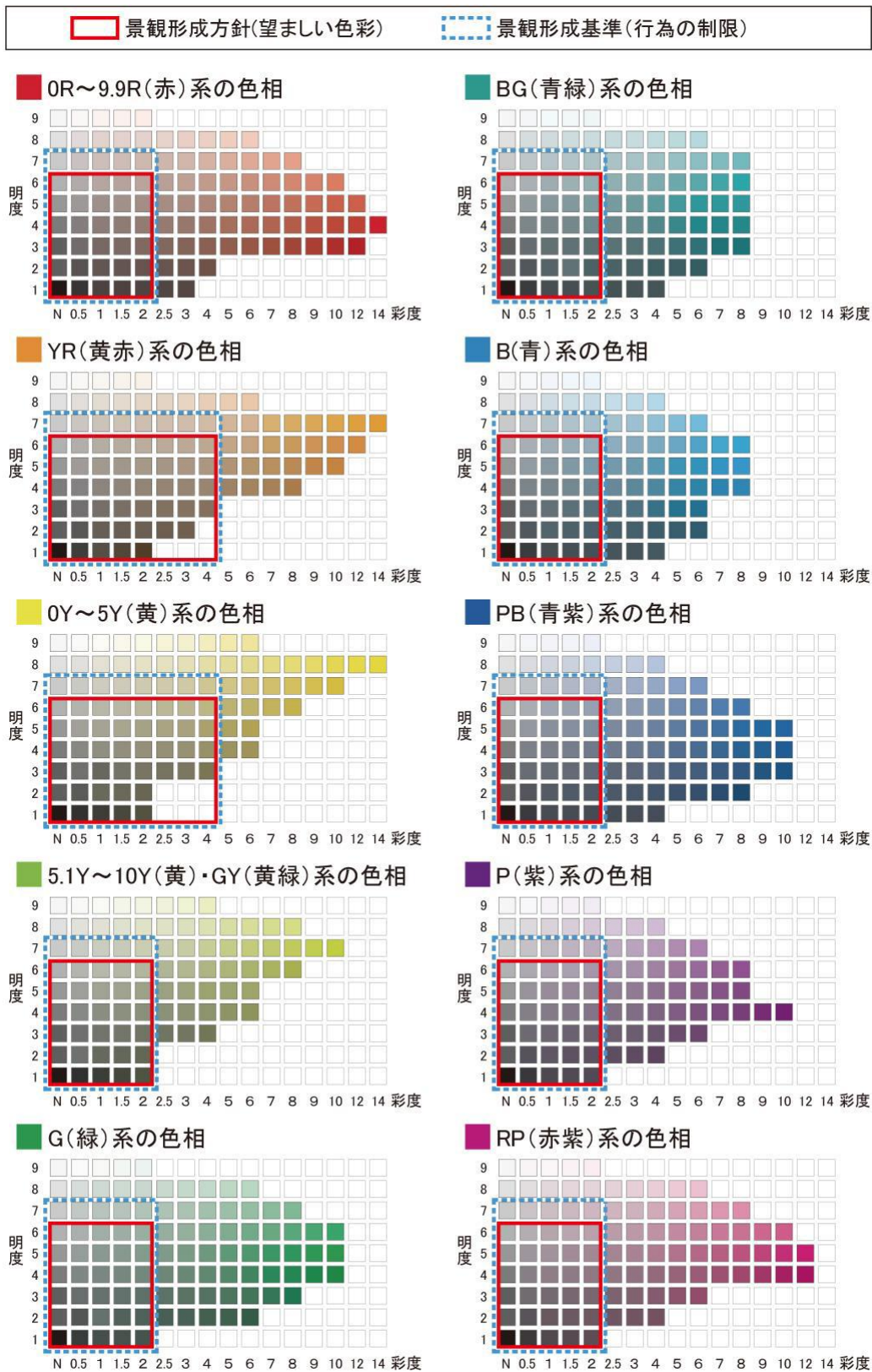
◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

◇建築物の外壁

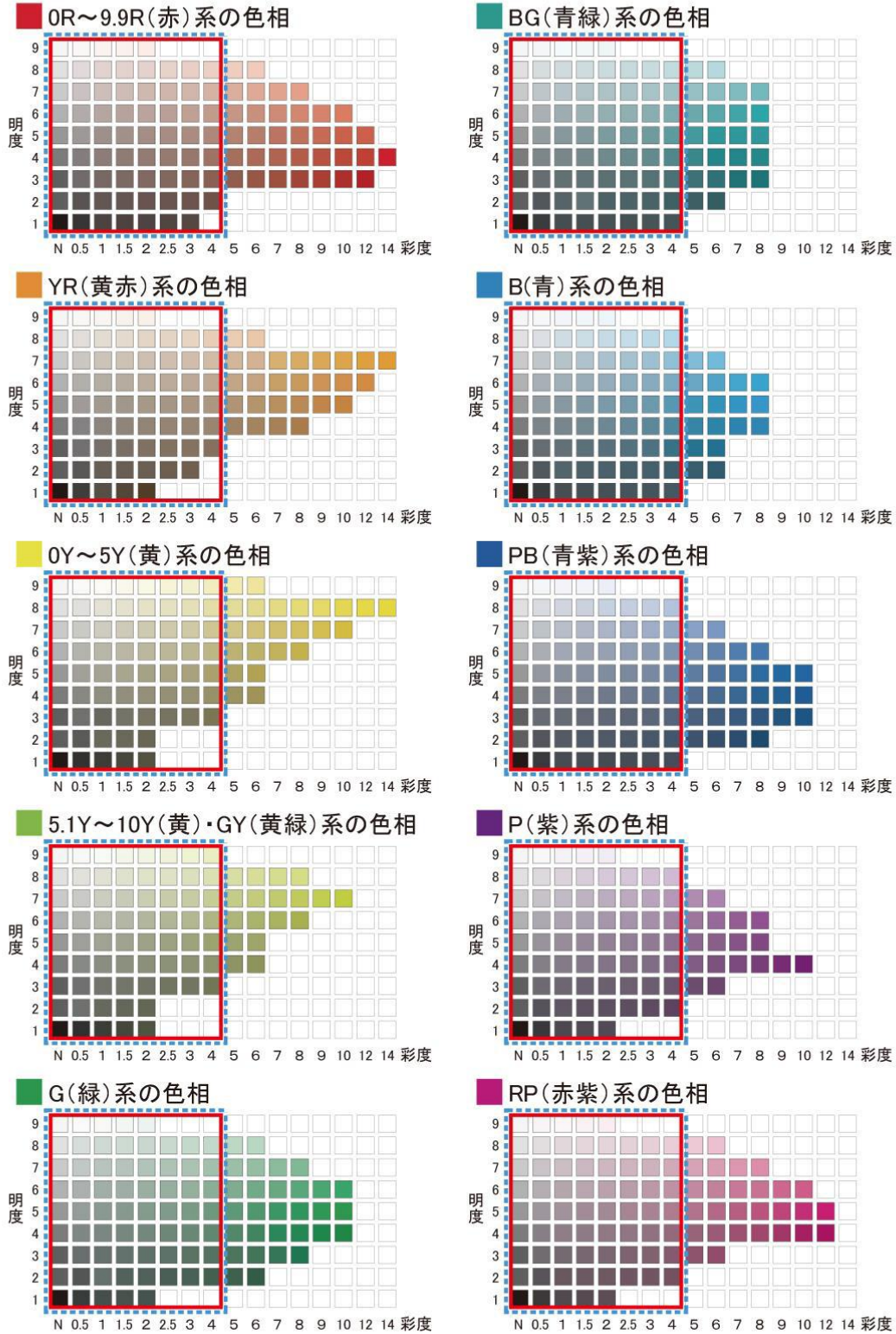


◇建築物の屋根



◇工作物の外観

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



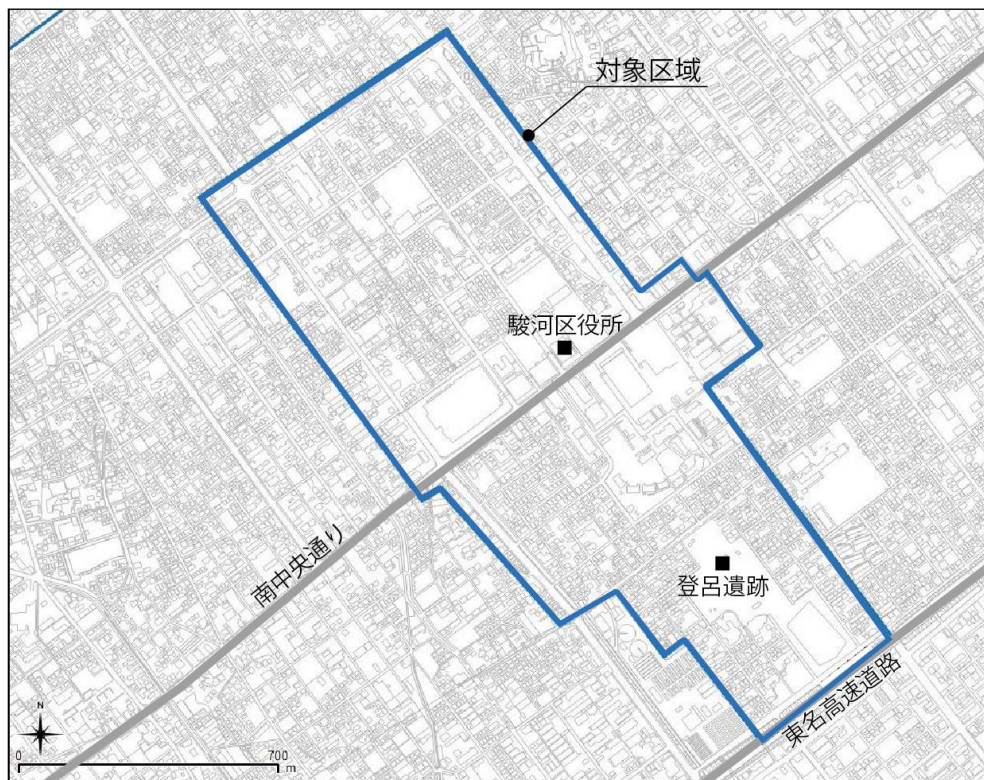
⑤ 駿河区役所周辺ゾーン



対象区域

「重点地区」を除く下記の区域

- ・ 静岡市立地適正化計画における集約化拠点形成区域（駿河区役所周辺地区）



景観の特性・課題等

- ・ 駿河区役所周辺は、行政サービス施設、大規模商業施設が集積しており、現状のコンパクトなまちを維持するため、快適な生活環境の実現や個性と賑わいの創出につながる景観形成が求められます。
- ・ 特別史跡である登呂遺跡周辺は、遺跡をはじめ、登呂博物館や芹沢銈介美術館などがあり、歴史的・文化的景観を形成しています。歴史文化資源を活かし、史跡周辺にふさわしい景観形成が望まれます。



駿河区役所周辺のまち並み



登呂遺跡周辺



登呂遺跡へのアクセス路沿道のまち並み

景観形成の基本テーマ

歴史と文化を活かし、賑わいとうるおいを感じる景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○賑わいのある質の高い生活空間の形成

駿河区役所周辺は、建築物の形態や正面の外観、開口部の形状などを協調するなどにより、建物群の調和やまとまりに配慮し、地域拠点にふさわしい景観を形成します。



中高層部の連続する窓により水平方向を印象づけるデザインで協調

○国指定史跡のあるまちにふさわしい景観の形成

登呂遺跡周辺では、遺跡や文化施設の趣に配慮するとともに、周辺の景観と調和するよう、落ち着いた建築物の形態とし、文化的な雰囲気やまとまりが感じられるまち並みを形成します。



高さを抑えることで歴史文化遺産に配慮

○外出したくなる良好な通りの景観の形成

主要な通り沿いでは、道路に面したオープンスペース*の確保など、歩行者の回遊性を高めます。また、店先や公開空地などは、前面の道路と極力段差を設けないなど、歩いて外出したくなる安全性や快適性の確保に配慮します。

○多くの人が集まり恒常的な賑わいを生む景観形成

大規模な商業施設などは、通りに面する外壁や塀や柵などが閉鎖的な印象とならないよう配慮したり、オープンスペースなど人々が交流できる空間を創出したりなど、多くの人が集まりやすい景観を形成します。また、周辺の景観資源*と調和するよう形態、色彩、素材を配慮します。

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

*【用語の解説】 オープンスペース ➡ P用-1
景観資源 ➡ P用-1

《色彩の方針》

建築物の色彩は、現況のまち並みにみられる暖色系の低彩度*色を継承し、良好な生活環境にふさわしい暖かさや落ち着き、歴史的文化的な雰囲気が感じられる色彩景観を形成します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は別表 11-1 とします。



落ち着いた色彩のまち並み

《みどりの方針》

建物の規模等に応じて、シンボルとなる樹木の配置、壁面や窓辺の緑化などを行うとともに維持管理し、街路樹や公園と一体となった緑豊かな環境やうるおいのある景観を形成します。

また、店先には、草花を飾るなど、季節感を演出します。



公共施設と民有地の一体的な緑化により良好なまち並みを形成

《屋外広告物の方針》

多くの人々が集う場にふさわしい、落ち着きとゆるやかな秩序が感じられる景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとしします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとしします。
- ・ できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとしします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・ 文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・ 光源が激しく点滅するものは使用を控えます。
- ・ 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・ 規模は抑え、隣接する広告物相互の視認性*に配慮します。
- ・ 周辺のまち並みと調和した素材、色彩としします。
- ・ 広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・ 適切な維持管理を行います。

*【用語の解説】 彩度 → P用-2
視認性 → P用-2

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたまたまの趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		<p>○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。</p>
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p> <p>○自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
塔屋 → P用-2

色相 → P用-2
ルーバー → P用-3

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイライン*の形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表11-2の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表11-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上別表11-2の色彩が適当でない場合で、色相10R~4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色は彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。</p> <p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p> <p>○商業施設では、地域の特性を活かした賑わいの創出、各店舗の個性が感じられるような演出に努める。</p>
	街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。 ・商業施設の場合、ショーウィンドウなどにより賑わいを演出する。

*【用語の解説】 スカイライン ➡ P用-2
見付面積 ➡ P用-2
誘目性 ➡ P用-2

配慮指針		景観形成基準
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切ににする	<p>○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック*させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	<p>○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。</p> <p>○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 <p>○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。</p>
	緑化によりうるおいを創出する	<p>○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。</p> <p>○接道部に植栽するなど、うるおいのある沿道の景観を形成する。</p> <p>○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。</p>

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。</p> <p>○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。</p>

*【用語の解説】

- ヒューマンなスケール感 ➡ P用-2
- セットバック ➡ P用-2
- 法面 ➡ P用-2

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○都市景観促進地区内を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、通りから直接見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度*・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にするよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</p>

*【用語の解説】 眺望地点 → P用-2
明度 → P用-2

【別表 1 1-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表 1 1-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

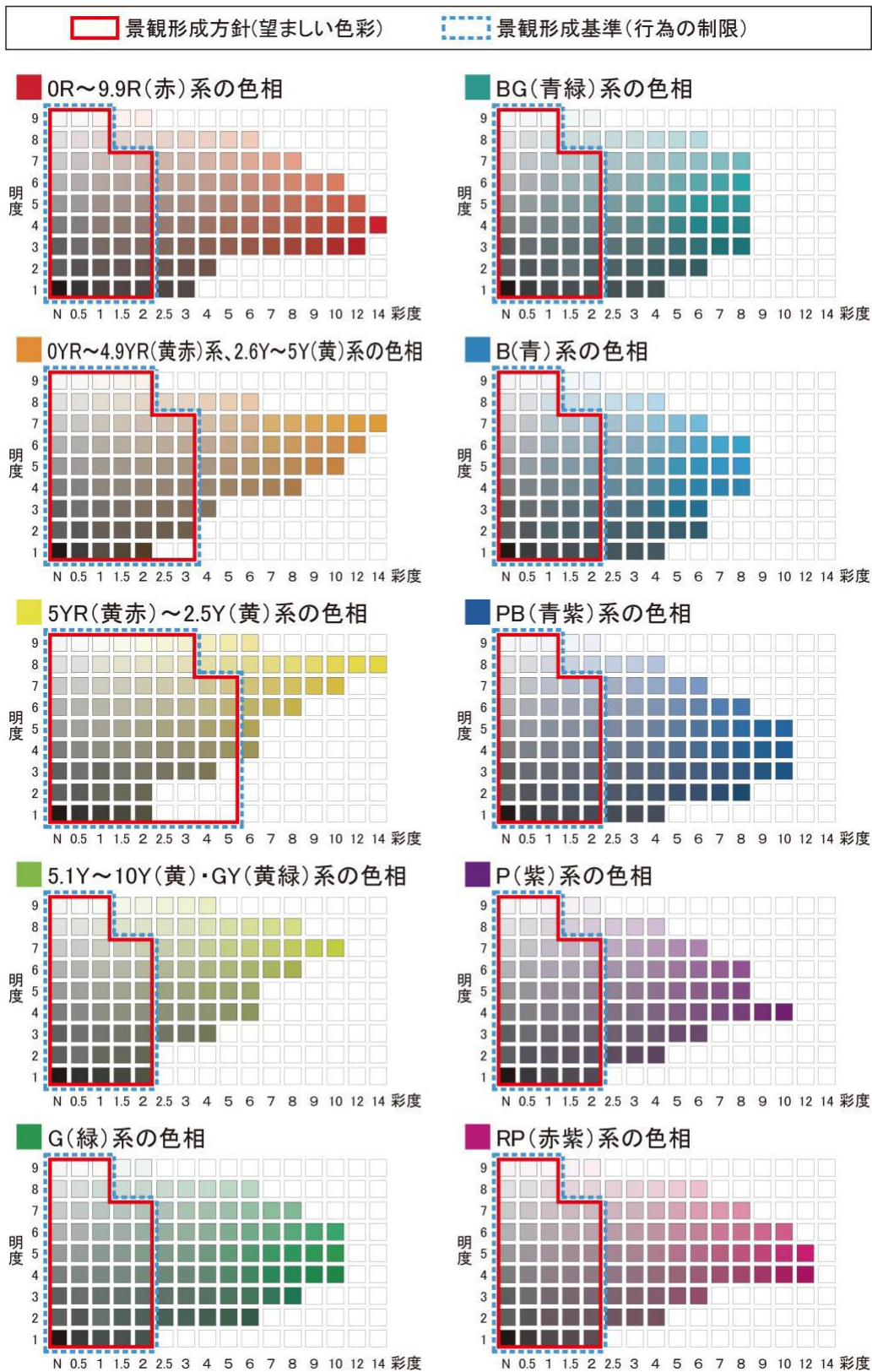
◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

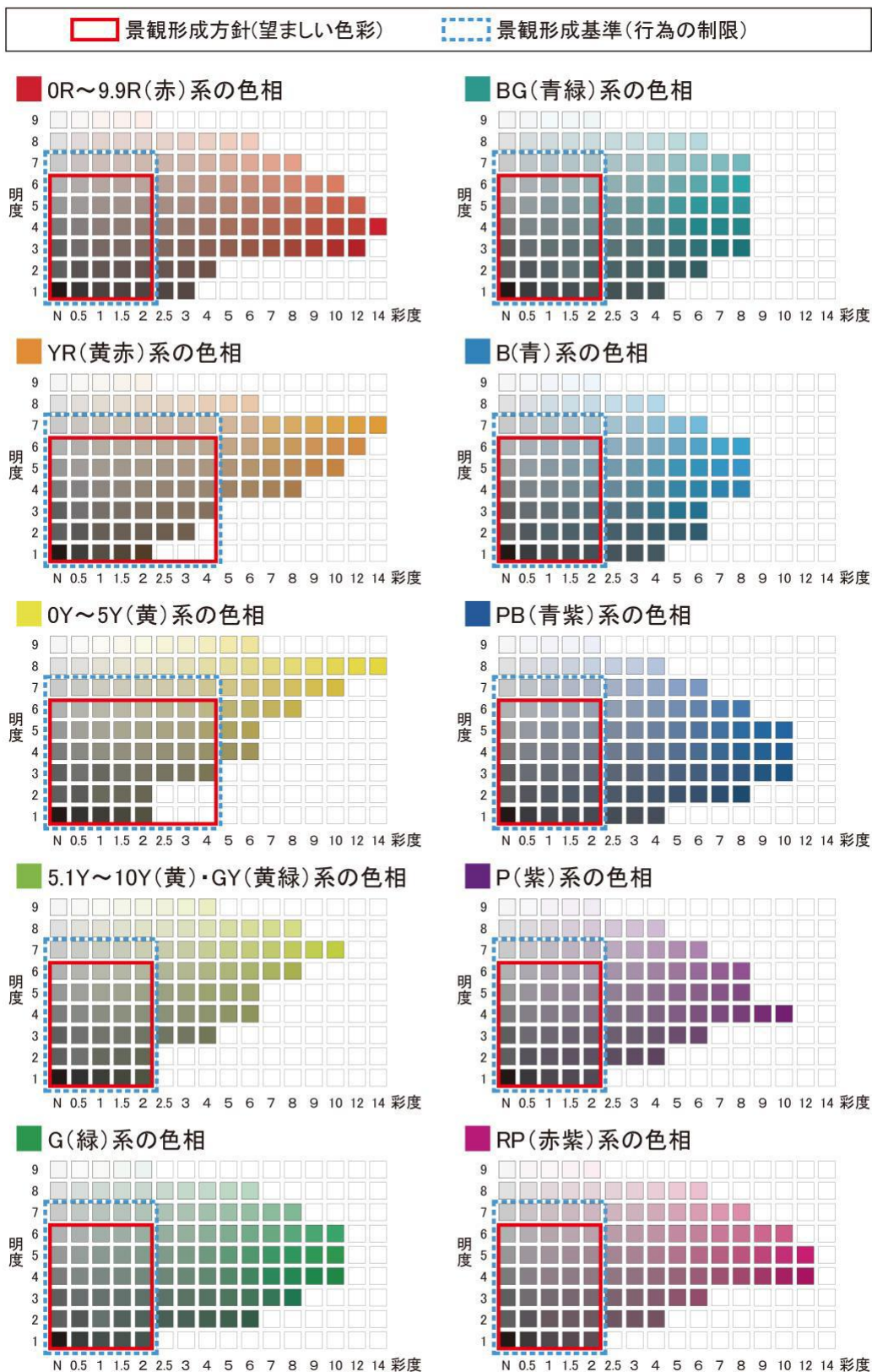
◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

◇建築物の外壁

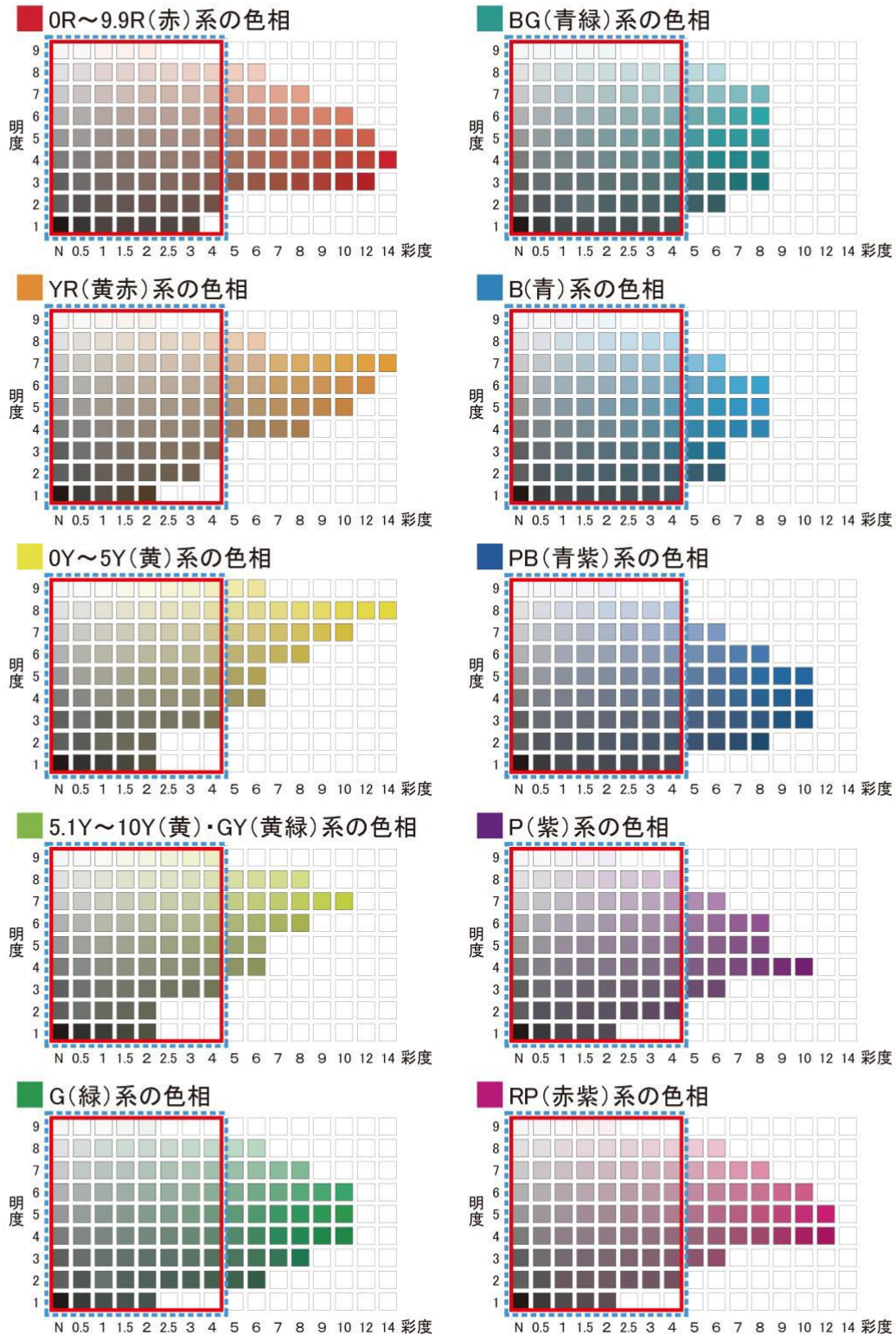


◇建築物の屋根



◇工作物の外観

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



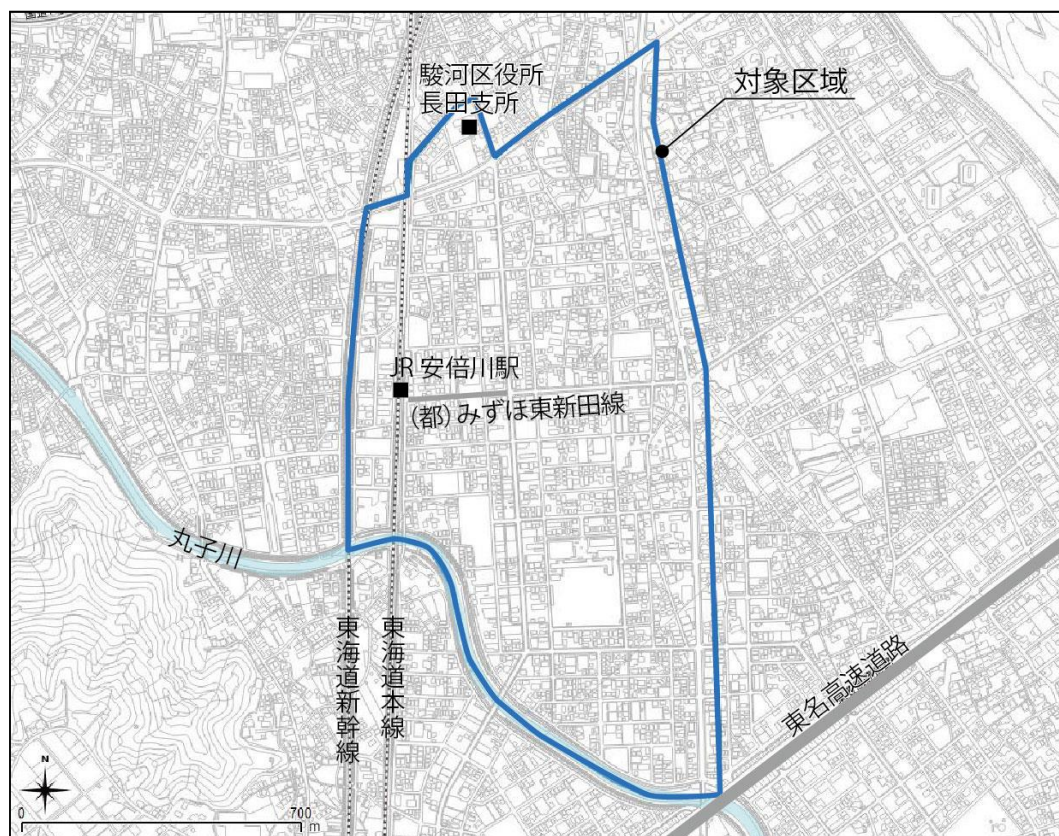
⑥安倍川駅周辺ゾーン



対象区域

「重点地区」を除く下記の区域

- ・静岡市立地適正化計画における集約化拠点形成区域（安倍川駅周辺地区）



景観の特性・課題等

- ・JR 安倍川駅は駅舎や駅前広場がリニューアルされ、長田地区の交通拠点として、丸子宿や駿府匠宿などの観光地の最寄り駅として、人の行き交う賑わいのある景観が見られます。一方で、リニューアルにともない、新たな施設の建設も考えられることから、長田地区の顔にふさわしい景観誘導が必要です。
- ・駅周辺には長田支所をはじめ行政サービス機能が集積しており、その周りには戸建て住宅を中心としたまち並みが形成されています。現状のコンパクトなまちを維持するため、快適な生活環境の実現につながる景観形成が求められます。
- ・公園が多く、丸子川沿いには桜並木が続き、地域の北側や西側には満観峰などの山並みが見られ、緑とゆとりを感じられる景観となっています。



安倍川駅周辺のまち並み

景観形成の基本テーマ

駅周辺の賑わいと親しみを感じる魅力ある景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○駅とのつながりを活かした駅前空間の創出

駅舎や後背の山並みと調和するような建築物の形態意匠、（都）みずほ東新田線の無電柱化に合わせてすっきりとした建築物の外観、道路に面した敷地部分へのオープンスペース*の確保などにより、駅とのつながりや歩行者の視点に配慮した景観を形成します。



駅前広場に面してすっきりとした表情の建物

○歩く楽しみや賑わいのある景観の形成

店舗やサービス施設等は開放的な造りとし、店先にはベンチを設置するなど、憩いの空間を創出します。また、店舗等における間接照明やアプローチライトの設置、住宅におけるガーデンライトや門灯の設置など、夜間照明に配慮します。



軒下のスペースが憩いやもてなしの玄関を演出

○周辺と調和した快適な生活環境の創出

住宅の規模・形態は、周辺環境と不調和とならないよう十分に配慮し、まとまりが感じられる住宅地景観を形成します。また、中高層の建築物は、セットバック*やオープンスペースの確保等により、開放的な景観を形成します。



セットバックしてオープンスペースを創出した店舗

○丸子川の良好な水辺景観の創出

水辺の自然景観と調和するよう、丸子川沿いの建築物などは落ち着いた形態とし、地域の魅力ある水辺景観の維持向上を図ります。

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

*【用語の解説】 オープンスペース ➡ P用-1
セットバック ➡ P用-2

《色彩の方針》

建築物の色彩は、現況のまち並みにみられる暖色系の低彩度*色を継承し、暖かさや落ち着きが感じられ、永い時間飽きがないような色彩景観を形成します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は別表 12-1 とします。



落ち着きが感じられる暖色系の色彩の建築物

《みどりの方針》

敷地内を緑化（特に道路に面する部分）し、適切に維持管理することにより、歩く楽しみのある駅前のご良好な景観、うるおいのある生活環境、水辺空間や公園との連続性を形成します。



歩道にうるおいをもたらす緑化

《屋外広告物の方針》

多くの人々が集う場にふさわしい、落ち着きとゆるやかな秩序が感じられる景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとします。
- ・ できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・ 文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・ 光源が激しく点滅するものは使用を控えます。
- ・ 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・ 規模は抑え、隣接する広告物相互の視認性*に配慮します。
- ・ 周辺のまち並みと調和した素材、色彩とします。
- ・ 広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・ 適切な維持管理を行います。

*【用語の解説】 彩度 → P用-2
視認性 → P用-2

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源*の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたたずまいや趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p> <p>○自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないように意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。

*【用語の解説】 自然資源 ➡ P用-2
色相 ➡ P用-2
ルーバー ➡ P用-3

景観資源 ➡ P用-1
塔屋 ➡ P用-2

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・駅や駅前広場からの見え方に配慮したスカイライン*の形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表 12-2 の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる 別表 12-1 の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上 別表 12-2 の色彩が適当でない場合で、色相 10R~4.9YR、彩度 2 以下（その他の有彩色は彩度 1 以下）かつ良好な景観形成に資する場合。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。</p> <p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p> <p>○商業施設では、地域の特性を活かした賑わいの創出、各店舗の個性が感じられるような演出に努める。</p>
街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。 ・商業施設の場合、ショーウィンドウなどにより賑わいを演出する。 <p>○駅前広場に面する場合は、駅前広場側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった配置となるよう配慮する。</p>	

*【用語の解説】 スカイライン ➡ P用-2
見付面積 ➡ P用-2
誘目性 ➡ P用-2

配慮指針		景観形成基準
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切に にする	○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。 ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバックさせる。
	付属施設や外構は、建築物と一体的にデザインする	○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。 ○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。 ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 ○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。
	緑化によりうるおいを創出する	○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。 ○接道部に植栽するなど、うるおいのある沿道の景観を形成する。 ○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、 施設計画に反映させる	○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。 ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、 施設計画に反映させる	○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。 ○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。

*【用語の解説】

ヒューマンなスケール感 → P用-2

法面 → P用-2

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○都市景観促進地区内を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、通りから直接見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度*・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にしよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</p>

*【用語の解説】 眺望地点 → P用-2
 明度 → P用-2

【別表12-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR	8未満の場合	3以下
2.6Y～5Y	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	4以下
	8以上の場合	2以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	1以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表12-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR	8未満の場合	3以下
2.6Y～5Y	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	4以下
	8以上の場合	2以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	1以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

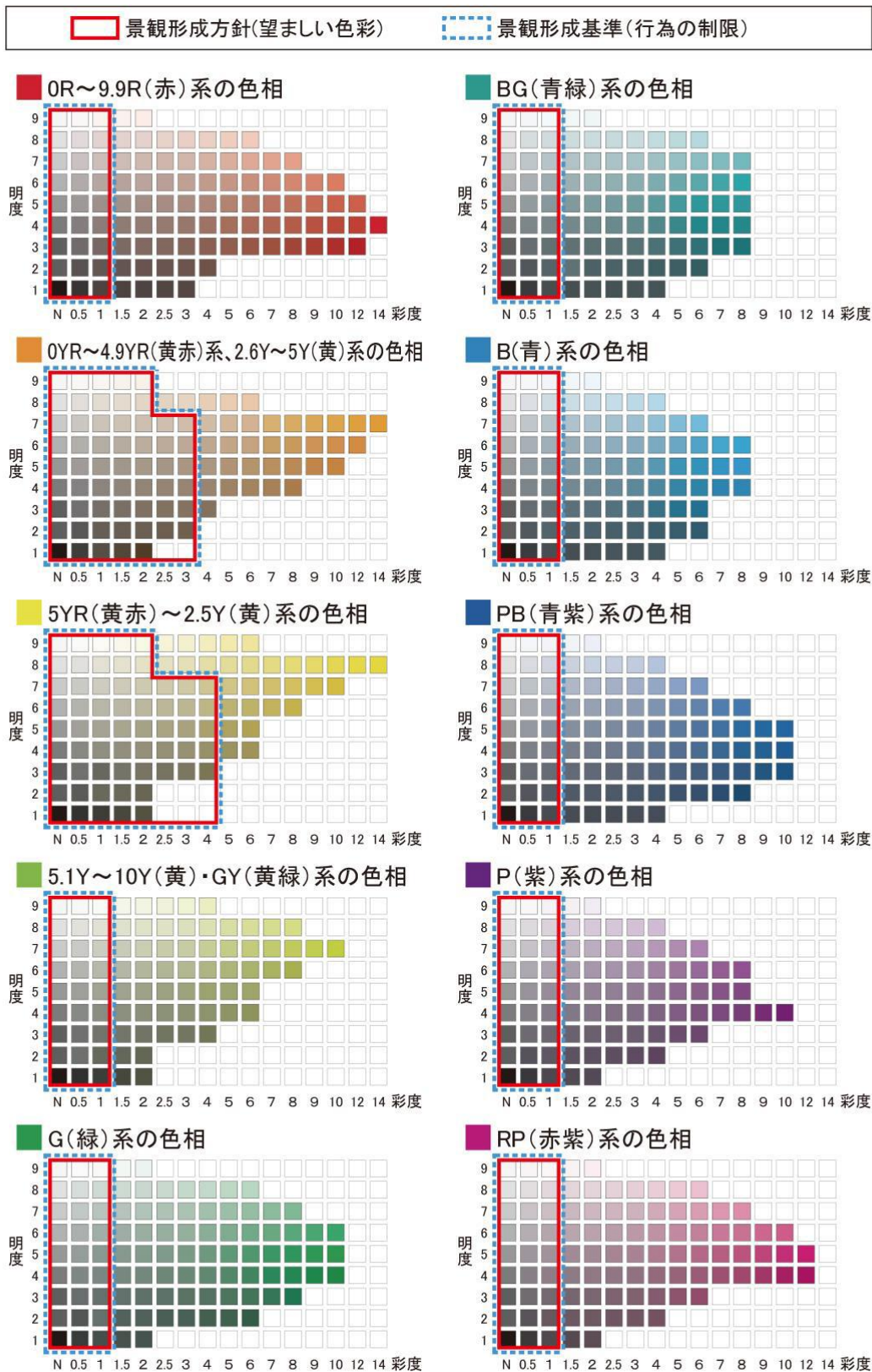
◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

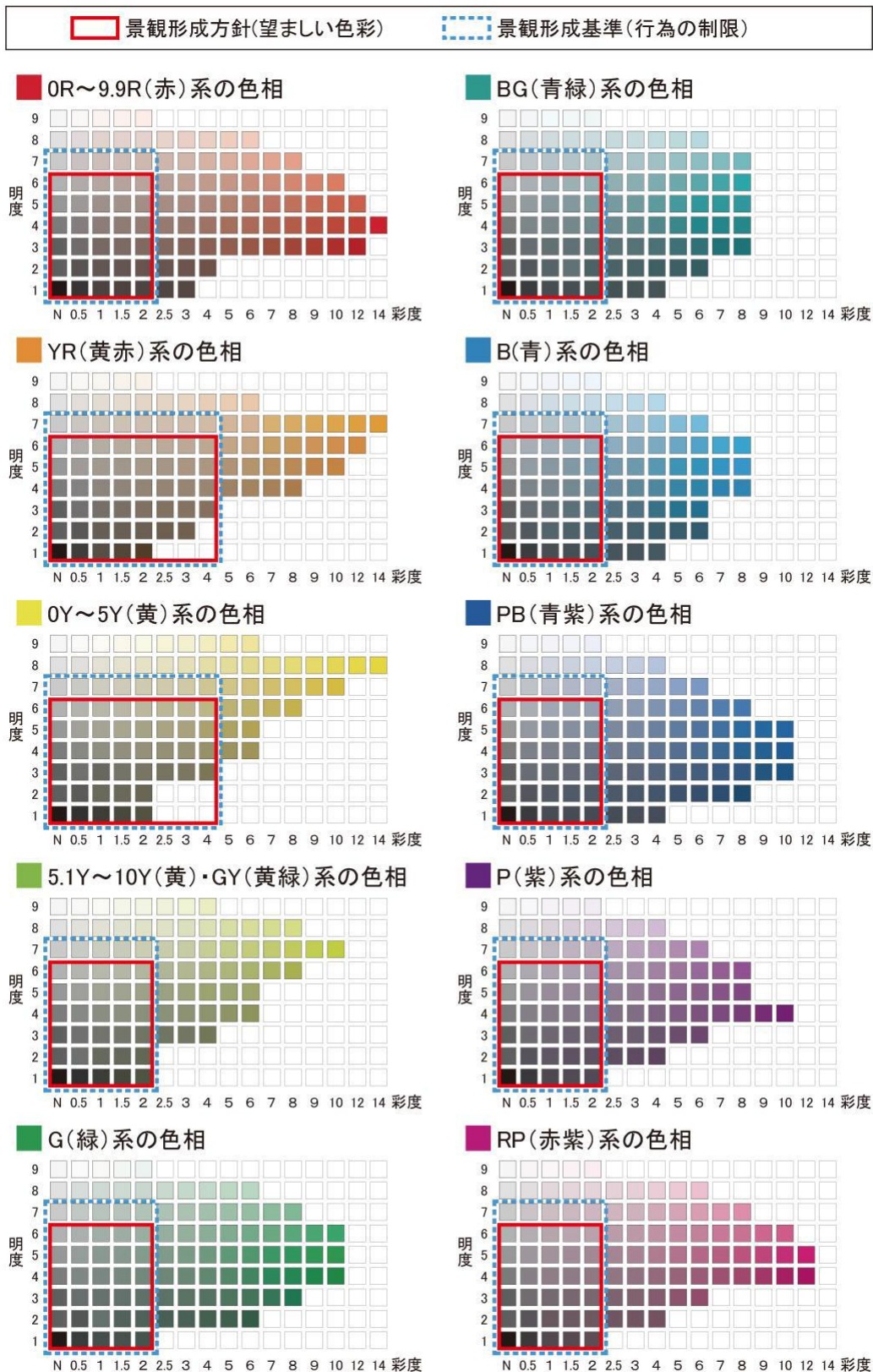
◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

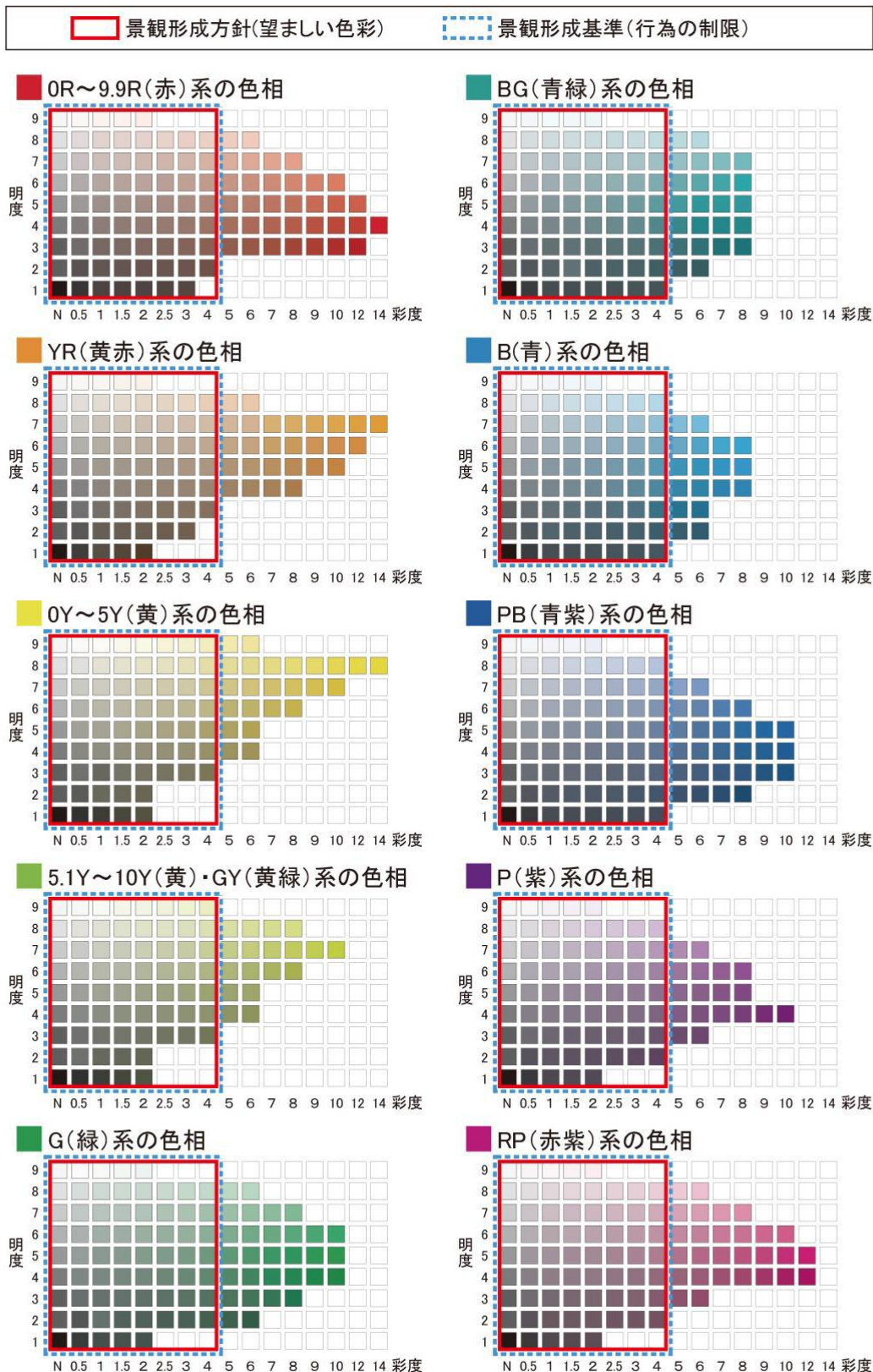
◇建築物の外壁



◇建築物の屋根



◇工作物の外観



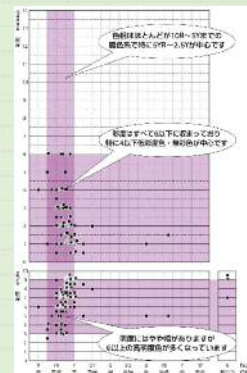
コラム：色彩の現況調査と景観計画への反映

◇現況調査の実施

本計画の策定に先立って、市内の建築物の外観に使用されている色彩の現況調査を実施しました。



JIS 標準色票を用いた測色



色彩調査の結果

◇現況調査の結果

現況調査から、土地利用の用途によって次のような色彩の傾向や特徴が把握できました。

●住居系市街地ゾーンの建築物

- ・暖色系色相*や無彩色を基調とする建築物が多い。
- ・彩度*は全調査対象が6以下で、落ち着いた。



●商業系市街地ゾーンの建築物

- ・暖色系の中・低彩度色を基調とする建築物が多い。
- ・オレンジ、黄、青紫等を基調とする小規模な建築物もある。



●工業系市街地ゾーンの建築物

- ・基本は暖色系のごく低彩度色や無彩色。
- ・全般に白、アイボリー、ライトグレーなどの明るい色調でまとまっている。



●沿道系市街地ゾーンの建築物

- ・基本は、暖色系の中・低彩度色である。
- ・他のゾーンと比べ、高彩度を基調としている建築物が多く、色彩の分布にまとまりがない。



●田園・緑地景観ゾーン、自然景観ゾーンの建築物

- ・基本は暖色系の低彩度色。
- ・一部の色味の強い大規模施設等が緑の景観の中から突出している。



*【用語の解説】 色相 → P用-2
彩度 → P用-2

◇現況調査をふまえたまち並みの色彩の考え方

現況調査をふまえ、本市の景観をより一層魅力的なものに充実させていくために求められる配慮点は次のとおりです。

●現況のまち並みの特性や都市に近接する豊かな緑を尊重する

- ・建築物の色彩は、現況の特長となっている暖色系色相の中・低彩度色を中心とした色彩を基本とし、現況の景観に対して違和感や威圧感のある彩度の高い色彩やパステル調の色彩を避ける。

●土地利用の用途や地区の特性を活かす

- ・地域に応じた多様な色彩景観が形成されていることから、土地利用の用途や地区ごとに建築物の外装色として適切と考えられる範囲を示した「望ましい色彩」の中から建築物等の基調色を選定する。

●隣接する色彩との連続性や秩序に配慮する

- ・美しい景観を整えるため、市街地では、隣接する建築物等の色彩と色相をそろえたり、明度*や彩度に共通性をもたせるなど、まち並みに連続性をもたせる。
- ・個々の建築物について、多様な色彩が混在して不調和な印象を与えないよう、類似した色相の濃淡でデザインをまとめたり、必要以上に多くの色彩を用いないよう考慮する。

●地域の景観資源*の存在感を際立たせる

- ・山地・丘陵地に立地する建築物等や公園、緑地、丘陵地などに隣接する建築物等については、周辺の緑の存在が一層際立つように、より穏やかな色彩を用いる。
- ・地域のシンボルやランドマークの周囲では、それらよりも穏やかな色彩を用いたり、それらの色彩に雰囲気を合わせるなど、地域の重要な景観資源の色彩を引き立たせる。

●威圧感や違和感を軽減する

- ・大規模な建築物等は、周囲の景観に違和感なく溶け込むような、落ち着いた色彩を選択する。
- ・巨大で単調な壁面等は、形態の分節化と合わせて、低層部と中高層部の外観を塗り分けるなど、色彩も分節化し、変化のある外観を演出することにより、巨大なスケール感を低減する。



落ち着いた色彩を基調とし、色彩を分節化することにより、威圧感を軽減したまち並みイメージ

◇景観形成基準の設定

本市の建築物の色彩の傾向をふまえ、一定の範囲から大きく逸れ、景観に違和感を与える色彩を制限するため第3章に景観形成基準（色彩の制限）を示しています。

*【用語の解説】 明度 → P用-2
景観資源 → P用-1

◇ゾーン別の環境色彩方針

現況調査やまち並みの色彩の考え方をふまえた、土地利用別ゾーンごとのまち並みの色彩方針は次のとおりです。

●住居系市街地ゾーンの建築物

現況の住宅地みられる暖色系の低彩度色を継承し、住宅地にふさわしい暖かさや落ち着きを感じられ、永い時間飽きがないような色彩景観を形成します。

●商業系市街地ゾーンの建築物

低層部を中心に華やかさのある演出を採り入れながらも、基調となる部分については品格が感じられる中・低彩度色を基本とし、隣接する建築物等と色相や明度、彩度を協調するなどして商業地としての連続性が感じられる色彩景観を形成します。

●工業系市街地ゾーンの建築物

白やライトグレーなど高明度・低彩度の色彩を基調とし、エントランスの周辺や建物頂部など、建築物の形態や意匠にあわせてダイナミックなアクセントカラーを導入するなど、工業地にありがちな閉鎖的な印象を軽減し、明るく開放的で親しみのある色彩景観を形成します。

●沿道系市街地ゾーンの建築物

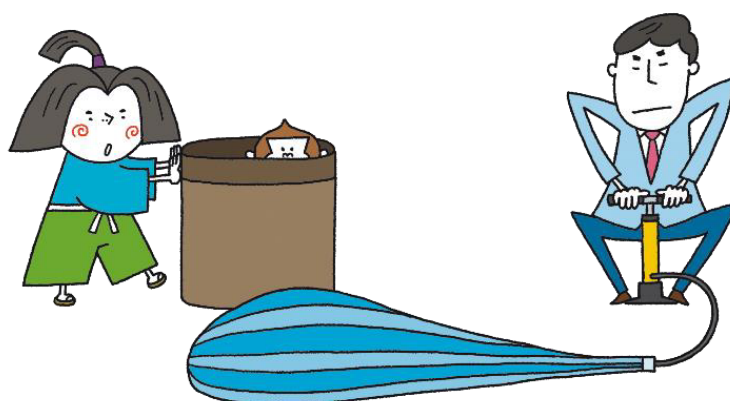
ドライバーの視線を眩惑するような高彩度色を避け、接道部やシンボルツリーの緑と調和する中・低彩度の色彩を基本とし、沿道の賑わいの中にも一定の秩序が感じられるような色彩景観を形成します。また、屋外広告物の地色を落ち着いた色調としたり、複数の広告物の色使いや意匠をそろえるなど、広告物の派手な色彩が道路利用者の安全性を害することがないように配慮します。

●田園・緑地景観ゾーンの建築物

木材や土壁、石材などの自然素材にみられる、暖色系の中明度、低彩度色を基本とし、周辺の緑から突出しないように適切な分節化を図るなど、自然景観の存在を妨げない穏やかな色彩景観を形成します。また、積極的に勾配屋根を採り入れ、既存集落地などで多く用いられているいぶし瓦やそれに近い灰色、黒色、こげ茶色を基本とするなど、周囲の緑よりも鮮やかさや明るさを抑えた融和的な色使いにより、自然になじむ色彩景観を形成します。

●自然景観ゾーンの建築物

木材や石材などの自然素材を積極的に採り入れるとともに、四季折々に様相を変える山岳景観の中で地色となりうる、岩盤や土、樹木の幹などと共通性のある、中明度、低彩度の色彩を基本とし、山岳景観の中にさりげなくたたずみ周囲と同化する色彩景観を形成します。



第4章 重点地区の指定

1. 重点地区の位置づけと指定手続
2. 重点地区の指定と共に活用を検討する制度等
3. 重点地区の指定の候補地区



第4章 重点地区の指定

1. 重点地区の位置づけと指定手続

1) 重点地区の位置づけ

本市は、政令指定都市として様々な都市機能の集積、商業・業務施設の拠点、旧東海道に代表される歴史的まち並みの形成、良好な住宅地など、個性的なまち並みを持つ地区が多数存在します。良好な景観形成を推進するためには、これらの地区の特性や個性を生かし、さらに魅力を高める必要があります。

そこで、本計画では、これらの地区を住民等の合意形成を図りながら、特に重点的に景観形成に取り組むべき地区を「重点地区」として位置づけます。この重点地区は、本計画との整合性を図りながら、地区独自の景観形成の目標や方針、景観形成基準などを定め、地区の景観資源*や個性を活かした景観形成に取り組むこととします。

なお、令和元年6月時点で、「宇津ノ谷地区」、「日の出地区」、「駿府城公園周辺地区」、「三保半島地区」の4地区が指定されていますが、重点地区は新たな地区指定により追加される場合があるため、重点地区の景観形成方針及び基準等については、別冊にて掲載します。



2) 重点地区の指定の手続

①重点地区の指定の考え方

重点地区は、本市の拠点となる地区や文化財などの歴史的資源、良好な住宅地環境を形成する必要がある地区等において指定を検討します。また、新たに市街地を形成する地区（土地区画整理事業の実施地区、市街化区域に編入される地区）や、大規模な土地利用転換地区などにおいても、重点地区の指定を検討します。また、この他にも、住民や企業の発意を受け止めながら、指定を検討します。

*【用語の解説】 景観資源 → P用-1

②重点地区の指定の手続き及び手順

重点地区の指定については、次に示す内容を基本的な手順とし、住民主体の景観まちづくりを推進するため、地区の住民等の合意形成や意識醸成を図りながら段階的に進めます。また、市は、地区指定に必要な情報の提供や専門家の派遣などの支援を行います。

ア 準備段階

- ・重点地区の指定は、住民、市双方の発意が想定されますが、いずれの場合も住民と市との協議の場を設け、対象地区を定めます。

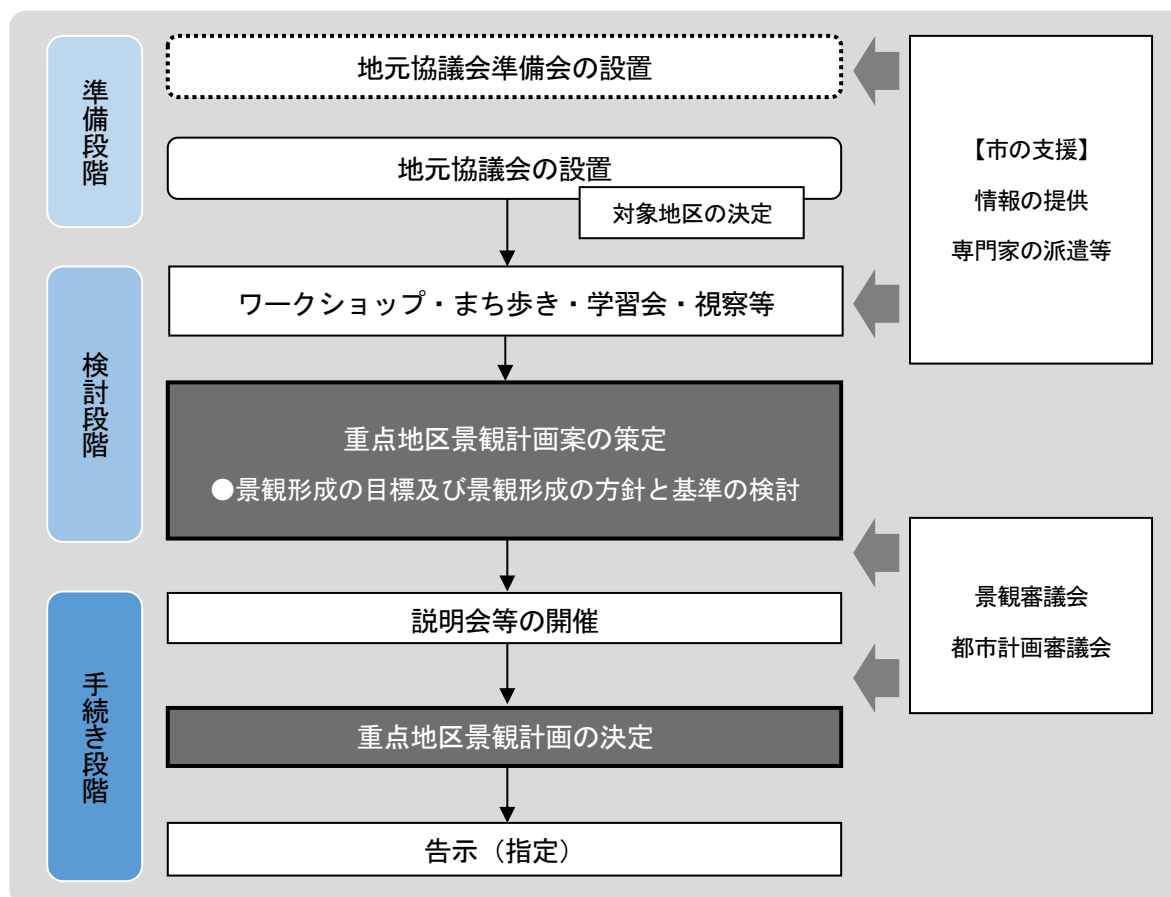
イ 検討段階

- ・地区住民を対象としたワークショップの開催やまち歩き、学習会・視察などの活動を行いながら、景観形成の問題点や課題を整理します。
- ・問題点や課題を踏まえて、景観形成の目標や方針・基準等を検討し、地域住民等の合意形成を図ります。

ウ 手続き段階

- ・景観計画への位置づけに際しては、対象地区内の住民等を対象とした説明会等を開催します。
- ・併せて、都市計画審議会の意見を聴取し、景観審議会に諮問します。

図 重点地区指定の基本フロー



3) 重点地区の景観計画で定める内容

重点地区における景観計画は、次に掲げる内容を定めるものとします。このうち、ア～エは全ての地区で定める事項（必須事項）、オ～クは、地区の特性に応じて定める事項（選択事項）とします。

<ul style="list-style-type: none"> ア 重点地区の名称 イ 景観計画の区域及び面積 ウ 良好な景観形成に関する方針 エ 景観形成基準（行為の制限） オ 景観重要建造物*・樹木*の指定に関する方針 カ 景観重要公共施設*に関する方針 キ 屋外広告物の掲出に関する方針 ク その他、必要な方針 	
---	--

2. 重点地区の指定と共に活用を検討する制度等

特に良好な景観形成を推進するため、地区の景観特性及び景観資源の特性に応じて、次の手法を活用することを検討します。

手法	制度活用の考え方
静岡県屋外広告物条例に基づく「広告景観整備地区」の指定	<p>良好な景観形成を推進するためには、建築物や工作物のみならず、屋外広告物の適切な規制・誘導に取り組むことも大切です。</p> <p>そのため、重点地区内では、必要に応じて、静岡県屋外広告物条例に基づく「広告景観整備地区」に指定し、屋外広告物の適切な規制・誘導に取り組みます。</p>
景観重要公共施設の指定	<p>重点地区内における道路や河川、公園等の公共施設は、良好な景観形成を推進するために重要な施設です。このため、重点地区内の景観形成の目標や方針を踏まえ、必要に応じて施設管理者と協議を行い、景観重要公共施設として指定します。</p>
景観重要建造物又は樹木の指定	<p>地区の良好な景観形成の推進に必要な建築物や工作物（以下、建造物という）や樹木については、当該所有者の意向を踏まえ、指定を行います。</p>
景観法*及び都市計画法に基づく景観地区の指定	<p>都市計画区域内及び準都市計画区域内において、地域住民や企業の意向又は市長が特に必要と認めた場合は、景観法及び都市計画法に基づく「景観地区」として指定し、都市計画に定めます。</p>

*【用語の解説】 景観重要建造物 ➡ P用-1
景観重要公共施設 ➡ P用-1

景観重要樹木 ➡ P用-1
景観法 ➡ P用-1

3. 重点地区の指定の候補地区

1) 重点地区の指定の候補地区

現在、以下の地区を候補地区として、重点地区の指定を検討しています。

表 重点地区の候補地区等

地区類型	代表的な地区（候補地区の例）	指定済の重点地区（指定年月日）
本市の顔となる拠点地区 (商業・業務地区、歴史・文化的拠点、レクリエーション地区等)	○御幸通り沿道地区 ○北街道沿道地区 ○七間町・人宿町周辺地区 ○呉服町通り沿道地区 ○浅間通り沿道地区 ○JR 東静岡駅周辺地区 ○JR 清水駅周辺地区 ○JR 安倍川駅周辺地区	日の出地区 (H20.10.1) 駿府城公園周辺地区 (H22.3.10)
歴史的なまち並みが形成されている地区	○旧丸子宿場周辺地区 ○泉ヶ谷地区 ○蒲原地区 ○由比地区 ○清見寺周辺地区	宇津ノ谷地区 (H20.10.1)
地域の顔となる商店街	○JR 草薙駅周辺地区	
良好な景観形成を図る必要がある住宅地	○県立大学周辺地区	
豊かな自然又は田園景観	○麻機遊水地周辺地区 ○平山地区 ○用宗漁港・用宗海岸周辺地区 ○オクシズ（梅ヶ島温泉）地区 ○オクシズ（井川湖周辺）地区	三保半島地区 (H31.4)
新たに市街地を形成する地区	○日本平久能山 スマートインターチェンジ周辺地区	

図 重点地区及び重点地区候補地区の位置



重点地区の候補地区の概要

<p>No.1 御幸通り沿道地区</p> <p>【地区の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の玄関口である JR 静岡駅北口と駿府城公園や官公庁街、浅間神社参道を結ぶ大通り御幸通りの沿道地区である。 <p>【景観形成のイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な交差点にアイストップ*となる高木を植樹するなど、駿府城公園から滲み出た緑を演出し、通りに駿府城跡の存在を印象付け、歴史文化を感じる風格のある景観を形成する。 	
<p>No.2 北街道沿道地区</p> <p>【地区の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駿府城公園や静岡市民文化会館、近隣の学校などへの回遊ルートとなっており、沿道建物等の間からは、横内御門跡など堀や石垣の一部を見ることができる。 <p>【景観形成のイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りに点在するお堀、石垣、緑を尊重し、歴史文化とうるおいの感じられる景観を形成する。 	
<p>No.3 浅間通り沿道地区</p> <p>【地区の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡浅間神社の参道であり、門前町として発展した南北 600m の商店街である。中心市街地の北部に位置している。 <p>【景観形成のイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤鳥居や山田長政像、常夜灯などの歴史的資源を活かし、歴史を感じつつ賑わいのある門前町にふさわしい景観形成を推進する。 	
<p>No.4 JR 東静岡駅周辺地区</p> <p>【地区の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文化・スポーツエリア」や「副都心」、「教育文化の拠点」等に位置付けられている。緑に囲まれ、富士山眺望に恵まれている。 <p>【景観形成のイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文化スポーツの殿堂」に相応しい賑わいとうるおいの感じられる景観を形成するとともに、建築物等は、隣接する施設との連続性に配慮し、富士山等の眺望景観の保全に努める。 	
<p>No.5 七間町・人宿町周辺地区</p> <p>【地区の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今川・徳川時代より府中の物流拠点であり、その後商店街として発展した。景観資源を活かしたまちづくり活動が盛んである。 <p>【景観形成のイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地との回遊ネットワークと連携し、歩行者空間の充実や休憩スペースの確保、沿道緑化、夜間照明の光源色の統一等により人が集う昼夜ともに魅力のある景観形成を図る。 	
<p>No.6 呉服町通り（紺屋町）沿道地区</p> <p>【地区の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の中心市街地にある市道呉服町通り線の沿道であり、駅前から中心市街地へ向かう際の玄関口となる区間である。 <p>【景観形成のイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンカフェや通りでのイベントの実施、夜間の歩道誘導灯による演出、沿道の修景や連続性の確保など商店街の特色を活かしながら、歩いて楽しい景観づくりを推進する。 	

*【用語の解説】 アイストップ ➡ P用-1

No. 7 JR草薙駅周辺地区

【地区の概要】

- ・周辺に二つの大学や高校、図書館、美術館など教育文化施設が集積している。また、草薙駅商店街（草薙商店会）があり、文教地区の入り口や地域の賑わいの拠点として機能している。

【景観形成のイメージ】

- ・人々が集う場として、四季を感じられる花や緑を増やすとともに、夜間照明により、回遊性を創出する夜間景観づくりを図る。



No. 8 JR安倍川駅周辺地区

【地区の概要】

- ・JR 安倍川駅の東口駅前広場につながるアクセス道路の沿道であり、地域拠点にも位置付けられている。

【景観形成のイメージ】

- ・建築物や屋外広告物の形態意匠等を誘導し、長田地区の顔として質の高い景観形成を図る。街路樹や住宅の敷地内緑化を促進し、緑豊かでうるおいのあるまち並み景観の形成を図る。



No. 9 泉ヶ谷地区

【地区の概要】

- ・豊かな里山の自然に囲まれ、奈良・平安時代から続く道に沿って形成された歴史ある集落で、寺社や古民家などが点在する。

【景観形成のイメージ】

- ・駿府匠宿、吐月峰柴屋寺、歆昌院等への来訪者の心地良い滞在を促すために、これらの建築物と調和するよう住宅等の建築物や工作物の形態意匠等を誘導し、まち並み景観の向上を図る。



No. 10 蒲原地区

【地区の概要】

- ・東海道蒲原宿の本陣を中心とした周囲の住宅地及び水産加工業の事業所等が含まれる。周辺は自然に恵まれ、登録有形文化財が点在している。

【景観形成のイメージ】

- ・歴史的文化的なまち並み景観と調和するよう建築物や工作物等の形態意匠を誘導するとともに、古い建築物の保全・活用を図る。



No. 11 由比地区

【地区の概要】

- ・江戸から16番目の宿駅のある宿場町として栄えた。歴史的な町家建築が連続して存在し、情趣あるまち並みを形成している。

【景観形成のイメージ】

- ・歴史的な町家が建ち並ぶまち並み景観を保全継承するために、建築物や工作物の形態意匠の誘導や地域に存在する古い建築物や空き家等の保全・活用を図る。



No. 12 日本平久能山スマートインターチェンジ（SIC）周辺地区

【地区の概要】

- ・令和元年秋に完成予定のSIC周辺地区は今後、土地区画整理事業により農業用地から工業系や商業系等の用途に土地利用転換が図られる。

【景観形成のイメージ】

- ・緑化を推進し、環境と共生したうるおいあるまち並みの形成を図るとともに、屋外広告物の規制誘導により良好な景観形成を推進する。



No. 13 JR 清水駅周辺地区（清水駅前銀座商店街）

【地区の概要】

- ・ JR 清水駅から南に約 400m 続く商店街であり、約 120 店舗が営業している。アーケードで覆われ、修景舗装が施されている。

【景観形成のイメージ】

- ・ 空き店舗の利活用や老朽化したファサードの改修等により、賑わいのあるまち並み景観の形成を図る。
- ・ 緑化を図るなど商店街として統一感のある修景に取り組む。



No. 14 JR 清水駅周辺地区（清水銀座商店街）

【地区の概要】

- ・ 巴川と平行して約 500m 続く商店街で、一階部分をセットバック*させていることが特徴的である。

【景観形成のイメージ】

- ・ 建築物の形態意匠を誘導するとともに、花壇等による緑化を図るなど商店街として統一感のある修景に取り組む。
- ・ 緑化を図るなど商店街として統一感のある修景に取り組む。



No. 15 麻機遊水地周辺地区

【地区の概要】

- ・ 国道 1 号バイパス千代田上土 IC 北側に位置し、約 206ha に及ぶ広大な遊水地の一画であり、麻機街道沿いに集落が広がる。

【景観形成のイメージ】

- ・ 遊水地や背後の山並みと調和するよう建築物や工作物の形態や意匠を誘導し、恵まれた自然環境と調和したまち並み景観を創出する。



No. 16 旧丸子宿場周辺地区

【地区の概要】

- ・ 旧東海道沿いに広がる歴史の面影が残る地域である。小さな宿場だが、歴史は古く、交通の要衝として重要視されていた。

【景観形成のイメージ】

- ・ 丸子宿の歴史文化を継承するよう建築物や工作物の形態意匠等を誘導し、まち並み景観の向上を図るとともに、古い建築物や歴史的資源等の保全・活用による沿道景観の形成を図る。



No. 17 清見寺周辺地区

【地区の概要】

- ・ 清水港興津埠頭の北側に位置する。清見寺を中心とした旧東海道沿いの帯状の集落を範囲としている。

【景観形成のイメージ】

- ・ 清見寺周辺の歴史的、文化的なまち並み景観を保全継承するよう建築物の形態意匠を誘導するとともに、清水清見湯公園の緑豊かな広場等を活かし、景観に配慮した整備を推進する。



No. 18 県立大学周辺地区

【地区の概要】

- ・ 日本平の小高い丘の北側のふもとに位置し、静岡県立美術館、県立大学等の文教施設が集積している。一帯は街路樹のほか、ケヤキ並木と彫刻プロムナード等があり、緑豊かな地区である。

【景観形成のイメージ】

- ・ 県立美術館等の文教施設と周辺の歴史的施設をつなぐ、緑豊かであるおいのある歩行者空間づくりを進める。



*【用語の解説】 セットバック ➡ P用-2

No. 19 平山地区

【地区の概要】

- ・本地区は、長尾川上流の傾斜地に広がる農村集落である。民家が立ち並び、周辺の傾斜地に茶畑が広がっている。

【景観形成のイメージ】

- ・茶畑などの耕作地の維持・保全に努めるとともに、既存の石垣や石段を維持・活用し、農村景観の保全継承を図る。



No. 20 用宗漁港・用宗海岸周辺地区

【地区の概要】

- ・用宗漁港と周囲の住宅地及び水産加工業の事業所等を含む範囲であり、漁船が停泊するなど特徴的な景観を形成している。

【景観形成のイメージ】

- ・用宗漁港の港湾内の漁船や海面、富士山眺望の視点場等を活かした漁港景観の向上を図るとともに、背後の山並みと調和に配慮したまち並み景観の形成を図る。



No. 21 オクシズ（梅ヶ島温泉）地区

【地区の概要】

- ・本市北端の安倍川上流に位置し、安倍川源流沿いに一直線上に旅館が建ち並ぶ山梨県との県境に近い秘境の温泉郷である。

【景観形成のイメージ】

- ・温泉や紅葉を楽しみに来た来訪者が、本地区に訪れ、心地良く滞在できるよう、宿泊施設や温泉施設等の観光関連施設の形態意匠等を誘導し、まち並み景観の向上を図る。



No. 22 オクシズ（井川湖周辺）地区

【地区の概要】

- ・井川湖とその湖畔の集落である。南アルプス観光の拠点であり、ユネスコエコパーク（移行地域）に指定されている。

【景観形成のイメージ】

- ・南アルプスや井川湖への来訪者が、心地良く滞在でき、また、湖上からの湖畔集落の眺望が維持されるよう、民間の建築物や公共施設の形態意匠等を誘導し、まち並み景観の向上を図る。





第5章 景観資源の保全・活用

1. 景観資源の考え方
2. 景観資源（建造物、樹木）の保全・活用
3. 景観資源（眺望地点）の保全・活用

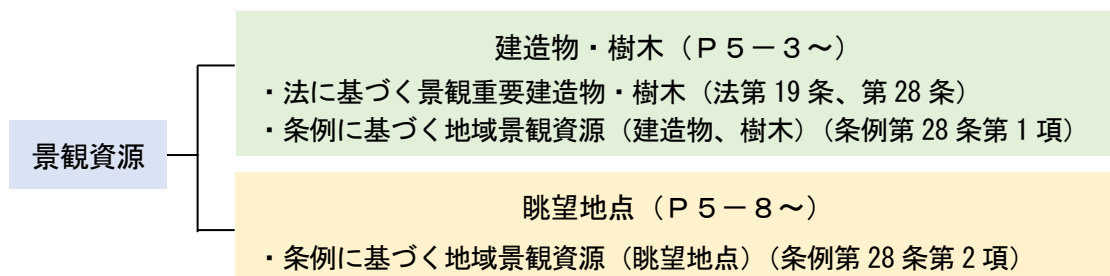


第5章 景観資源の保全・活用

1. 景観資源*の考え方

個性豊かで魅力的な景観形成を推進するためには、都市や地域の歴史や文化を象徴し、地域を印象づける資源等を積極的に保全し、これらを核とした景観形成に取り組んでいくことが必要です。アンケートにおいても、市の取組として、歴史を感じさせる建築物等やシンボリックな樹木を守ることが、重要だという意見が多くありました。

このため、法に基づく「景観重要建造物*（法 19 条）・樹木*（法 28 条）」のほか、良好な景観を形成する重要な資源を条例に基づく「地域景観資源（条例 28 条）」と位置づけ、その保全・活用を図ります。



- 景観計画に位置づける景観資源
- 景観形成上、重要な建築物や工作物（以下、建造物、という）
 - 景観形成上、重要な樹木
 - 眺望地点（良好な景観を眺望できる地点）



大村家住宅<景観重要建造物（法第 19 条）>



静岡銀行本店（旧静岡三十五銀行本店）<景観重要建造物（法第 19 条）>



中蘂科小学校のイチヨウ<景観重要樹木（法第 28 条）>



清水灯台（三保灯台）<地域景観資源（条例第 28 条第 1 項）>

*【用語の解説】 景観資源 ➡ P 用-1
 景観重要建造物 ➡ P 用-1
 景観重要樹木 ➡ P 用-1

2. 景観資源(建造物、樹木)の保全・活用

地域固有の貴重な資源として市民に親しまれている建造物、樹木について、地域の良好な景観の形成における重要性を再認識し、積極的に保全・活用していくため、指定の方針に即し、条例に基づく「地域景観資源(建造物、樹木)」や景観法*に基づく「景観重要建造物・樹木」に指定していきます。

1) 条例に基づく「地域景観資源(建造物、樹木)」の役割

地域景観資源は、次のような役割を担っています。

- ①景観形成上、重要な資源であることを周知すること
- ②これら地域景観資源を引き立て、地域の景観形成に寄与させること

このため、景観形成上、重要な建造物や樹木などは、上記①②の役割について所有者の同意の上、静岡市景観条例に基づく「地域景観資源(建造物、樹木)」として指定します。

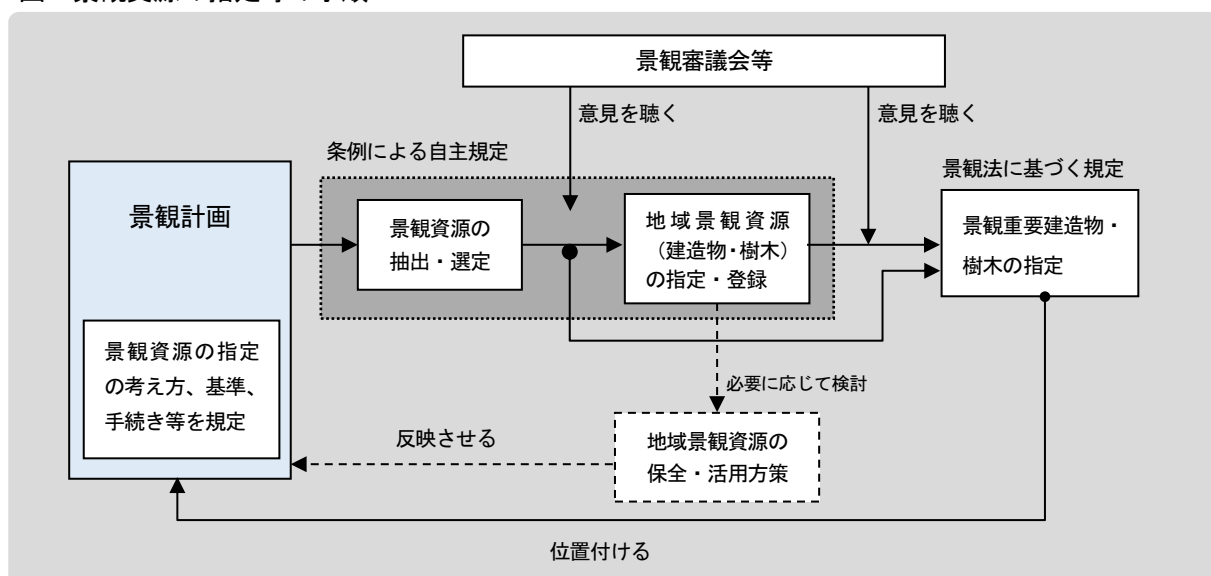
2) 景観法に基づく「景観重要建造物」・「景観重要樹木」の役割

景観重要建造物・樹木は、次のような役割を担っています。

- ①景観形成上、重要な資源であることを周知すること
- ②これら景観重要建造物・樹木を引き立て、地域の景観形成に寄与させること
- ③所有者の管理義務及び現状変更の規制等により、景観重要建造物・樹木を保全すること

このため、景観形成上、重要な建造物や樹木のうち、上記①②の役割のほか、③の景観法に基づく管理義務及び現状変更の規制等について所有者の同意等が得られた場合は、景観法に基づく「景観重要建造物」や「景観重要樹木」として指定します。

図 景観資源の指定等の手順



*【用語の解説】 景観法 → P用-1

3) 「地域景観資源（建造物、樹木）」の指定の方針

「地域景観資源（建造物、樹木）」は、それぞれ次に掲げる方針に即し、指定します。

① 「地域景観資源（建造物）」の指定の方針

市民に親しまれている建造物で、道路その他の公共の場所から望見することができ、次に示す項目に該当する建造物のうち、所有者の同意等が得られたものについて指定します。

- ・優れたデザインを有し、地域のランドマーク的な存在であるもの
- ・街角やアイストップ*に位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な場所にあるもの
- ・地域の風土、歴史、文化を感じさせる、又は創出することができるもの

② 「地域景観資源（樹木）」の指定の方針

市民に親しまれている樹木であり、道路その他の公共の場所から望見することができ、次に示す項目に該当する樹木のうち、所有者の同意等が得られたものについて指定します。

- ・樹姿（樹高や樹形）が、地域のランドマーク的な存在であるもの
- ・地域の風土、歴史、文化を感じさせる樹木であるもの
- ・街角やアイストップに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な場所にあるもの

4) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域景観資源に指定されたもの、又は、国土交通省令〔法施行規則第6条（建造物）、第11条（樹木）〕都市計画区域外の樹木にあっては、農林水産省令・国土交通省令〔都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令第1条〕で定める基準に該当するもののうち、所有者の同意等が得られたものについて、前記の地域景観資源と同様の指定の方針に基づき指定します。

5) 景観資源の保全・活用方策

「景観資源」に指定された建造物や樹木は、その適切な保全とともに、その周囲の景観形成にも積極的に取り組み、地域の景観のランドマークとしての価値を高めます。また、併せて、次のような活用を進めます。

- ・電柱・屋外広告物等の設置には十分な配慮を求め、地域景観資源の視認性*を向上させます。
- ・景観資源の隣接地等で建築行為等を行う場合は、素材、色彩、広告物の掲出方法について、景観資源より目立つことのないよう調和を図ります。



*【用語の解説】 アイストップ ➡ P用-1
視認性 ➡ P用-2

6) 景観重要建造物及び景観重要樹木並びに地域景観資源（建造物、樹木）の指定状況

令和元年6月時点の指定状況です。今後、新たな指定により追加される場合があります。

①景観重要建造物

No.	名称／写真	所在地	特徴など
1	大村家住宅 	葵区 平野 1052 番地	建築年：1865年(江戸末期) 構造：木造2階建 特徴：兜造りと呼ばれる茅葺き屋根を有する民家であり、周辺の山並みとも調和しています。
2	矢澤煉瓦蔵 	葵区 七間町 8 番地 4	建築年：明治時代 構造：煉瓦造2階建 特徴：漆器店の倉庫として建築され、静岡大火や戦災を乗り越えてきました。赤レンガが七間町のまち並みにアクセントを加え、特徴ある景観を形成しています。
3	静岡銀行本店 (旧静岡三十五銀行本店) 	葵区 呉服町 一丁目 10 番地	建築年：1931年(昭和6年) 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造3階建地下1階 特徴：ドリス式円柱と、石造風のどっしりとした作りが特徴です。呉服町の交差点に位置し、歩く人の視線を引きつけ、市街地の近代化の歴史を感じさせます。
4	静岡市役所本館 	葵区 追手町 5 番 1 号	建築年：1934年(昭和9年) 構造：鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)4階建ドーム付 特徴：テラコッタを多用した外壁と、モザイクタイル貼りのドームを持った塔が特徴的です。

No.	名称／写真	所在地	特徴など
5	清水港テルファー 	清水区 新港町 7番地7	建築年：1928年(昭和3年) 構造：鉄骨造 特徴：清水港の歴史を物語る鉄骨トラス構造で、港の風景に調和し、清水マリンパークのシンボルとなっています。
6	静岡県庁本館 	葵区 追手町 9番6号	建築年：1937年(昭和12年) 構造：鉄筋コンクリート造4階建(一部5階建) 特徴：建築当時の流行をよく示す帝冠様式の建物です。石造風の外壁と赤色の瓦葺き屋根を有し、左右対称で安定感のある外観となっています。

②景観重要樹木

No.	名称／写真	所在地	特徴など
1	中藁科小学校のイチョウ 	葵区 大原 942番地1	樹種：イチョウ 学名：Ginkgo biloba (ギンゴウ・ビロバ) 特徴：中藁科小学校の校庭の中央にあり、遠景の山々、中景の校舎、近景のイチョウが一体となった景観を形成しています。
2	石蔵院のお葉付イチョウ 	駿河区 安居 271番地	樹種：イチョウ 学名：Ginkgo biloba (ギンゴウ・ビロバ) 特徴：駿河湾を望む久能山山腹に位置する石蔵院境内にあり、駿河湾からの潮風にさらされながらも、存在感を示す、地域のランドマークとなっています。
3	但沼神社のクス 	清水区 但沼町 386番地1	樹種：クスノキ 学名：Cinnamomum camphora (ミナモナム・カンフォラ) 特徴：集落の中の少し高い土地に位置する但沼神社境内にあり、鳥居、神社の社殿、樹林を含めて印象的な眺望景観を形成し、住民に親しまれています。

③地域景観資源（建造物）

No.	名称／写真	所在地	特徴など
1	東海道名主の館 (小池家住宅) 	清水区 由比寺尾 464 番 9	建築年：明治時代 構造：木造平屋建 特徴：瓦葺き平入りの屋根、潜り戸つきの大戸、なまこ壁など、旧東海道沿いの由比寺尾地域の民家の面影を伝えています。
2	旧五十嵐歯科医院 	清水区 蒲原 三丁目 23 番 3 号	建築年：大正以前(江戸もしくは明治時代) 構造：木造2階建 特徴：町屋として使われていた建物が歯科医院として改修されました。寄棟屋根、下見板ペンキ塗りの外壁など、外側は洋風のつくりをしています。
3	旧マッケンジー住宅 	駿河区 高松 2852 番地	建築年：昭和 15 年 構造：木造2階建地下1階塔屋*付 特徴：赤い西洋瓦葺きの屋根やコテ塗り仕上げの白壁など、スパニッシュスタイルのつくりになっています。
4	清水灯台（三保灯台） 	清水区 三保 2109 番 2	建築年：明治 45 年 構造：鉄筋コンクリート造 特徴：明治 45 年に日本初の鉄筋コンクリート造の灯台として築造され、羽衣の天女をかたどった風見鶏や松原の中に映える白亜の外観が特徴となっています。

※地域景観資源（樹木）の指定はありません。

3. 景観資源(眺望地点*)の保全・活用

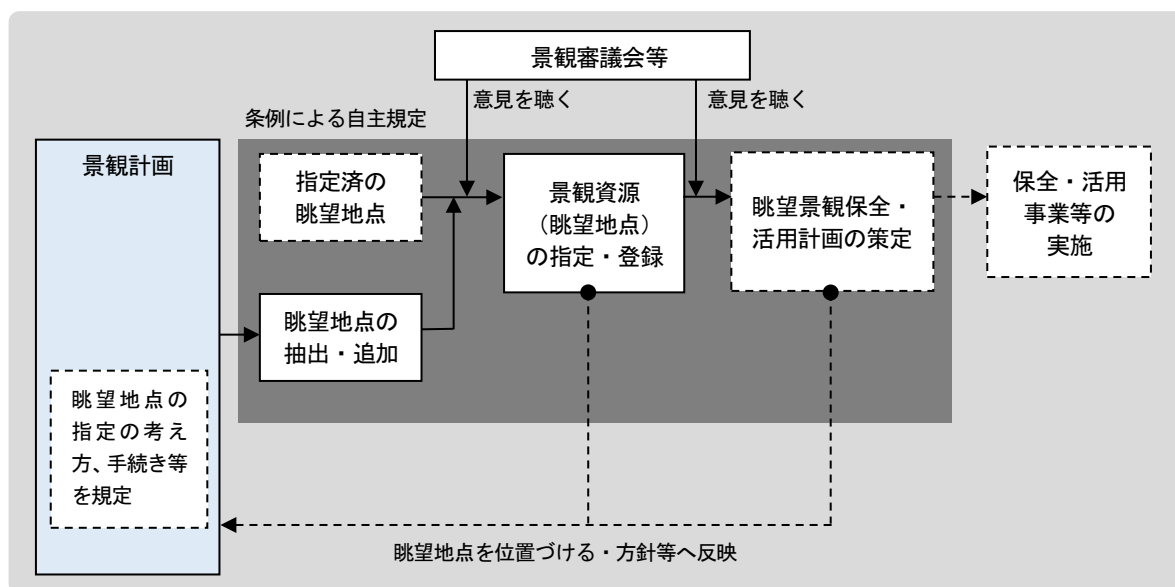
1) 眺望景観の保全・活用の基本的考え方

本市には、南アルプスから市街地周辺の緑豊かな山地、安倍川や興津川、富士川、駿河湾を望む海岸など、素晴らしい自然景観があり、それらとまとまりある市街地、変化に富んだ地形の組み合わせによって、富士山をはじめとする静岡らしい美しい眺望を楽しむことができる場所が市内に多数あります。こうした静岡らしさを感じさせる優れた眺望景観は市・市民・事業者の共通の財産であることから、協力して維持・保全し、さらに印象を高めることが重要となります。

そこで、市内の優れた景観を眺望できる場所を選定し、静岡市景観条例に基づく「地域景観資源(眺望地点)」として指定し、眺望地点毎に保全・活用をしていきます。

眺望地点の抽出・選定や保全・活用にあたっては、市民の意見を踏まえながら進めることが重要であり、パブリックコメントの実施や景観整備機構*等と連携して進めること等の方策が考えられます。

図 眺望景観の保全・活用の考え方



*【用語の解説】 眺望地点 → P用-2
景観整備機構 → P用-1

2) 「地域景観資源（眺望地点）」の指定の方針

次の指定方針に基づき、「地域景観資源（眺望地点）」の指定を行い、眺望地点毎に位置及びその眺望景観の対象範囲を示します。

- ①富士山をはじめとする静岡市特有の景観を眺望できること
- ②道路や公園、公共施設など、不特定多数の市民がアクセスできる場所であること



県立美術館周辺からの眺望



日本平さくら通り（山頂付近）からの眺望

3) 地域景観資源（眺望地点）毎の保全・活用計画の検討

指定した地域景観資源（眺望地点）について、地点毎に周囲の状況や眺望景観の状況を踏まえ、その保全・活用計画の策定を検討します。

その上で、眺望景観の保全のために必要な事項を景観計画等に反映させたり、事業の実施（案内板の設置等）を検討します。

4) 地域景観資源（眺望地点）の指定状況

前掲2) の考え方を踏まえ、次の16地点を眺望地点とします。

No.	分野別	眺望地点	地区	視対象
1	富士山の眺望景観	清水港 (遊覧船乗り場付近)	清水区	富士山
2		三保松原 (名勝 鎌ヶ崎付近)	清水区	富士山
3		薩埵峠	清水区	富士山
4	富士山を背景に望む眺望景観	安倍川橋	駿河区	富士山、安倍川橋、静岡市街地
5		富士川桜エビ干し場	清水区	富士山、桜エビの天日干し
6	山並みの眺望景観	満観峰	駿河区	南アルプス、駿河湾
7		静岡県立美術館周辺	駿河区	南アルプス、市街地
8		静岡市役所静岡庁舎 17階 (展望ロビー)	葵区	周辺の山並み、市街地
9	駿河湾の眺望景観	久能山	駿河区	駿河湾、大崩方面
10	建造物の眺望景観	日本平 (清水側)	清水区	清水港、茶畑、富士山
11		広野海岸公園	駿河区	難破船、駿河湾、富士山
12	自然豊かな、自慢できる眺望景観	リバウエル井川スキー場	葵区	南アルプス、井川湖周辺
13		用宗海岸海水浴場	駿河区	用宗海岸、駿河湾
14		有東木地区のわさび田	葵区	わさび田
15	夜景がきれいな眺望景観	梶原山山頂 (梶原山公園)	清水区	富士山、市街地、駿河湾
16		日本平山頂 (日本平夢テラス)	清水区	富士山、市街地、駿河湾

図 地域景観資源（眺望地点）の位置と眺望景観の方向



地域景観資源（眺望地点）一覧

【富士山の眺望景観】

<p>1 清水港（遊覧船乗り場付近）</p> <p>見せたい眺望景観</p> <p>清水港は平成23年に国際海上輸送網の拠点として「国際拠点港湾」に、平成29年には国際クルーズ拠点の形成を図る「国際旅客船拠点形成港湾」に指定されました。日の出地区内の様々な場所から富士山と、日本三大美港でもある清水港の景観を眺めることができます。</p>	
<p>2 三保松原（名勝 鎌ヶ崎付近）</p> <p>見せたい眺望景観</p> <p>羽衣伝説の残る三保の『羽衣の松』、世界文化遺産構成資産に登録された『三保松原』の松林とともに、その先に望む雄大な富士山の絶景を眺望できます。</p>	
<p>3 薩埵峠</p> <p>見せたい眺望景観</p> <p>旧東海道の宿場町である興津宿と由比宿を結ぶ峠道であり、街道の難所であったことで知られています。富士山の絶景と幹線道路の走る海岸線、駿河湾の広がりを見渡すことができます。</p>	

【富士山を背景に望む眺望景観】

<p>4 安倍川橋</p> <p>見せたい眺望景観</p> <p>徳川家康公が渡ったとされる、一級河川安倍川に架かる安倍川橋は土木学会推奨土木遺産にも認定されており、長年親しまれています。この橋を見ながらその先に広がる市街地、背後にそびえる雄大な富士山との調和を一度に楽しむことができます。</p>	
<p>5 富士川桜エビ干し場</p> <p>見せたい眺望景観</p> <p>本市の名産品の1つである桜エビ。春・秋ごろにはその桜エビを一級河川富士川の河川敷内で天日干ししており、その鮮やかなピンク色と背後にそびえる雄大な富士山とのコントラストが美しい景観を演出しています。</p>	

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章


第7章

用語解説


【山並みの眺望景観】

<p>6 満観峰</p> <p>見せたい眺望景観</p> <p>本市の南西、焼津市との境に位置する標高 470mの山です。展望広場のある山頂部からは、南アルプスから駿河湾まで 360度近い大パノラマ景観を眺めることができます。</p>	
<p>7 静岡県立美術館周辺</p> <p>見せたい眺望景観</p> <p>静岡県立美術館裏側の散策道や展望台から、静岡市街地とその背景にある山並み、さらには富士山や遠くは南アルプスまでを見渡すことができます。</p>	
<p>8 静岡市役所静岡庁舎 17 階（展望ロビー）</p> <p>見せたい眺望景観</p> <p>地上 70mの高さから、庁舎北側の市街地や周辺の山並み、遠くには富士山などを眺望できます。 ※利用は庁舎開庁時のみ、展望ロビー以外の執務室部分には立ち入りできません。</p>	

【駿河湾の眺望景観】

<p>9 久能山</p> <p>見せたい眺望景観</p> <p>有度山の駿河湾沿いに位置していて、徳川家康公ゆかりの久能山東照宮があります。表参道石段の一ノ門付近などから駿河湾や伊豆大島、大崩方面を眺めることができます。</p>	
--	--

【建造物の眺望景観】

<p>10 日本平（清水側）</p> <p>見せたい眺望景観</p> <p>茶畑を手前に富士山や清水市街地、清水港越しの伊豆半島、駿河湾と、一度にすべての景色を見渡せ、眺めることができます。また、日本三大美港の1つである清水港の港全体を見ることもできます。</p>	
--	--

11 広野海岸公園

見せたい眺望景観

本市内の公園の中でも絶大な人気を誇るこの公園には帆船遊具があり、公園のシンボルにもなっています。同公園内にある見晴らし山からはその帆船遊具や駿河湾を見渡すことができます。



【自然豊かな、自慢できる眺望景観】

12 リバウエル井川スキー場

見せたい眺望景観

ウインターシーズンのスキーゲレンデとして多くの来訪者で賑わうリバウエル井川スキー場。しかし、グリーンシーズンになると冬期とは全く景色が異なり、井川湖をはじめ、新緑豊かな草原などの自然景観を眺めることができます。



13 用宗海岸海水浴場

見せたい眺望景観

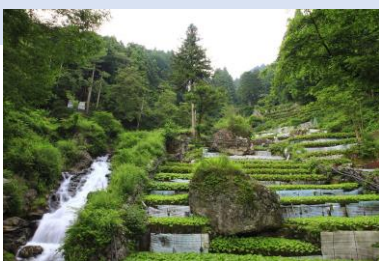
波が静かで水質も良く、家族連れ向けの海水浴場であり、多くの人で賑わっています。また、見晴らしが良く、この地域ならではの緩やかな曲線を描く砂浜と海の広がりを見ることが出来ます。



14 有東木地区のわさび田

見せたい眺望景観

本市オクシズ地域に伝わる「静岡水わさびの伝統栽培」が世界農業遺産に登録されました。その中でも有東木地区は『わさび栽培発祥の地』と言われ、多くのわさび田を現在も見ることができ、いつまでも残したい伝統景観の1つです。



【夜景がきれいな眺望景観】

15 梶原山山頂（梶原山公園）

見せたい眺望景観

（夜間の景観）

本市内の夜景スポットとして特に人気が高く、夕闇とともに浮かび上がる市街地の灯りを存分に楽しむことができます。

（昼間の景観）

鎌倉時代の武将梶原氏にゆかりがあり、ハイキングコースとして人気のある標高 279mの梶原山山頂は、大変見晴らしが良く 360 度の大パノラマを楽しむことができ、富士山のほか、市街地や駿河湾が望めます。



16 日本平山頂（日本平夢テラス）

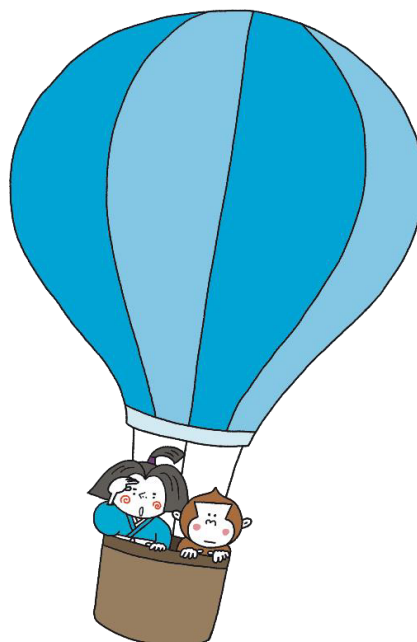
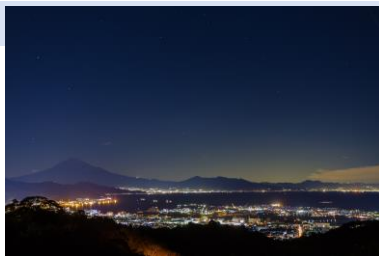
見せたい眺望景観

（夜間の景観）

日本平山頂は日本夜景資産に認定されており、清水港や清水市街地、さらには静岡市街地の灯りを、昼間の景観とは違った景色を眺めることができます。

（昼間の景観）

日本平山頂に新たに建築された展望施設にある屋外回廊デッキからは雄大な富士山を眺望することができます。また、その眼下に広がる清水市街地や清水港、静岡市街地まで 360 度の眺望を楽しむことができます。



第6章 景観に配慮した公共施設等の整備

1. 公共施設（道路、河川、公園等）の景観整備の進め方
2. 公共建築物の景観整備の進め方
3. 「景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号ロ）」について



第6章 景観に配慮した公共施設等の整備

1. 公共施設(道路、河川、公園等)の景観整備の進め方

道路、河川、公園等の公共施設は、地域の景観形成の骨格や拠点を形成することが多く、地域の景観まちづくりを先導していく必要があります。アンケートにおいても、市の取組として、景観に配慮した公共施設をつくるのが、特に重要だという意見が多くありました。

そのため、道路、河川、公園等の公共施設の整備・改修に際しては、「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」(静岡県、平成30年発行)を参考にしつつ、周辺の景観に配慮します。

また、公共施設を中心とした地域の景観を美しく維持していくとともに、住民の地域への愛着や誇りを育むため、住民や民間事業者との協働による清掃や緑化などの取組を進めます。

※公共建築や鉄道駅などの公共的な建造物で、景観形成上重要なものは、地域景観資源又は景観重要建造物*として指定し、保全・活用を図ります。

1) 道路

「防災機能の強化」や「安全、安心な歩行環境の形成」と共に、「魅力ある景観の保全、創出」のため、道路の無電柱化を推進します。

幹線道路の既存の樹木の維持管理に努めると共に、新たに整備される都市計画道路などにおいては、場所の特性や地域の意向などを踏まえ、歩道幅員とのバランスを考慮し、地域を特徴づける植栽を推進します。

豊かな歴史的資源を有する沿岸部(しずまえ)、三保半島地区、「東海道歴史街道二峠六宿」などでは、「第2次静岡市のみちづくり」に基づき、景観形成を積極的に推進していきます。

2) 河川

市街地内の河川では、石積みや植栽を施した護岸への改修、水際の歩行空間の設置、川沿いの緑化など、水と緑の豊かな空間の創出に努めます。

郊外の自然が残る河川では、河川周辺の森林の保全、自然環境を活かした護岸の整備などにより、生物多様性の確保と美しい自然景観の保全に努めます。

3) 公園・緑地

公園・緑地については、「みどりの基本計画」に基づき、必要となる機能を確保するとともに、景観に配慮しながら地域特性に応じた整備を進めていきます。

JR 東海道本線の鉄道駅である静岡駅、清水駅、東静岡駅、草薙駅、安倍川駅、用宗駅、興津駅、由比駅、蒲原駅、新蒲原駅の駅周辺地区では、まち歩きの際の休息・憩いの場として公園や広場の整備・維持管理を推進し、人々が集まる景観の創出に努めます。

駿府城公園は、歴史文化を感じさせる公園や桜の名所として整備を進めており、市内各所においても、自然景観や歴史景観を活かした、特色のある公園・緑地の整備に努めます。

2. 公共建築物の景観整備の進め方

公共建築物の建築に当たっては、「静岡市景観計画」及び「重点地区景観計画」に示された当該地区の景観形成方針及び基準への適合を図るとともに、民間建築物の手本となるよう、以下の点に十分に配慮します。

- ・ 地域の特性を把握し、周辺の景観との調和や遠く離れた場所からの見え方に配慮した配置、デザインとする。
- ・ 周辺の景観と調和する色彩とするとともに、地域の歴史、文化を踏まえた素材を活用する。
- ・ 敷地内及び建築物の壁面・屋上の積極的な緑地に努め、敷地面積の15%の緑化を目指す。
- ・ 構想や計画等の事業の早期段階から、市民の意見を聴く場を設けるとともに、専門家等の助言を受けながら、デザインの質の向上を図る。



3. 「景観重要公共施設*の整備に関する事項（景観法*第8条第2項第4号ロ）」について

1) 景観重要公共施設の指定に関する基本的な考え方

本計画区域内にある道路、河川、公園等の公共施設が景観形成に果たす影響は大きいいため、良好な景観形成に重要な道路、河川、公園等の公共施設についても民有地と同様に景観誘導を図る必要があります。

また、それらの良好な景観形成に重要な公共施設については、公共施設の管理者等との協議により、景観重要公共施設に指定し、地域の景観形成にふさわしい整備の水準として法第8条第2項第4号ロに基づく「景観重要公共施設の整備に関する事項」を定めます。

景観重要公共施設は、定めた「景観重要公共施設の整備に関する事項」に基づき、公共施設の管理者等と連携し、周辺の景観に配慮した整備を進めます。

2) 景観重要公共施設の指定候補の選定

上記の基本的な考え方を踏まえ、次の施設を景観重要公共施設の候補として選定します。

表 景観重要公共施設の候補例

施設の選定視点	候補となる施設名称
○本市の景観の骨格を形成する施設	○国道1号等の交通景観軸 ○歴史的景観軸 等
○重点地区内にある施設	○重点地区内の道路や公園、河川 等
○眺望景観の視点場となっている施設	○梶原山公園 等
○富士山などのシンボリックな資源・施設が見通せる施設	○県道三保駒越線（三保街道） 等
○景観形成上、重要な資源（地域景観資源等）の周辺にある施設	○地域景観資源の周辺の道路 等



富士山への見通しができる道路



宇津ノ谷地区内の旧東海道

*【用語の解説】 景観重要公共施設 → P用-1
景観法 → P用-1

3) 景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方

①整備に関する基本的な考え方

景観重要公共施設は、「景観重要公共施設の整備に関する事項」とともに、施設の整備状況に応じて、次に示す基本的な考え方に基づき整備します。

○既に整備が終了している施設

- ・現在の整備水準を維持することを基本とします。
- ・補修等に際しては、現在と同等の色彩やデザインとします。但し、本計画に定める色彩基準に適合しない場合は、地域の景観特性に合わせた適切な色彩へ変更します。
- ・眺望景観を楽しめる公園などでは、良好な眺望景観を確保するため、樹木の適切な維持管理などに配慮します。

○今後、整備が予定されている施設

- ・景観特性に応じ、地域の景観を引き立てるような色彩やデザインとします。
- ・施設の整備水準等に応じて、積極的な緑化に努めます。

○当面の間、整備の見込みがない施設

- ・景観阻害要素がある場合は、周辺と統一感のある色彩やデザインとなるよう部分的に改修するか除却するよう努めます。

②景観形成上、重要な景観資源*の周辺にある施設の整備

公共施設は、地域の景観形成の先導する役割を担うことから、施設管理者と協議により、次のような整備をします。

○地域資源を引き立てる環境色彩の採用

- ・交通安全施設や交通標識等を対象に、景観資源を引き立てる色彩への変更等を行います。

○景観阻害要素の除去等

- ・景観資源の周辺で阻害要素となっている占有物件等の除去や移設等を行います。

*【用語の解説】 景観資源 ➡ P用-1

4) 歴史的景観軸の形成における重要公共施設の考え方

景観重要公共施設の候補施設のうち、歴史的景観軸である旧東海道では、公共空間の整備と沿道の一体的なまち並み形成を行うことが必要です。そのため、次に示す考え方に基づき、今後、関係機関や地区の住民などとの協議を進めながら、景観形成を推進します。

①市民・行政の協働のための組織づくり

公共空間と沿道の建築物等の一体的なまち並み形成には、市民の意欲の高まりに応じて段階的に組織づくりを進めていくことが重要です。そのため、行政と沿道の住民などの連携のあり方や、事業化の方策等を市民や市民活動団体等と協力して検討していきます。

②公共空間の整備

公共空間については、歴史的景観軸にふさわしい高質な空間デザインの採用が重要です。また、道路の構造や舗装の仕上げのみならず、案内板や街灯等が一体的にデザインされ、まとまりのある空間を形成する必要があります。そのため、公共空間の整備にあたっては、景観重要公共施設の指定等により、整備方針等を担保した上で進めていくことを検討します。

③沿道のまち並みの規制誘導

沿道のまち並み形成に当たっては、適切な規制・誘導方策の導入や支援などが効果的であることから、景観計画重点地区や景観地区等の指定、助成制度等を検討します。

図 歴史的景観軸の整備方針イメージ



第7章 景観形成の推進体制

1. 総合的な推進体制の構築
2. 協働による景観まちづくりの推進
3. 景観計画の進行管理



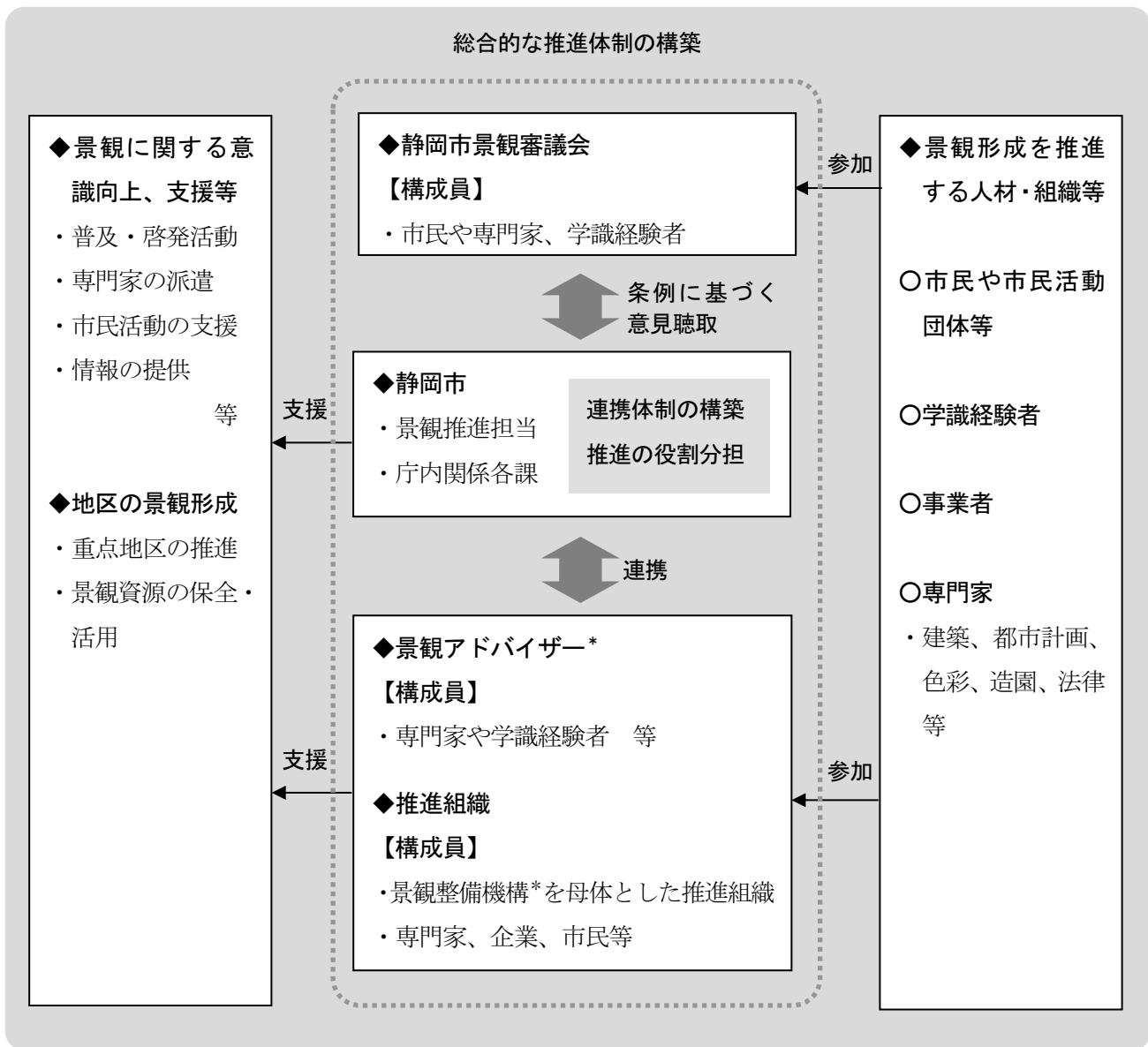
第7章 景観形成の推進体制

1. 総合的な推進体制の構築

良好な景観形成を推進するためには、本計画などの実効性を確保するとともに、市民や市民活動団体等による景観まちづくり活動の推進、専門家の助言や参画、庁内の連携や調整の仕組みづくりなどにより、市民・事業者・市の協働による総合的な推進体制を構築する必要があります。

このため、次に示す総合的な推進体制を構築し、景観形成に取り組みます。

図 総合的な推進体制



2. 協働による景観まちづくりの推進

1) 地区レベルの景観形成、景観資源*の保全・活用

静岡らしい景観の形成のためには、身近な地区レベルで地域特性を活かした景観形成を進めていくことが不可欠です。また、市民アンケートや事業者アンケートにおいて、地域住民の意見を反映した地区ごとの景観ルールづくりが今後の景観行政に求められています。

地区レベルの景観形成のためには、地区の状況や課題、住民の意欲などを踏まえ、次のような適切な規制誘導の手法を選択していきます。

①景観計画重点地区の指定

本市には、様々な都市機能の集積、商業・業務施設の拠点、旧東海道に代表される歴史的まち並み、良好な住宅地など、個性的なまち並みを持つ地区が多数存在します。

景観条例に基づき、特に、良好な景観形成に取り組む「重点地区」として位置づけ、地区独自の景観形成の目標や方針、景観形成基準などを定め、地区の景観資源や個性を活かした景観形成に取り組むこととします。

現在、4地区が指定されており、今後も住民や事業者の合意形成を図りながら、景観計画重点地区の追加指定を目指します。

②広告景観整備地区の指定の検討

屋外広告物条例に基づき、良好な景観を形成するため、屋外広告物の景観誘導が特に必要と認められる区域を「広告景観整備地区」に指定し、屋外広告物の形状、面積、色彩、意匠などの基準を定め、地域特性にふさわしい広告景観の形成を図ります。

③その他関連制度と連携した景観形成

その他、都市計画法による地区計画、建築基準法による建築協定、都市緑地法による緑地協定、空家等対策の推進に関する特別措置法など、関連制度と連動させ、効果的な景観形成を進めます。

なお、地区レベルの景観形成にあたっては、地区の状況にあわせ、段階に応じた様々な支援が重要です。このため、次に示す取り組みを進めます。

○市又は専門家の派遣（特に、初動期）

○地域資源の発掘等の活動（まち歩きや資源マップの作成等）

○市民活動団体や協議会の認定と支援（情報提供、専門家の派遣、活動助成等）

*【用語の解説】 景観資源 → P用-1

2) 市民・事業者の景観への関心の向上

市民・事業者との協働により、良好な景観形成を進めるためには、次のような景観に関する関心や意識を醸成する基礎的な取り組みが考えられます。

①市民等への効果的な情報発信ツールの活用

広く市民に景観まちづくりに関心を持ってもらえるよう、パンフレット等のもとより、ホームページやソーシャルメディアといった多様なツールを有効に活用し、適時適切に情報発信を行います。

②事業者に向けた制度の周知

景観形成の方針や基準、届出制度など、主に事業者に関わる内容について、ガイドラインなどわかりやすい冊子を作成するとともに、事業者や業界団体への周知や広報を積極的に行います。

③子どもや若い人たちへの景観学習の実施

将来の景観まちづくりを担う子どもや若い人たちの景観に関する意識を醸成するため、景観に関する副読本の作成、出前講座の実施など、景観や都市計画の学習を実施します。

3) 市民・事業者の自発的な活動の促進

市民が身近なレベルで景観まちづくり活動に参加できる機会の創出など、次のような市民・事業者の自発的な活動の継続につながる仕組みづくりが考えられます。

①静岡市都市景観表彰事業の実施

景観条例に基づく表彰制度を活用し、市内の良好な景観の形成に貢献している建築物、緑、屋外広告物などを、公募し、表彰することで、優良事例としてPRしていきます。

この事業を通じて、景観資源を発掘、共有し、その保全・活用の活動につなげていくとともに、地域の景観形成に努めている市民や事業者のモチベーションの維持向上や、地域の景観まちづくり活動の活発化が期待できます。

今後は、民間活力を活用し、静岡市都市景観表彰事業実行委員会の組織、景観整備機構の指定など、実施主体を市主導から民間主導の体制へ移行を検討していきます。



市長より受賞者へ表彰状の授与



静岡市まちかどコレクション 2016
(静岡市都市景観賞)
大賞受賞「泉ヶ谷地区のまち並み」

②身近な清掃・緑化活動の促進

本市の良好な景観を維持していくためには、日頃の清掃活動や緑化活動が重要であり、アンケートにおいても、こうした取組は市民にとって比較的協力しやすい景観まちづくりであるとの意見が多くありました。

「静岡市道路サポーター制度」や「河川環境アドプトプログラム」の事業や活動状況のPR、個人や店の庭を開放するオープンガーデンの推進、ウォーキングなど楽しいイベントと組み合わせた清掃活動の実施など、市民や事業者の自発的な清掃緑化活動を促進します。



道路清掃活動

③市民活動団体の認定

景観条例に基づく、重点地区景観形成協議会、景観まちづくり協議会、美しいまち静岡を推進する市民の会といった団体認定制度を活用し、一定の地域やテーマにおける市民の自主的な活動を促進されるよう、必要な情報提供や技術的な助言などの支援をします。

④景観サポーターによる活動

定期的にサポーターを公募し、資源の発掘や広告物の簡易除却等の景観に関する様々な活動への参加を通して、景観まちづくりへの意欲を高めていきます。また、活動の成果は、市ホームページ等で随時公表する等の周知を図ります。

4) 専門家等の参画等

本計画の実効性を高め、より質の高い建築物等のデザインを誘導するためには、専門家等による助言などが大切です。また、地区レベルの景観形成の推進に当たっては、専門的な助言や活動のコーディネートが必要な状況も見られます。このため、専門家等を「景観アドバイザー」として位置づけ、次のような参画する機会の創出を進めます。

①景観計画・景観条例に基づく届出の事前協議、専門的な助言等

②公共施設の整備等に関する助言等

③地域の景観まちづくりを支援する専門家の登録・派遣等

5) 関係機関との連携

①庁内の連携

良好な景観形成の推進のためには、市が先導的な役割を果たすことが重要であり、市有建築物や道路、公園等の公共施設には、地域の景観特性を活かした整備等が求められます。また、良好な景観を形成するためには、環境影響評価制度（環境関係部局）、国内外の誘客施策（観光関係部局）、商工業や農業などの振興施策（経済関係部局）、歴史的価値の高い建造物の保全活用施策（文化財関係部局）等と、連携を図ることにより、互いに多くの相乗効果が得られます。

そのため、関係する所管課との連携、調整を強化するため、庁内調整連絡会議を設置・運営します。

図 庁内連携体制の構築

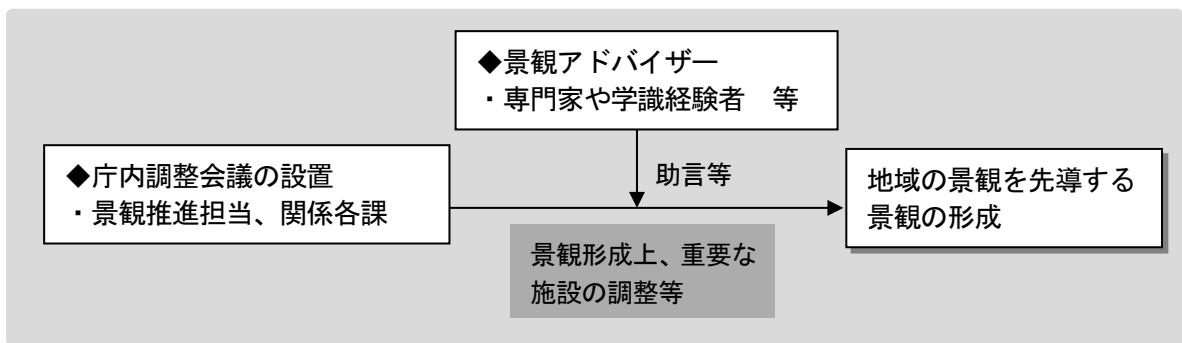
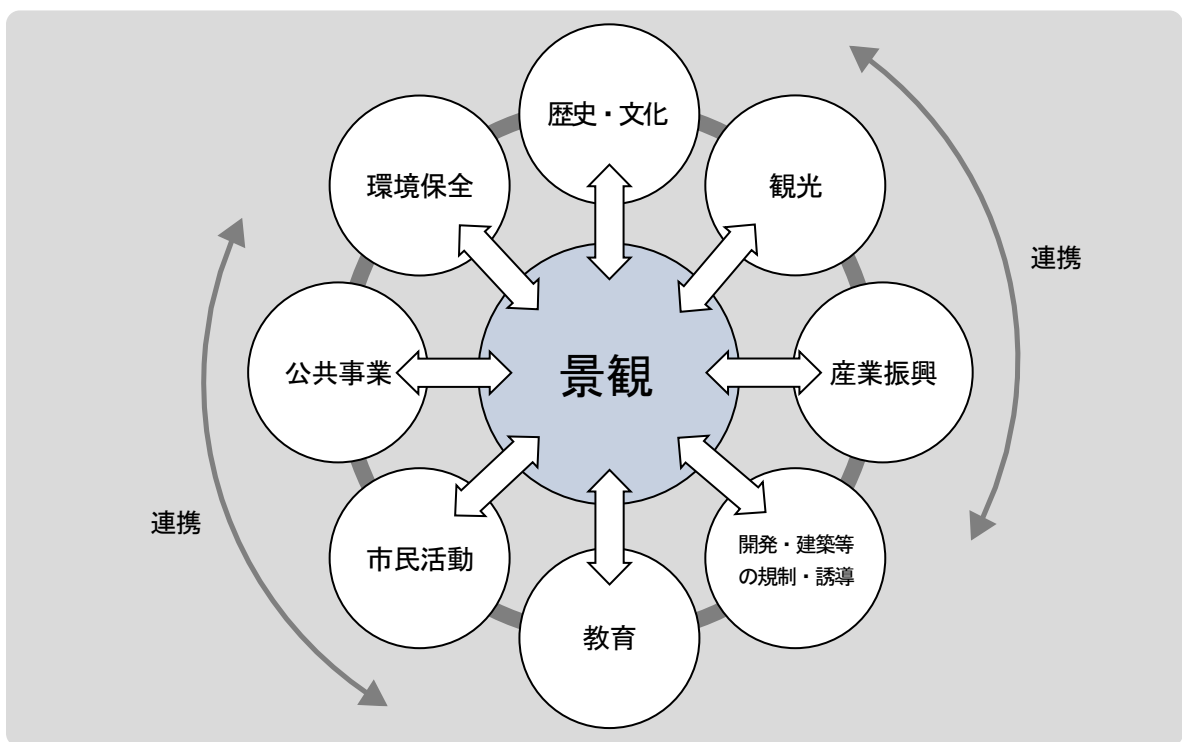


図 庁内の連携



②民間の確認検査機関との連携

本計画の周知を積極的に行い、民間確認検査機関と連携することで、建築確認申請の事前相談等に合わせて、同機関から景観法*に基づく届出を促すことにより、届出制度の確実性や景観誘導の実効性を高めます。

*【用語の解説】 景観法 → P用-1

6) 官民（主に事業者）協働の体制づくり

景観形成では、民間事業者の役割も重要であることから、事業者の意欲を活かした、景観形成の推進母体を育成するため、次のような手順での事業者と市の協働の体制づくりが考えられます。

①景観整備機構を母体とする推進組織の設置

景観整備機構を母体とし、関連する業界団体や地元の有志企業、電気、電話、鉄道等のインフラの事業者などで構成される体制づくりを行います。

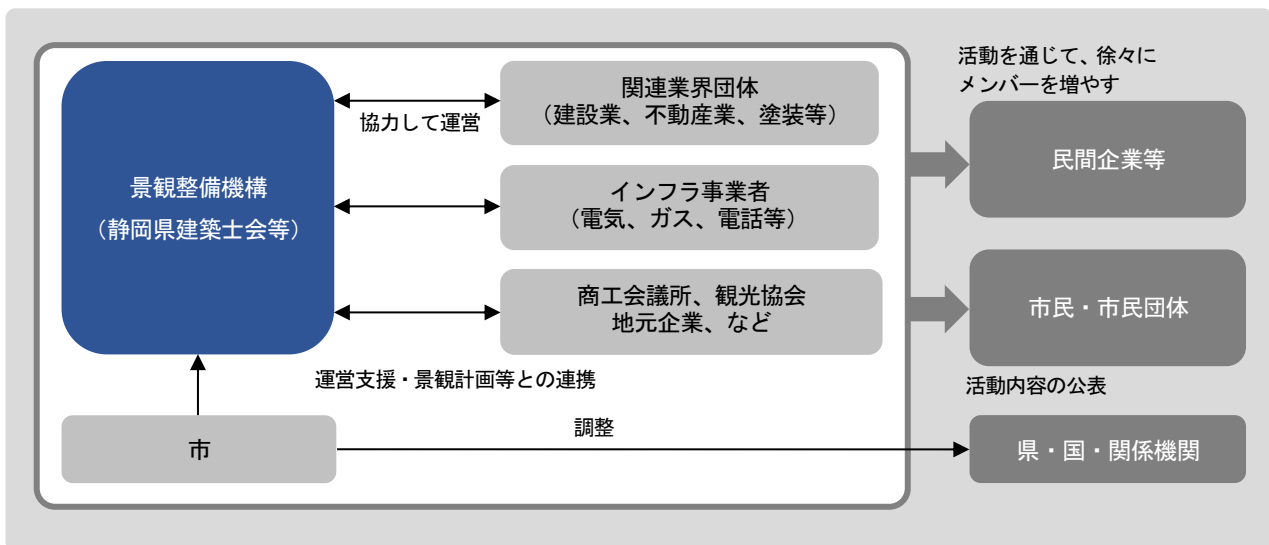
②身近なところから実行する

協議会では、始めに景観形成への貢献として何ができるか、といったことを調査・研究しながら、比較的に取り組みやすい、景観資源の保全・活用等を手がかりとして、可能なものから実行に移していきます。

③段階的に活動の幅を広げ、景観形成の推進母体に成長させる。

活動の幅や領域は、活動を展開するにつれて徐々に増やしていき、最終的には市から自立した組織となり、景観形成を推進する組織として成長できるよう目指します。

図 推進組織のイメージ



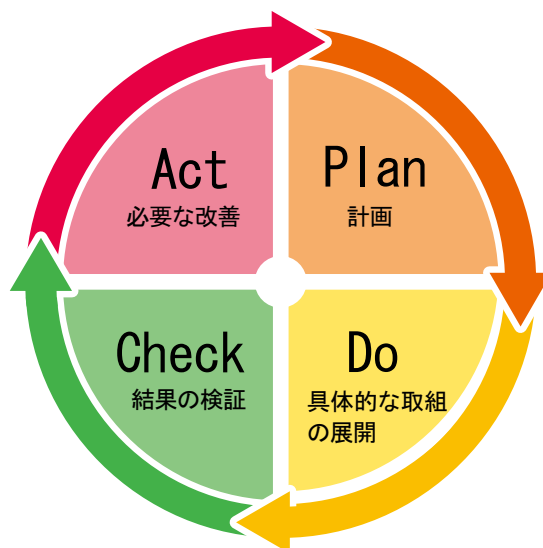
◆官民協働の推進組織の活動例（景観資源の保全・活用をテーマにした活動）

- 景観資源の発掘・調査（「都市景観表彰事業」など）
- 景観資源の保全・活用の支援
（技術的支援、景観まちづくり支援、観光資源としての周知・活用、人材育成等）
- 景観資源の周辺整備（民間施設協調、公共施設整備、電柱・電線等の修景など）

3. 景観計画の進行管理

1) PDCA による進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクル(Plan:計画、Do:具体的な取組の展開、Check:結果の検証、Act:必要な改善)を繰り返すことにより、着実に取組を実施し、段階的かつ継続的な発展を図っていきます。



Plan (計画)

「都市と自然と人が調和し 心地よさが感じ続けられるまち」を基本理念に掲げ、景観法に基づく建築物等の行為の制限や景観資源の保全・活用、市独自の景観施策を展開していきます。

Do (具体的な取組の展開)

目標に向けた取組を市民、事業者、市が協働で実施していきます。

Check (結果の検証)

概ね5年ごとに、市民アンケートの結果や取組の実施状況を踏まえて、計画の推進状況の評価・検証を行います。

Act (必要な改善)

結果の検証、市民アンケートの意見を踏まえ、取組の見直しを行います。また、社会情勢の変化や上位・関連計画の改訂などによる見直しも検討していきます。



用語解説

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

用語解説

用語の解説

あ行

○アイストップ

- ・街角や見通しの良い通り景観の正面にあり、人の視線を引きつけ又は印象に残る山や建築物、樹木などのこと (p3-47 他)

○SDGs

- ・2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2016年から2030年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを理念としている。本市は、政府からSDGs未来都市として選定されると同時に、国際連合からShizuoka City Local2030 Hubとして位置付けられており、積極的にSDGsを推進している (p序-6)

○オープンスペース

- ・建物が建っていない土地 (公園や広場、農地など) の総称。又は、敷地内の空地のこと (p1-3 他)

か行

○景観アドバイザー

- ・法に基づく届出や公共施設の整備に当たって、必要に応じて助言・アドバイスを行う専門家 (建築、都市計画、色彩、造園等) の総称 (p3-9 他)

○景観資源

- ・地域のシンボルとなる建築物や工作物、樹木等であり、地域の景観形成を進める上で手がかりの1つとなる資源のこと (p序-8 他)

○景観重要建造物

- ・景観法第19条に規定されたものであり、景観計画に定められた指定の方針に則り、景観行政団体の長が指定した良好な景観の

形成に重要な建造物のこと (p4-4 他)

○景観重要公共施設

- ・景観法第8条に規定された道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたもの (p序-9 他)

○景観重要樹木

- ・景観法第28条に規定されたものであり、景観計画に定められた指定の方針に則り、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木のこと (p4-4 他)

○景観整備機構

- ・景観法第92条に規定された公益法人又は特定非営利活動法人 (NPO法人) で、管理協定に基づいて景観重要建造物や景観重要樹木を管理する、景観に関する調査研究を行うなどの業務を行うことができる景観行政団体の長から指定された団体のこと (p7-4 他)

○景観法

- ・平成16年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。基本理念等を定めた基本法的な部分、景観計画の策定、行為の制限等の良好な景観形成のための具体的な規制や支援を規定する部分で構成されている (p序-4 他)

○景観計画

- ・景観法第8条に規定された景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」であり、次の事項を定めることになっている (p序-4 他) (序-6のコラムも参照)
 - ①景観計画の区域
 - ②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - ③景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

さ行

○彩度

- ・世界標準のマンセル表色系は、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表す。彩度は鮮やかさを数字で示し、数値が低いほうが落ち着いたやわらかい色になる（本書をお読み頂くに当たって参照）

○色相

- ・世界標準のマンセル表色系は、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表す。色相は色みのことをいい、赤R・黄Y・緑G・青B・紫P・黄赤YR・黄緑GY・青緑BG・青紫PB・赤紫RPの10の色相がある。無彩色はNで表す（本書をお読み頂くに当たって参照）

○自然素材

- ・木、石、土などを用いた材料の総称のこと（p3-58 他）

○自然資源

- ・山、山並み、樹木、水辺等の自然的な要素のこと（p2-2 他）

○視認性

- ・建築物や広告物などの特定の対象物を、目で見て確認すること（p3-27 他）

○スカイライン

- ・山や建築物群などが空を区切ってつくる輪郭線のこと（p3-15 他）

○セットバック

- ・建築物等の壁面を後退させること（p3-15 他）

○草本

- ・地上の茎は木部があまり発達せず、1年から数年で枯れる植物（p3-15 他）

た行

○眺望地点

- ・ある遠景の眺め（眺望）を見る場所のこと（p1-2 他）

○塔屋（とうや）

- ・建築物の屋根よりさらに突き出した部分の

ことで、エレベーター機械室等を指す。ペントハウスともいう（p3-17 他）

○都市農地

- ・市街地やその周辺の農地のことを示し、「静岡県都市農業振興基本計画」では、本市の都市計画区域のうち市街化区域内の農地を「都市農地」として定義している（p3-15）

な行

○法面（のりめん）

- ・切土や盛土により作られる人工的な斜面のこと（p3-19 他）

は行

○ヒューマンなスケール感

- ・人間の感覚や行動を尺度とした都市の空間のことを言い、特に、住宅地や商業地などの景観特性に応じ、公共空間や通りの空間の心地よさを感じるまち並みやスケールのことを指す（p3-18 他）

ま行

○見付面積

- ・建築物の梁間方向（小屋梁と平行の方向）、けた行き方向（小屋梁と直角の方向）の鉛直投影面積（真横から見た時の面積）。立面図に見える面積（p3-6 他）

○明度

- ・世界標準のマンセル表色系は、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表す。明度は明るさを数字で示し、数値が大きい方が明るい色になる（本書をお読み頂くに当たって参照）

や行

○誘目性

- ・人の目を引きやすい意匠等のこと。誘目性の高い意匠とは、明暗の差が大きいもの、周辺から際だつ色や形態のもの等があげられる（p3-18 他）

〇ルーバー

- ・壁や天井の開口部の直射日光や通風を加減するため、羽板(はいた)を縦または横に組んで取り付けたもののこと。又は、建築物の屋上の塔屋や建築設備などの目隠しのために設置する羽板のこと (p3-17 他)





静岡市景観計画

策定：令和元年7月

静岡市役所 都市局 建築部 建築総務課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

T E L : 054-221-1049 (直通)

F A X : 054-221-1135